第3期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年３月

日光市・日光市社会福祉協議会

ごあいさつ

日光市は、日光市社会福祉協議会とともに、平成２２年（2010年）３月、第１期の「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。この計画の進捗評価や社会情勢の変化に応じた見直しを図り、平成２８年（2016年）３月に第２期計画を策定し、様々な取り組みを実施して参りました。

一方、人口減少や少子高齢化が急速に進み、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が急激に変化し、地域交流の希薄化が進んでいることが大きな課題の一つとなっております。さらには、育児と介護を同時に抱える「ダブルケア」や８０代の親と５０代の無職の子が同居する「８０５０問題」など、各家庭で抱える課題が複合化・多様化している状況にあります。

このような状況の中、この度「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光」を基本理念に、第３期計画を策定しました。地域福祉の推進にあたっては、人と人とのつながりを基本に、市民、地域、行政、社会福祉協議会など、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要であることを掲げております。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました地域福祉計画策定委員会委員及び策定市民会議委員の皆様をはじめ、ご意見・ご協力を頂きました関係団体や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和４年（2022年）３月

日光市長　粉川昭一

ごあいさつ

近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進み、加えて経済格差の拡大も指摘されるなかにあって、個人や世帯が抱える課題は複雑化かつ多様化しています。

このような状況に対応するために、地域福祉活動計画の策定については、日光市が策定する「地域福祉計画」と一体的な計画として策定し、同じ理念や方向性の下で相互に連携し、日光市の地域福祉を推進していくことと致しました。本計画により、互いを支え助け合う住民主体の福祉のまちづくりと、市や福祉の専門職が組織や分野の枠を越えて協働する福祉体制の構築を推進し、「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光」を目指していきます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定委員会委員及び策定市民会議委員の皆様、またパブリックコメントにおいて、ご意見・ご協力を頂きました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和４年３月

社会福祉法人日光市社会福祉協議会

会　長　　髙　橋　務

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　地域福祉とは 1

第２節　計画策定の背景 2

第３節　計画の位置付け 5

第４節　計画の期間 8

第５節　計画の対象 9

第６節　*SDGs* の達成に向けた取り組み 9

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題 10

第１節　日光市の地域特性 10

第２節　統計から見る現状 13

第３節　アンケート調査結果等から見る現状 22

第４節　地域福祉をめぐる課題 38

第３章　計画の目指す方向性 40

第１節　計画が目指すこと 40

第２節　計画の基本理念 45

第３節　計画の基本目標 46

第４節　施策体系 47

第４章　計画の推進 48

第１節　計画の普及・啓発活動 48

第２節　協働による計画の推進 49

第３節　計画の進行管理 51

第５章　施策の展開 52

基本目標１　助け合いでつながる日光 52

基本目標２　語らい、相談でつながる日光 63

基本目標３　ふれあいでつながり「心を感じるまち」日光 72

第６章　各地区の地域福祉活動計画 92

資料編 149

１．計画の策定経過 150

２．日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 151

３．日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 155

４．日光市地域福祉計画策定市民会議設置要綱及びにっこう福祉のまちづくり推進委員会設置要綱 156

５．日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱 161

６．日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿 163

第１章　計画の策定にあたって

第１節　地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、地域の一員として安心して暮らせるよう地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として考え、問題解決へ向けて取り組むなど「共に支え合う地域社会」をつくっていくことです。

近年では、核家族化、非婚化、長寿化による単身世帯の増加、雇用形態やライフスタイルの変化などにより、家族、地域、職場などにおける人との絆が薄れ、孤立する人が増えています。さらに、そこから派生する「ひきこもり」、「ごみ屋敷」、「差別や偏見」、「自殺」、またこれらが絡み合った複合的な課題に対して、それぞれの地域において当事者や関係団体・地域組織が主体となって解決策を探っていくことが期待されています。

社会福祉法第４条には「地域福祉の推進」が規定され、地域福祉の推進主体と目的が明確に位置付けられました。これにより、市民参加によるまちづくりがより一層必要になっています。

地域福祉を推進するためには、行政だけではなく、市民、ボランティア団体、民間事業所など市内にいる人全員が一丸となって協力し、課題にあたっていくことが重要となります。そのため、本計画においては、「自助」、「互助・共助」、「公助」の視点について、次のように定め、それぞれが取り組むべき事項について記載しています。

■■自助・互助・共助・公助の重層的な対応

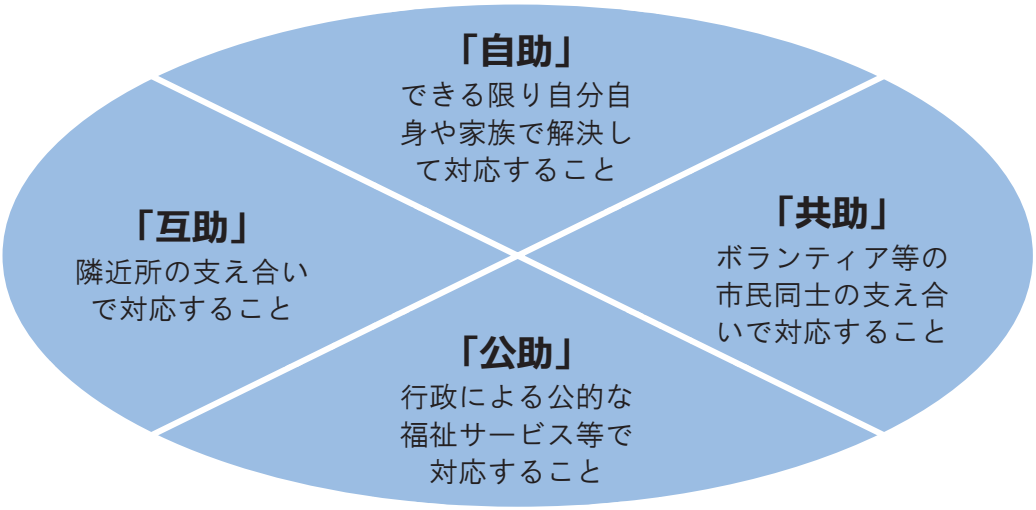

第２節　計画策定の背景

全国的に少子化、高齢化、人口減少、過疎化が進み、地域を支える担い手が減少しています。また、高齢者の割合が高くなる地域では、地域社会そのものの継続性が危惧されています。さらに、核家族化など家族形態の変化や生活環境の多様化などにより、地域のつながりが希薄になってきています。

また、経済的な困窮に陥っている人や、生活するうえでの福祉をはじめとする制度やサービスが必要な人に届かず、制度の狭間で苦しんでいる人など、社会から孤立してしまうケースが増えており、新たなセーフティネットのしくみづくりが求められています。

日光市においてもこれらの事象は例外ではなく、市と日光市社会福祉協議会は連携・協働して、生活に困りごとを抱える人の相談や支援を行ってきました。

一方、地域においてもさまざまな主体により、支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の支え合いや課題解決を目指した活動がそれぞれの地域で進められてきました。

しかしながら、経済的困窮により最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人、長年ひきこもっている人、地域社会から孤立した人など、課題を抱えたまま自ら「ＳＯＳ」を発信できないケースが顕在化しています。そのため、これまで以上に市民をはじめ、地域の関係者、保健・医療・福祉の専門職、団体・行政が協働で課題に向き合い、連携しながら必要なサービスや制度につなげる取り組みが求められています。

日光市と日光市社会福祉協議会は、市における地域福祉の理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、市民のすべてが平穏で幸福に暮らせるよう、人と人とがふれあい、つながることを基本として、困ったときに助け合える関係づくりや支え合える地域福祉の推進に取り組みます。

1．国の動向

これまでの国の動きとして、平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、この法律の中で地域福祉計画の策定が規定されました。また、平成 19 年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、災害時等における要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。そして、平成 20 年には「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示されました。

また、今後団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年問題に向けて、平成 28 年には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域共生社会の実現、地域包括ケアの深化に向けた取り組みを進めることとなりました。さらに、平成 29 年には、その取り組みを後押しするために、地域福祉計画の策定ガイドラインが示され、地域福祉計画を各分野別福祉計画の上位計画として位置づけることとされました。このような中、令和２年に社会福祉法が改正され、地域における福祉に関して共通して取り組むべき事項や、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項などが計画に盛り込むべき事項として示されました。

■■国の主な動き

	国の動き
平成 12 年	✧ 社会福祉法　改正
平成 19 年	・ 厚生労働省通知「要援護者の支援方策について盛り込む事項」
平成 24 年	・ 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
平成 25 年	・ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書
平成 26 年	・ 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」
平成 27 年	・ 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について
平成 28 年	・ 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」 ・ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
平成 29 年	・ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（社会福祉法一部改正） ・ 地域福祉計画策定ガイドライン
平成 30 年	・ 厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」
令和　2　年	・ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

２．県の動向

栃木県は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和２年度に、令和３年度から令和８年度を計画期間とする「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」を策定し、“「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む『とちまる地域共生社会の実現』～住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり～”を計画の目標として、地域福祉の推進に取り組んでいます。この中で市町の包括的な支援体制の構築に向けた支援を行うことを掲げています。

３．市の動向

本市では、市政運営の最高規範の「日光市まちづくり基本条例（平成２０年４月施行）」で、目的として「市民一人ひとりの多様な価値観を尊重しながら、市民自治の実現を図る」ことを定めています。この条例で、「“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい”。“心を感じるまち日光”を力を合わせて創っていくために、まちづくりを通じて人と人との絆を再認識し、自助から互助への精神が宿り、地域の元気や日光市の元気につながる大きな力になっていく」ことを掲げています。

この理念にのっとり、平成２２年３月に、日光市社会福祉協議会とともに「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（平成２２～２７年度）」を策定しました。この計画を第１期として、平成 28 年３月に、「第２期日光市地域福祉計画・第２期日光市地域福祉活動計画（平成２８～令和３年度）」を策定しました。この計画では「市民が“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち」を基本理念に、本市の地域福祉の推進に取り組んできました。

第３節　計画の位置付け

１．法的根拠

第３期日光市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）は、社会福祉法第１０７条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、第３期日光市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）は、社会福祉法第１０９条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）の規定に基づく「地域福祉の推進を図る」ための実践的な計画として位置づけます。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

１　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

５　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

2．関連計画との整合

地域福祉計画は、市政経営の基本方針である「日光市総合計画」のもと、日光市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

また、県内市町の地域福祉の推進に関する取り組みのガイドラインとなる「栃木県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

さらに、地域福祉推進の中心的な担い手である日光市社会福祉協議会が主となり策定する地域福祉活動計画は、市民・民間団体等が主体となって取り組む行動計画であり、日光市社会福祉協議会総合推進計画や毎年度の事業計画書との整合を図るものです。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとして策定します。

■■関連計画との整合

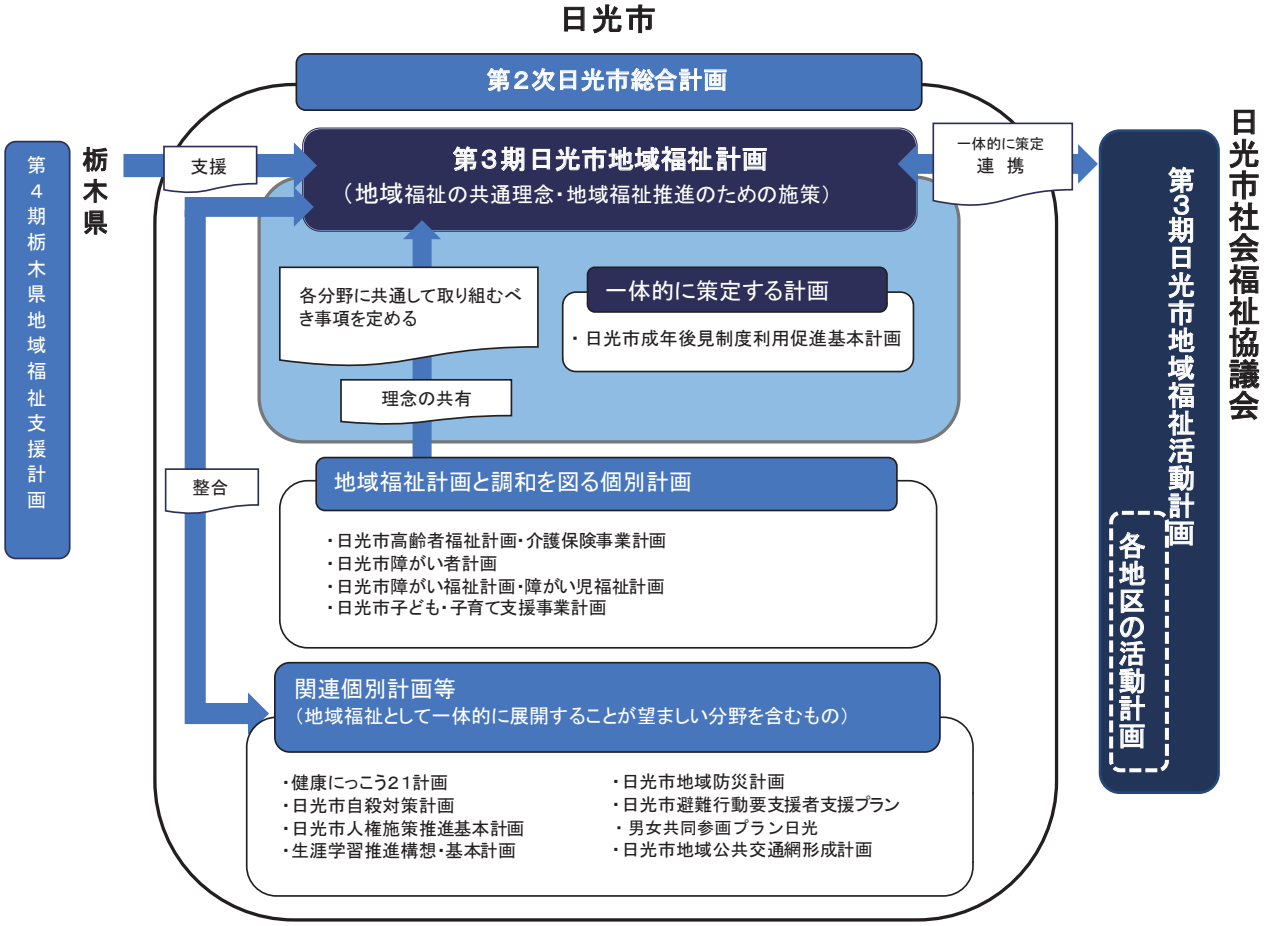

３．地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付け

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、日光市総合計画に基づく方針や施策と、福祉分野の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉推進を図るための個別施策を計画化するものです。

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」と連携・協働し、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、ＮＰＯ法人等の民間団体を中心とした民間活動の自主的・自発的な福祉活動計画を取りまとめたものです。

日光市と日光市社会福祉協議会は、計画推進の効果をあげるため、市が推進する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が推進する「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。このことにより、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、すべての市民が平穏で幸福に暮らせるよう、人と人とがふれあい、つながることを基本として、地域福祉に取り組みます。

また、社会福祉協議会では、市全体の地域福祉活動計画と併せて、より地域性のある課題について日常生活圏域を基に市内を 13 地区に分け、地区ごとに活動計画を策定して福祉のまちづくりを推進していきます。

■■「第３期日光市地域福祉計画」と「第３期日光市地域福祉活動計画」のとらえ方

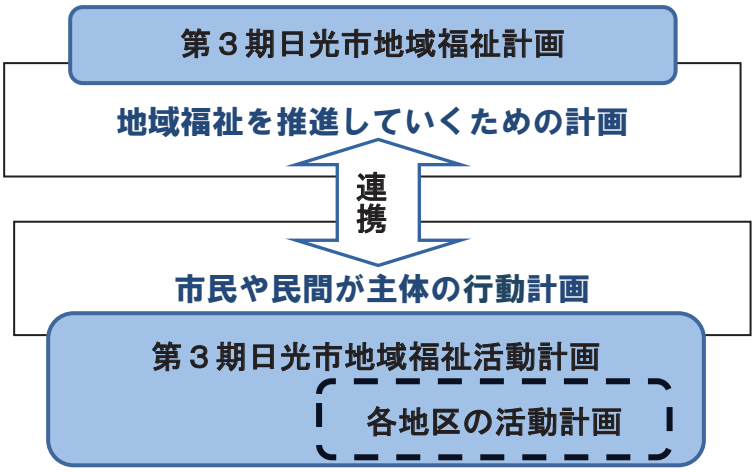

	地域福祉計画	地域福祉活動計画	各地区の活動計画
計画の概要	社会福祉法第 107 条に基づき、住民参加のもと、行政の立場から地域福祉の政策や制度などを充実させながら、地域福祉を推進していくためのしくみづくりや体制づくりのために自治体が策定する計画です。	住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方について、社会福祉法人である社会福祉協議会が策定する計画です。	住民がその地域の特性や課題、方向性等を話し合い、理想の実現や課題解決に向けた今後の取り組み等を共有し、計画化することで、住民主体による地域性を考慮した活動を効果的に推進することを目的とした計画です。

第４節　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から令和７年度までの４カ年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■■計画期間

【地域福祉計画・地域福祉活動計画及び関連計画の期間】

	H28（2016）	H29（2017）	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
総合計画基本構想	第２次（H28～R7）									
〃　基本計画	第２次前期基本計画（H28～R3）						第２次後期基本計画（R4～R7）			
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第２期（H28～R3）						第３期（R4～R7）			
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第６期（H27～H29）		第７期（H30～R2）			第８期（R3～R5）			第９期（R6～）	
障がい者計画		第２期（H29～R3）					第３期（R4～R6）			第４期（R7～）
障がい福祉計画	第４期（H27～H29）		第５期障がい福祉計画(H30～R2) 第１期障がい児福祉計画(H30～R2)			第６期（R3～R5） 第２期（R3～R5）			第７期（R6～） 第３期（R6～）	
子ども子育て支援事業計画	第１期（H27～R1）				第２期（R2～R6）					第３期（R7～）
健康にっこう21計画	第２次（H25～R5）								第３次（R6～）	

第５節　計画の対象

本計画の対象者は、これまでの個別計画のように特定の人だけではなく、日光市に住むすべての市民となります。

生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

第６節　SDGs の達成に向けた取り組み

「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」は、平成２７年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」です。

当市においても、人々が安心して暮らしていける持続可能なまちづくりのため、「第３期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」とＳＤＧｓを関連付け、一体的に推進していきます。本計画では基本目標ごとに関連するＳＤＧｓの目指すゴールを示します。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

第１節　日光市の地域特性

１．地理

日光市は、栃木県の北西部の場所にあり、群馬県、福島県に接し、東京から約 120km に位置しています。平成 18 年３月、今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の２市２町１村の合併により、面積約 1,450km^2 で全国第３位の広大な市となりました。

地形は標高 200m 程の平坦地域（市街地）から、2,000m を超す山岳地域まで大きな起伏があり、総面積の約 87%が森林となっており、多様で美しい自然環境が形成されています。北部から南西部にかけて山岳地帯が広がり、総人口の８割以上が市の南東部を中心とした地域に居住しています。

地域は旧市町村ごとに分かれており、今市地域についてはさらに５つの地区に分かれています。地理的要因も深く起因し、地区別の特色が豊かです。

２．交通

市域が広大である日光市において、交通手段の確保は生活の上で重要なものとなっています。

市内の交通機関を見ると、鉄道は、ＪＲ、東武鉄道、野岩鉄道、わたらせ渓谷鐵道の計４社５路線が通っており、市内に 28 駅と、県内でも駅数の多い市となっています。

バスは、市営のものが 15 路線（デマンドバス含む）、他市町の公営バスが３路線、民間運営のものが 20 路線となっています。また、今市南部地区の７つの自治会がデマンドタクシー「ななつ星くん」を自主運行しています。

古くからの観光の名所である日光地域や市の中心地区である今市地域へのアクセスは良好ですが、幹線道路や鉄道駅から離れると交通手段が少なく、広い市域の中で日常生活の不便さが地区によって存在します。

3．産業･居住生活

産業別就業者割合を見ると、本市では第３次産業が 66.1％で、県の 60.1％よりも多くなっています。特に、日光地域・栗山地域・藤原地域では第３次産業の割合が７５％以上で非常に多くなっています。また、今市地域では第１次・第２次産業が、足尾地域では第２次産業の割合が他の地域に比べて多くなっています。

なお、市全体の就業者数は平成 22 年から平成 27 年にかけておよそ 3,000 人の減少となっています。

■■産業別就業者割合

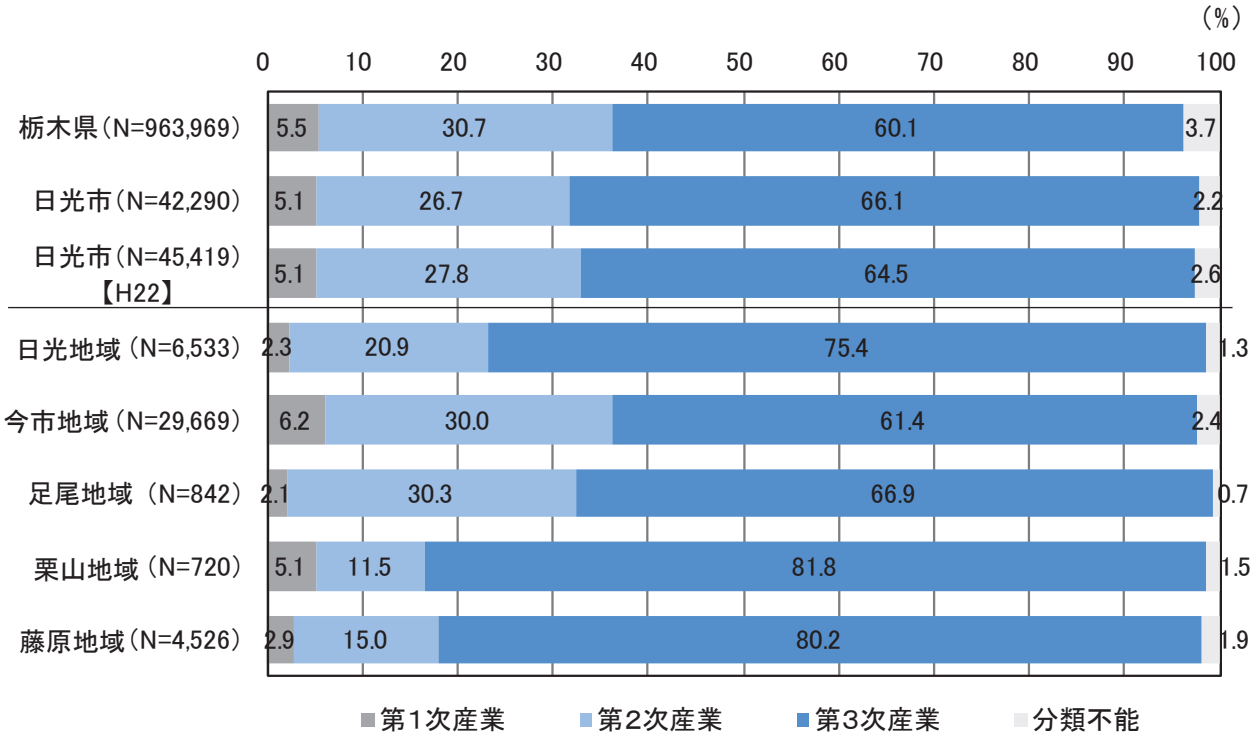

資料：国勢調査（平成２７年）

関連施設の状況を見ると、教育機関や医療機関は今市地域と日光地域に集中していることがわかります。

■■関連施設等の状況

	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	日光市
保健・福祉センター	1	1	2	1	1	6
公民館	5	3	2	1	2	13
幼稚園・保育園	17	7	4	1	2	31
小学校	13	5	3	1	2	24
中学校	6	4	2	1	2	15
高校	2	1	0	0	0	3
特別支援学校	1	0	0	0	0	1
警察署・交番・駐在所	8	10	4	1	2	25
都市公園	32	18	10	0	0	60
医療機関	66	18	9	4	5	102

資料：市データ及び県ホームページ（令和３年４月）

第２節　統計から見る現状

１．人口の状況（市全体）

総人口は年々減少しており、平成２７年から令和２年にかけておよそ５，９００人減少しています。

年齢３区分別人口割合で見ると、64 歳以下の人口割合が減少しているのに対して、65 歳以上の人口割合は増加しています。

■■年齢３区分別人口の推移

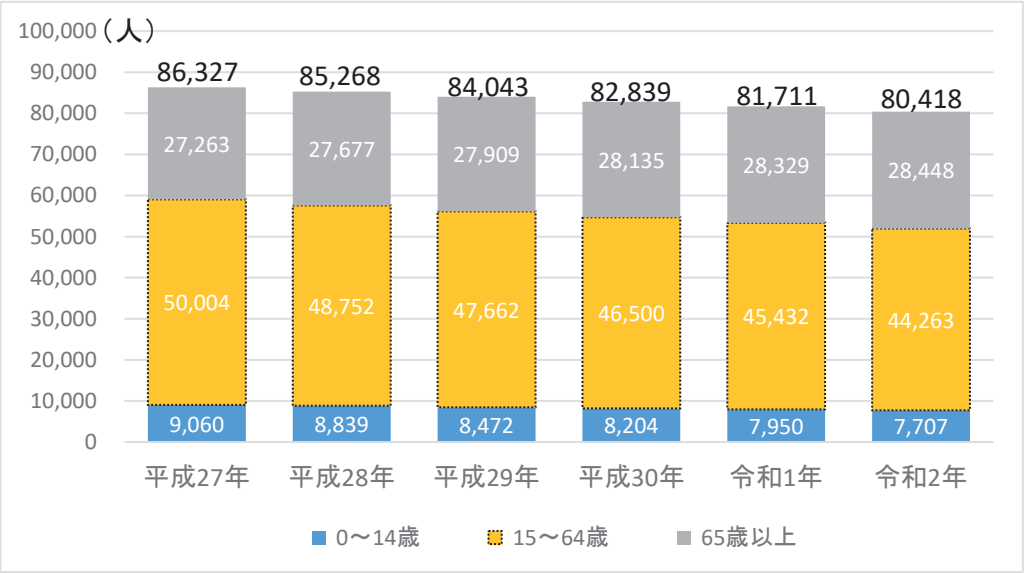

資料：市データ（各年１０月時点）

■■年齢３区分別人口割合の推移

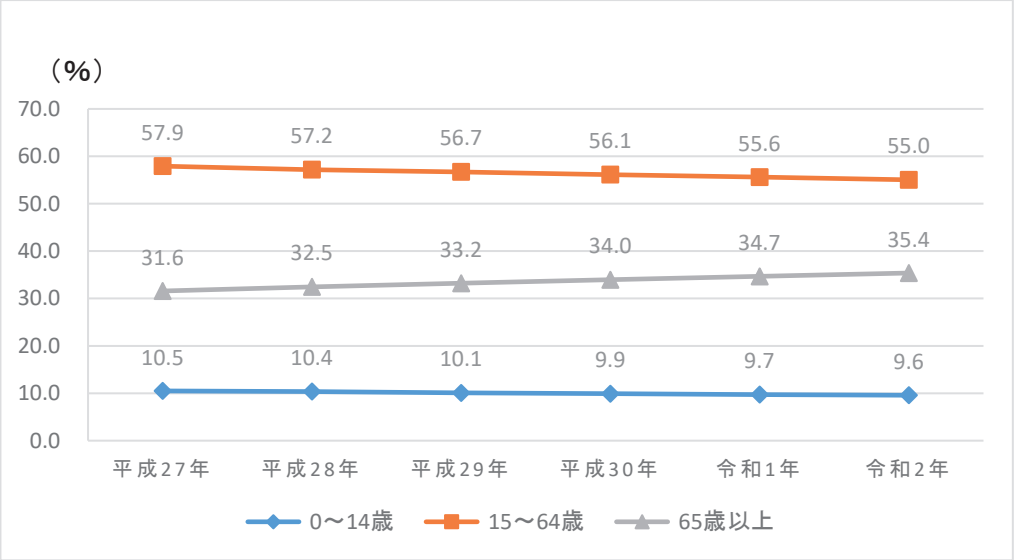

資料：市データ（各年１０月時点）

２．人口の状況（地域別）

地域ごとの人口をみると、全ての地域で減少が続いています。

■■地域ごとの人口の推移

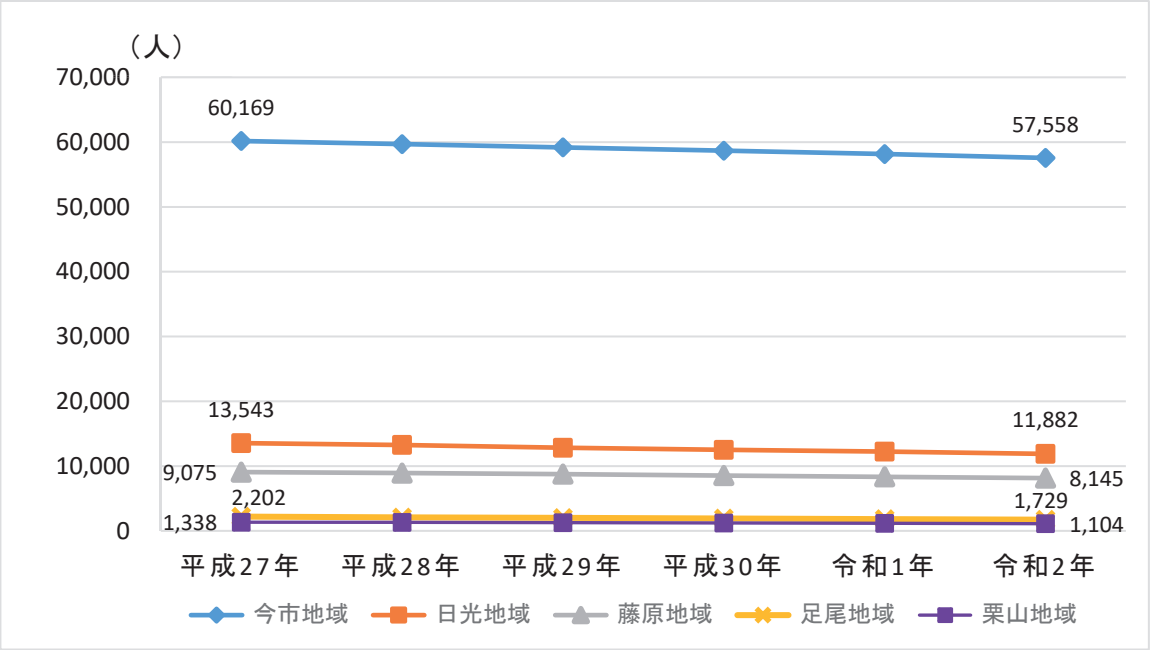

資料：市データ（各年１０月時点）

３．世帯数の状況

世帯数の推移をみると、ほぼ横ばいです。一方で１世帯あたり人員は減少し続けており、令和２年時点で２．２０人となっています。

■■一般世帯数と１世帯あたり人員の推移

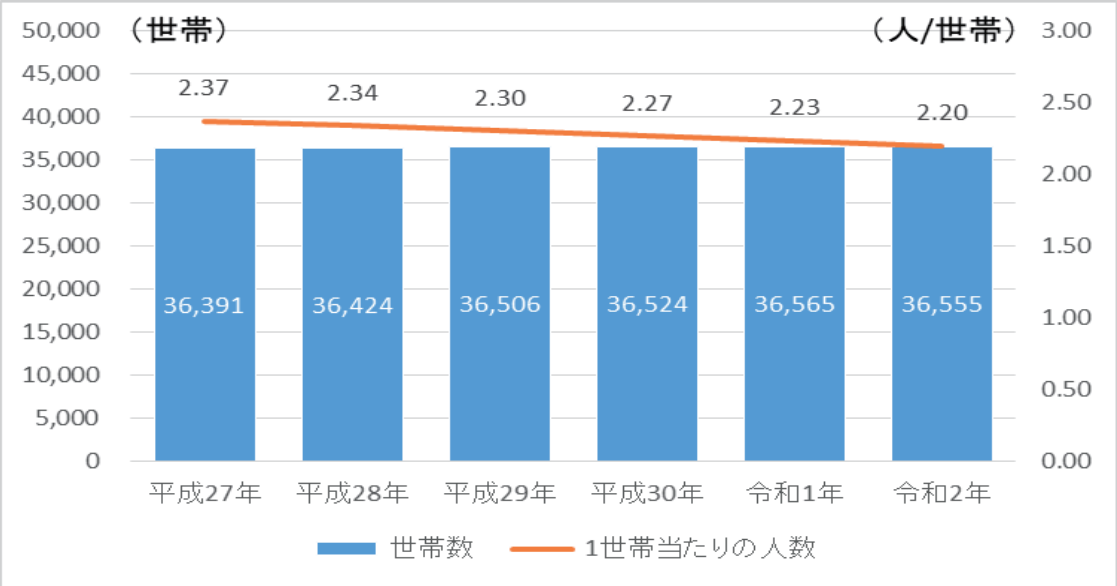

資料：市データ（各年１０月時点）

4. 子どもを取り巻く状況

１７歳以下の子どもの人数の推移をみると、いずれの年代も減少傾向にあり、令和元年には１万人を下回っています。

出生数をみると、増減はあるものの、400 から 500 人の水準で横ばいの推移となっています。合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）をみると、平成２７年以降は国や栃木県の水準よりも低く、減少傾向にあります。

■■子どもの人数の推移

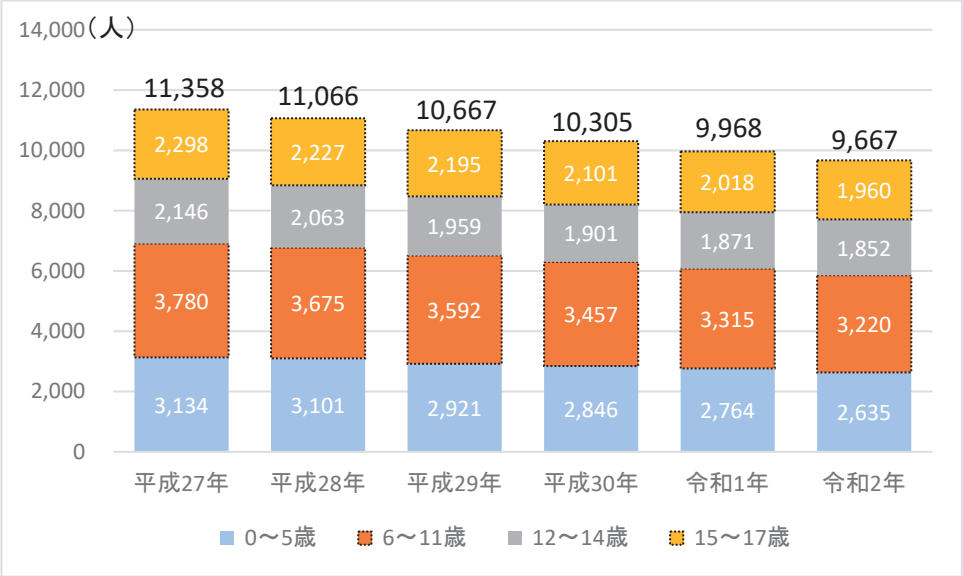

資料：市データ（各年１０月時点）

■■出生数と合計特殊出生率の推移

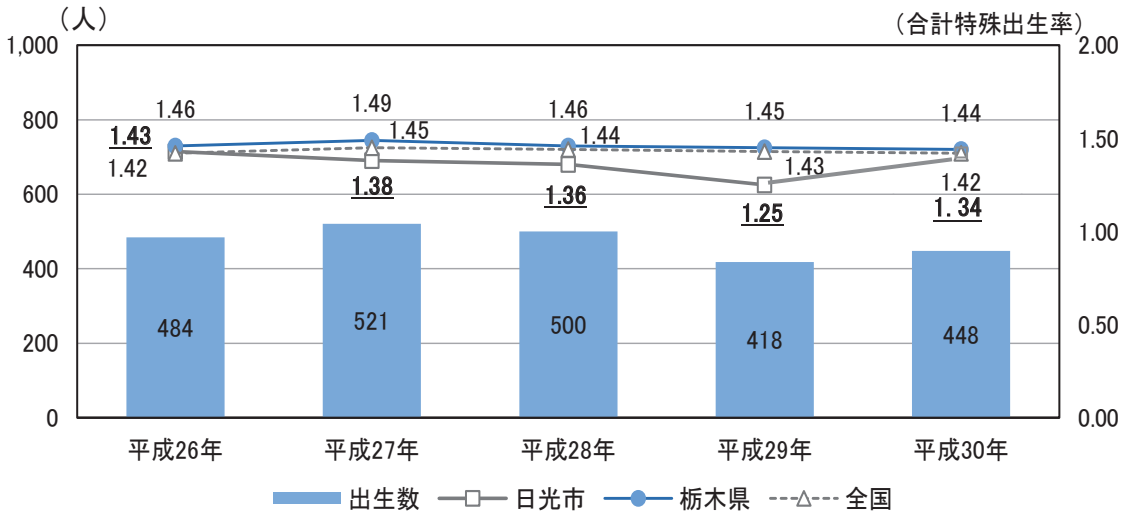

資料：毎月人口調査（出生数）、栃木県保健統計年報（市合計特殊出生率）、人口動態調査（国・県合計特殊出生率）

５．高齢者を取り巻く状況

年齢別高齢者数の推移をみると、前期高齢者（６５歳～７４歳）は、ほぼ横ばいで推移しています。一方で、後期高齢者（75 歳以上）は増加傾向にあります。高齢化率は令和２年時点で３５．４％となっています。

■■年齢別高齢者数の推移

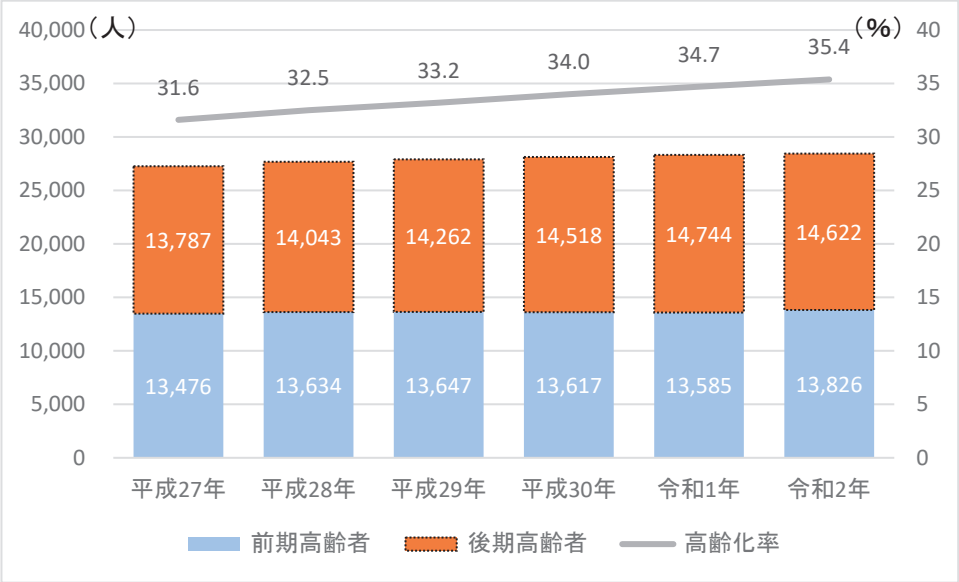

資料：市データ（各年１０月時点）

高齢者世帯数の推移を見ると、５年当たり 1,000 世帯の割合で増加しています。
内訳では「高齢者単身世帯」や「高齢者夫婦世帯」など、高齢者のみで構成される世帯の数が増加して約５０％を占め、「高齢者単身世帯」は２５％を超えています。

■■高齢者がいる世帯数とその内訳の推移

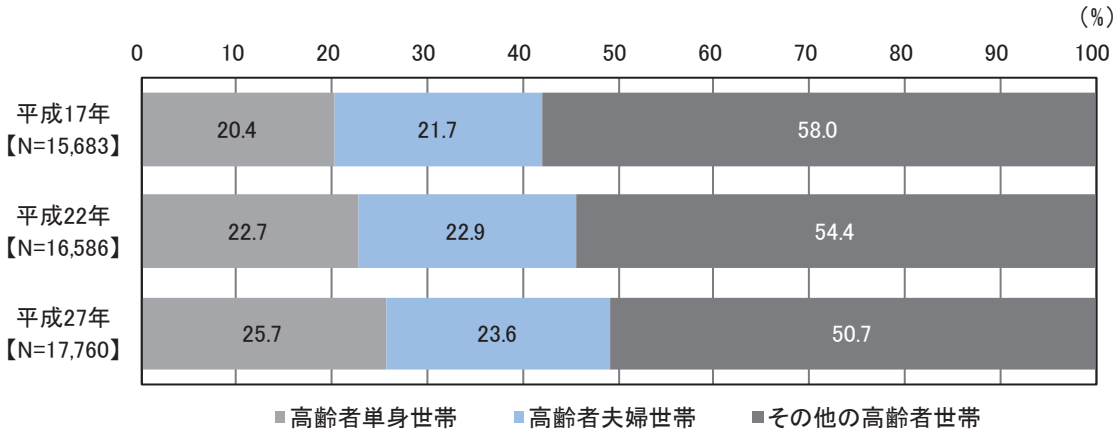

資料：国勢調査

６．支援を必要とする人の状況

（１）要支援･要介護認定の状況

要支援・要介護者及び認定率の推移をみると、ゆるやかな増加傾向にありましたが、近年ではほぼ横ばいの傾向にあります。

■■要介護認定者及び認定率の推移

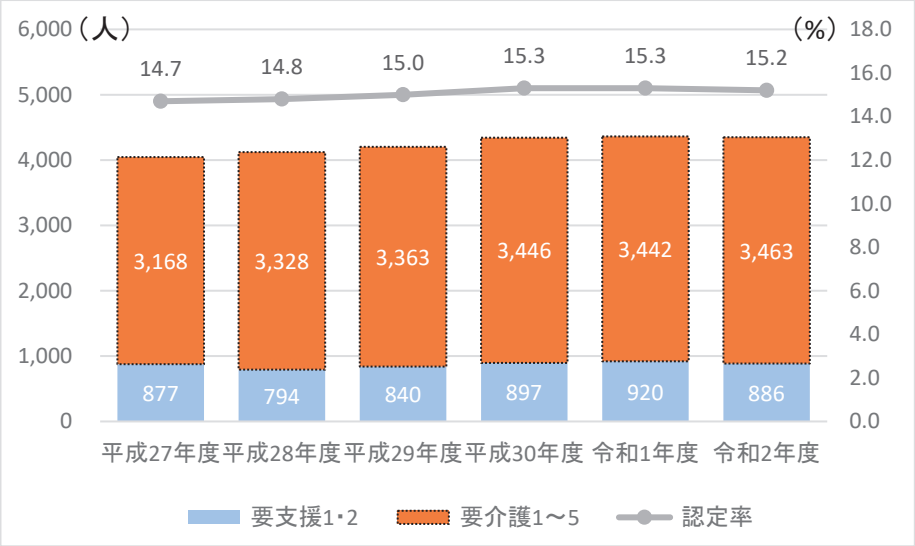

資料：市データ（各年度３月末時点）

（２）障がい者の状況

障害者手帳等所持者数の推移を見ると、いずれの障がいも年によって増減があるものの、横ばいから緩やかな増加がみられます。

■■障害者手帳所持者数の推移

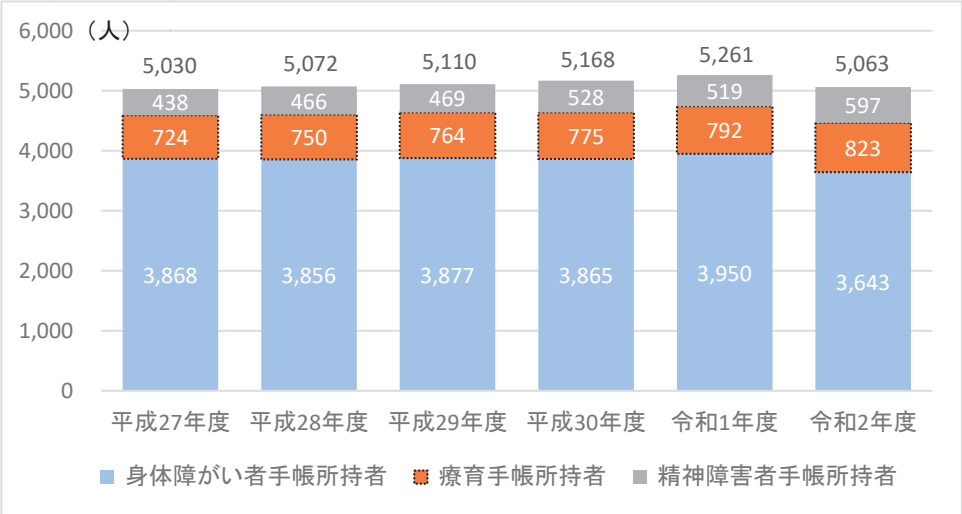

資料：市データ（各年度３月末時点）

（３）成年後見制度の状況

重度の認知症、知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が不十分で申し立てを行う親族がいない方を対象に、市長が家庭裁判所に対し成年後見等開始審判の請求を行う「市長申立て」件数の推移をみると、１年に４～５件で推移していましたが、令和２年度は倍増しました。

また、社会福祉協議会による法人後見事業の受任件数は、１年に１５件程度で推移していましたが、令和元年度から増加傾向となっています。

■■成年後見制度「市長申立て」件数

（件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
高齢者関係	5	3	4	2	5	9
障がい者関係	0	0	0	0	0	2

資料：市データ（各年度）

■■社会福祉協議会法人後見事業の受任件数

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
高齢者関係	14	14	13	15	19	23

資料：日光市社会福祉協議会データ（各年度）

（４）生活保護受給世帯数及び受給者数

生活保護受給世帯及び受給者数は、平成 27 年度をピークに緩やかに減少しています。

■■生活保護受給世帯及び受給者数の推移

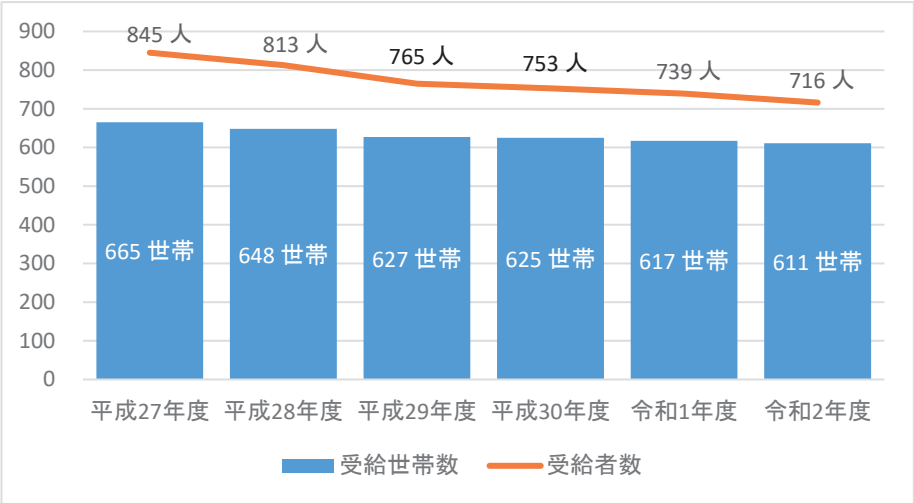

資料：市データ（各年度3月末時点）

７．地域の活動状況

（１）民生委員･児童委員の相談支援活動件数

民生委員･児童委員の相談支援活動件数は、減少傾向にあります。背景には、市民アンケート調査結果において地域包括支援センターの認知度が上がっていることから、高齢者に係る相談について民生委員･児童委員を介さず直接地域包括支援センター等の相談機関へ相談するケースが増えていることが考えられます。

■■民生委員・児童委員の相談支援活動件数

（件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
高齢者に関すること	5,502	5,134	4,202	4,385	4,340	3,992
障がい者に関すること	167	215	229	190	182	247
子どもに関すること	593	704	762	675	583	636
その他	1,056	868	948	993	862	784
合計	7,318	6,921	6,141	6,243	5,967	5,659

資料：市データ（各年度）

（２）自治会加入率

自治会加入率は、どの地域も減少傾向にあります。市全体では、令和元年度から 7 割を下回っている状況が続いています。

■■自治会加入率の推移

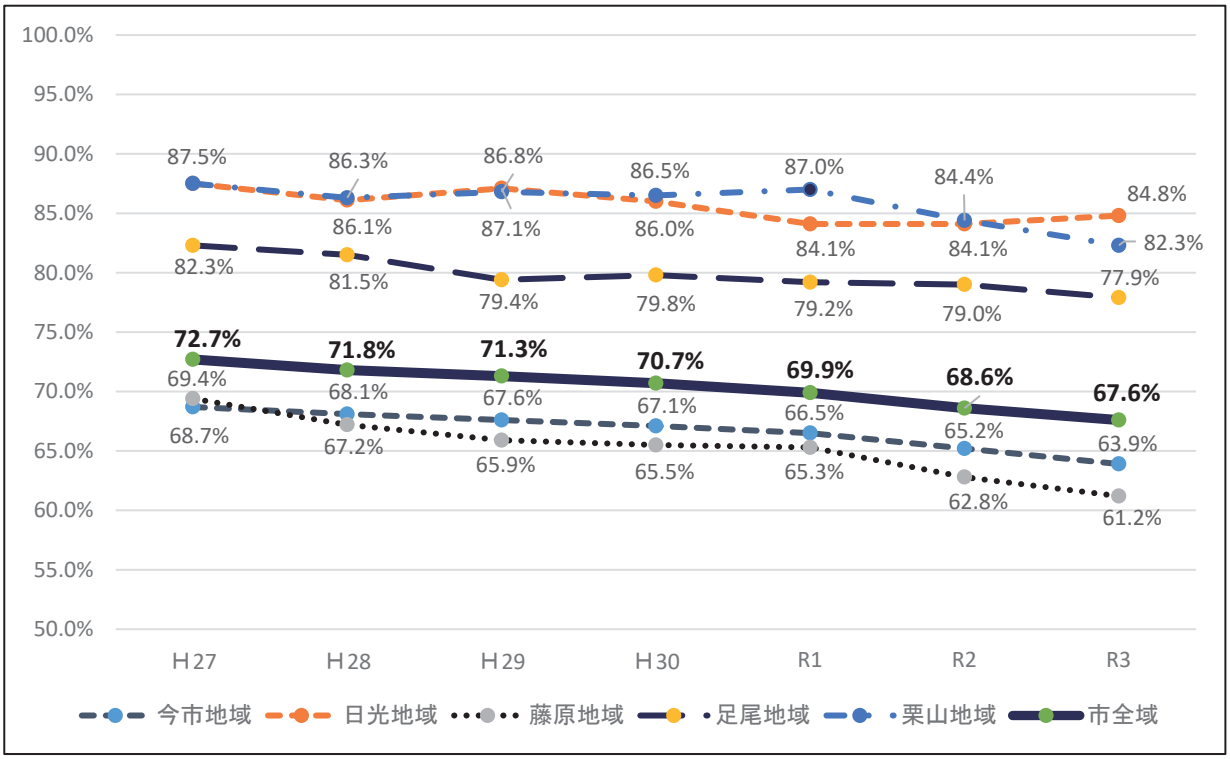

資料：市データ（各年４月１日現在）

（３）ボランティア団体の登録数及びボランティア登録者数

ボランティア団体の登録数は、横ばいから微減となっています。また、ボランティア登録者数は、平成 28 年度に大きく減少したものの、近年は横ばいで推移しています。なお、令和２年度は多くの団体がコロナ禍で活動を休止しました。

■■ボランティア団体数及び登録者数の推移

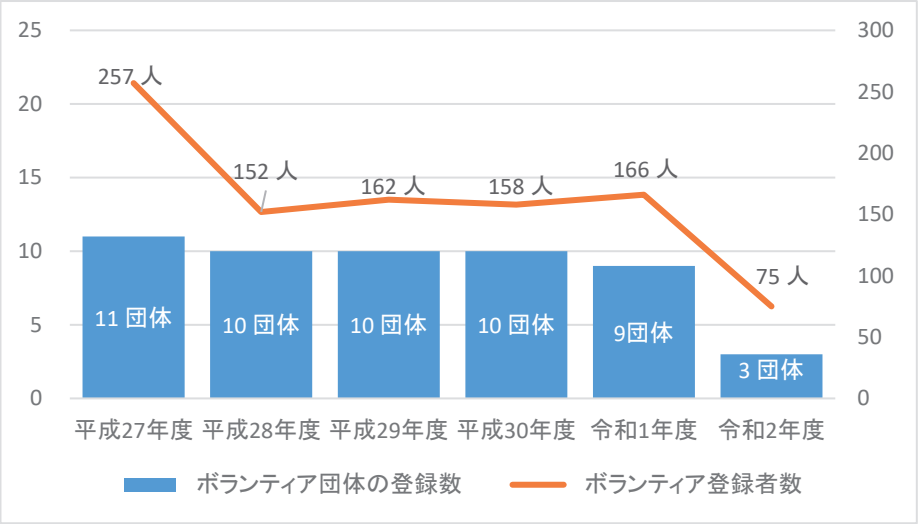

資料：日光市社会福祉協議会データ（各年度末現在）

（４）老人クラブ（長寿会、シニアクラブ）等数及び会員数

高齢者数が増加している一方で、老人クラブ（長寿会、シニアクラブ）等数及び会員数は共に減少傾向にあります。

■■老人クラブ等数及び会員数の推移

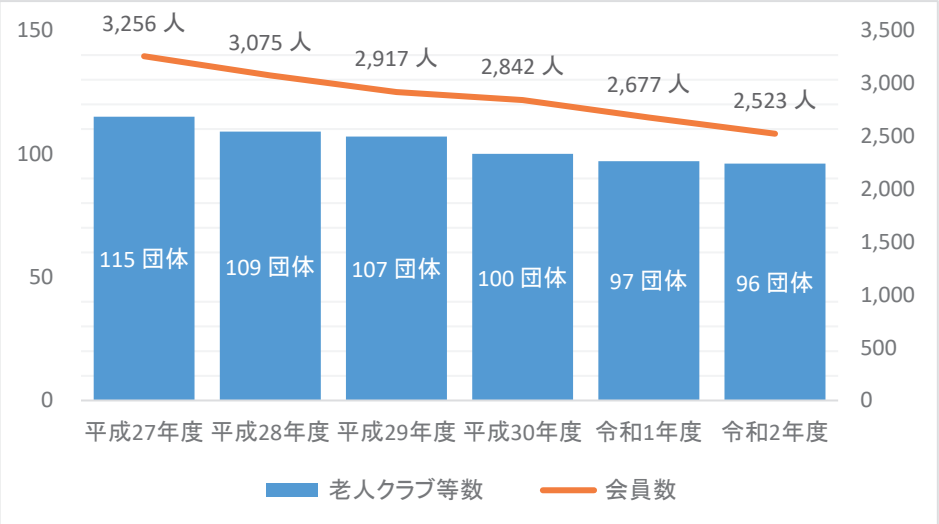

資料：日光市社会福祉協議会データ（各年度末現在）

第３節　アンケート調査結果等から見る現状

１．アンケート調査結果

（１）調査概要

調査地域：日光市全域
調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人
及び地域活動を行っている市内事業所・団体
調査期間：令和元年 10 月 18 日～11 月 1 日
調査方法：郵送配布・郵送回収による調査
回収結果：〔18 歳以上市民〕回収数 1,565 件／配布数 3,000 件（回収率 52.2%）
〔市内事業所・団体〕回収数 68 件／配布数　93 件（回収率 73.1%）

※比率は回答項目別に見た場合の内訳で、すべて百分率（%）で表示しています。小数点第２位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が 100%にならない場合もあります。

（２）福祉への関心について

福祉への関心をみると、『関心がある』が前回調査と同様に約８割となっています。

しかし、年代別でみると若い世代ほど福祉への関心が薄い傾向が顕著に出ており、関心を持ってもらうための働きかけが必要です。

■■福祉への関心の度合い〔市民〕

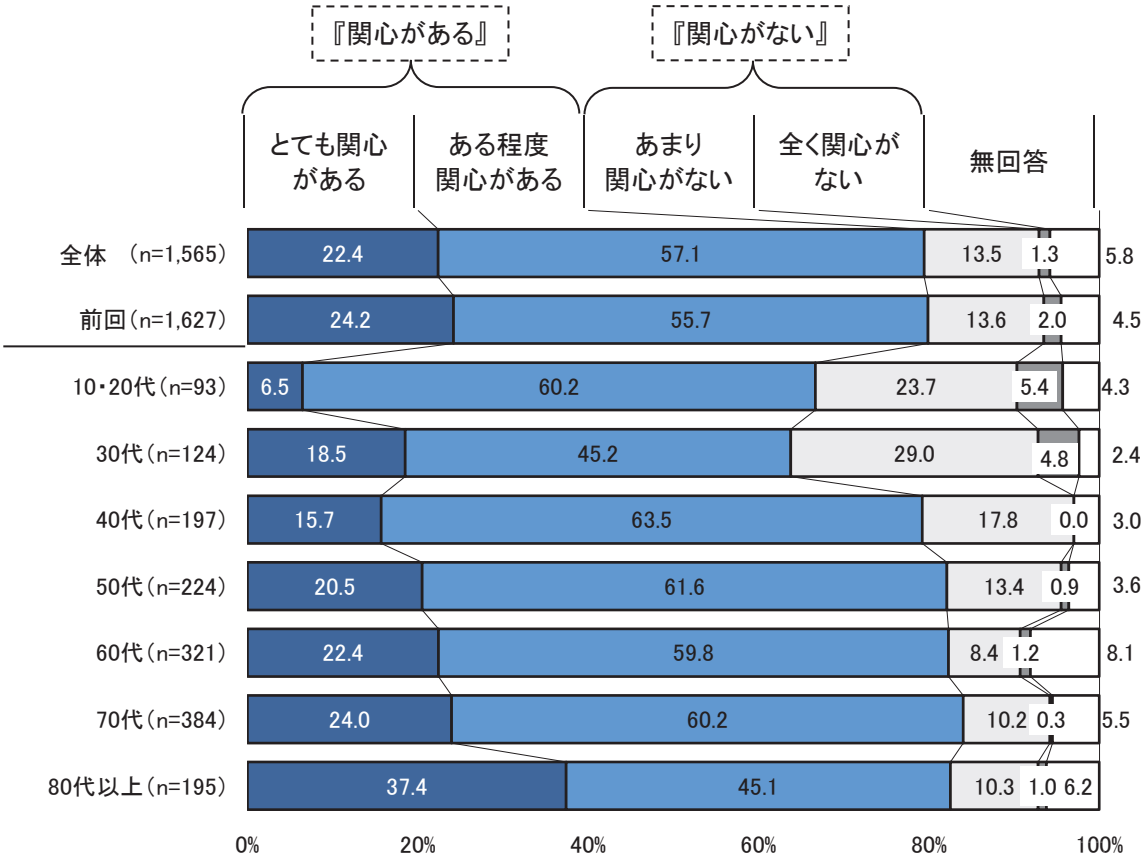

※上段の全体（n=1,565）結果は、年代別項目に記入がない（n=27）回答を含みます

福祉への関心がある方に特に関心のある分野を聞いたところ、10・20 代から 40 代までは「児童福祉」、50 代以上は「高齢者福祉」が最も多く、当該世代で関りが強いと考えられる福祉分野への関心が高くなっています。また、「地域福祉」は全年代で１割前後の回答となっています。

■■特に関心のある福祉分野〔市民〕

表示：%		問７－（１）関心のある福祉の分野							
		n	児童福祉（子育てなど）	障がい者福祉（障がい者介護など）	高齢者福祉（高齢者介護など）	地域福祉（地域での支え合い活動）	社会福祉（福祉全般）	その他	無回答
全体		1,244	11.4	7.6	46.3	9.6	19.5	0.3	5.2
前回		1,300	12.2	7.5	52.1	7.8	17.9	0.4	2.1
年代	10・20代	62	38.7	6.5	19.4	4.8	24.2	0.0	6.5
	30代	79	45.6	5.1	13.9	8.9	17.7	0.0	8.9
	40代	156	26.9	8.3	25.0	4.5	23.1	0.6	11.5
	50代	184	7.1	9.8	44.6	7.6	21.7	0.5	8.7
	60代	264	6.4	7.6	50.8	11.0	21.2	0.0	3.0
	70代	323	2.5	7.1	56.0	11.8	20.4	0.0	2.2
	80代以上	161	0.0	8.1	67.7	11.2	8.7	1.2	3.1

※上段の全体（n＝1,244）結果は、年代別項目に記入がない（n＝15）回答を含みます

（３）暮らしやすさについて

暮らしやすさについて見ると、前回調査と同様の結果で『暮らしやすいと思う』が約４割となっています。

しかし、年代別で見ると、30 代から 50 代にかけて暮らしやすさの評価が特に低く、子育て世代にとって暮らしにくいと評価されているとも考えられます。

暮らしにくいと思う理由については、すべての年代で「交通機関が不便・利用しにくい」が最も高く、年代があがるほど「買い物などが不便」の回答が多くなっています。10・20 代、30 代では「身近に働く場所がない」が約３割、また、「親子で遊べる場所がない」が２割前後となっています。

■■子ども・高齢者・障がい者等にとっての暮らしやすさ〔市民〕

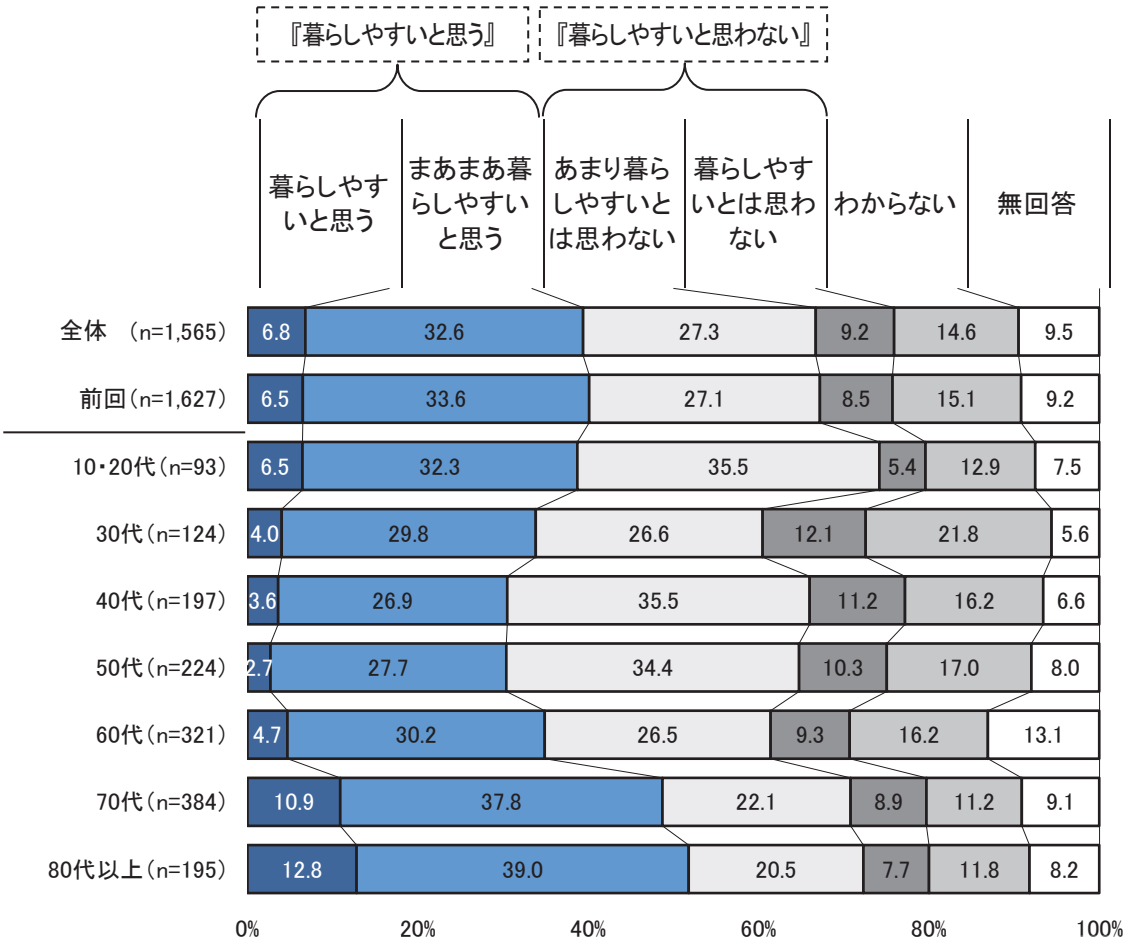

※上段の全体（n＝1,565）結果は、年代別項目に記入がない（n＝27）回答を含みます

■■暮らしにくいと思う理由〔市民〕

表示：%		問８－（１） 暮らしにくいと思う理由															
		n	地域住民の理解や協力が少ない	住民同士の交流機会が少ない	交通機関が不便・利用しにくい	買い物などが不便	生活の悩みを相談できる窓口が少ない	日常生活を支えるサービスが少ない	道路の段差が多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい	利用しやすい公共施設が少ない	身近に働く場所がない	利用しやすい医療機関が少ない	リハビリや療養のための施設が少ない	防犯・防災対策が十分ではない	親子で遊べる場所がない	その他	無回答
全体		572	10.0	8.9	62.8	40.9	6.3	16.8	21.2	19.9	15.4	22.7	14.9	9.3	6.1	1.9	5.4
前回		580	11.7		57.9	42.1	7.4	16.9	26.0	22.2	18.4	27.6	16.0	7.4	6.6	3.4	2.1
年代	10・20代	38	5.3	5.3	57.9	34.2	5.3	10.5	36.8	26.3	26.3	15.8	15.8	5.3	15.8	2.6	5.3
	30代	48	10.4	2.1	47.9	27.1	8.3	12.5	25.0	12.5	29.2	20.8	10.4	12.5	22.9	4.2	8.3
	40代	92	6.5	2.2	67.4	38.0	4.3	19.6	20.7	21.7	13.0	23.9	9.8	15.2	6.5	1.1	6.5
	50代	100	6.0	5.0	71.0	44.0	7.0	12.0	25.0	18.0	17.0	25.0	20.0	8.0	5.0	1.0	4.0
	60代	115	12.2	7.8	62.6	36.5	7.8	20.9	25.2	27.0	13.0	21.7	18.3	10.4	3.5	3.5	2.6
	70代	119	16.0	21.0	61.3	44.5	5.9	16.8	11.8	16.8	13.4	25.2	11.8	5.9	2.5	0.0	7.6
	80代以上	55	9.1	12.7	58.2	56.4	5.5	20.0	10.9	14.5	5.5	18.2	18.2	5.5	0.0	3.6	5.5

※上段の全体（n＝572）結果は、年代別項目に記入がない（n＝5）回答を含みます

（4）近所付き合いの程度

近所付き合いの程度についてみると、「たまに立ち話をする程度」が 23.7%と最も多く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が 21.3%、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする」が 8.2%となっています。

年代別でみると、「会えばあいさつをかわす程度」や「付き合いがほとんどない」は若い世代ほど割合が高くなる傾向がみられます。

■■近所付き合いの程度〔市民〕

表示：%		n	日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	困っているとき（病気、悩み、事故など）に相談をしたり、助け合ったりする	一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	付き合いがほとんどない	その他	無回答
		問12 ふだんの近所の人ととの付き合いの程度								
全体		1,565	6.7	5.9	8.2	23.7	21.3	4.3	0.3	29.6
前回		1,627	14.0	8.7	10.9	28.5	19.8	3.6	0.2	14.3
年代	10・20代	93	7.5	3.2	3.2	16.1	40.9	11.8	1.1	16.1
	30代	124	4.8	3.2	3.2	17.7	34.7	16.1	0.0	20.2
	40代	197	3.6	2.0	2.0	22.8	35.5	4.6	0.0	29.4
	50代	224	6.3	5.8	4.5	35.3	29.0	4.0	0.4	14.7
	60代	321	6.5	4.4	10.6	29.3	15.9	2.2	0.6	30.5
	70代	384	7.3	8.9	13.0	21.6	10.7	1.8	0.0	36.7
	80代以上	195	9.7	9.2	11.3	15.9	11.3	2.1	0.0	40.5

※上段の全体（n=1,565）結果は、年代別項目に記入がない（n=27）回答を含みます

（5）自身の住んでいる地域の中の問題点・不足している点

住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「災害時の対応体制がわからない」が 33.2%で最も多く、次いで「特にない」が続くものの、３番から５番目に多かったのが“交流が少ない”ことに関する項目となっています。

■■地域の問題点・不足している点（上位５項目）〔市民〕

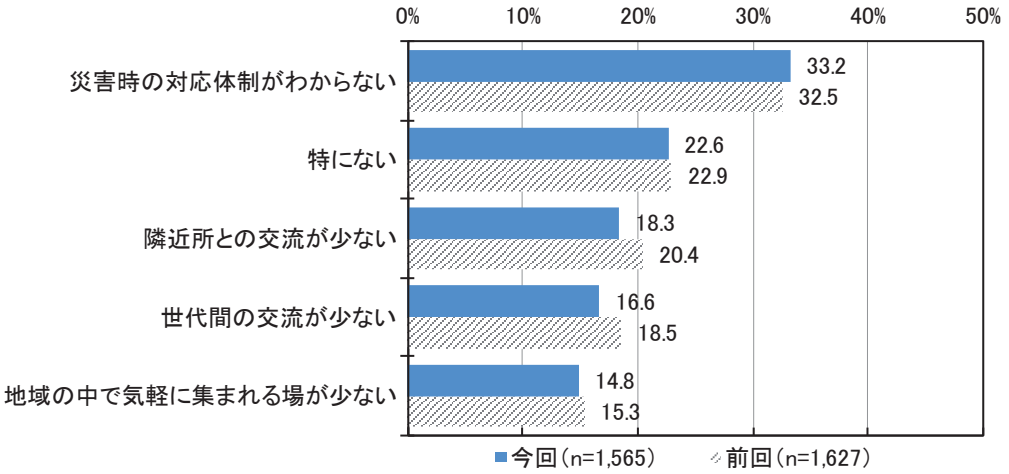

（６）生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこと、または手助けできること

日常生活が不自由になったときに地域の人にしてもらいこと、また、困っている人に手助けできることについてみると、いずれも「安否確認の声かけ」と「緊急時の手助け」が多くなっています。

そのほか、「買い物の手伝い」や「ごみ出し」といった日常的な生活支援も２割半ばから３割と多くなっています。

■■地域の人にしてもらいたいこと・手助けできること〔市民〕

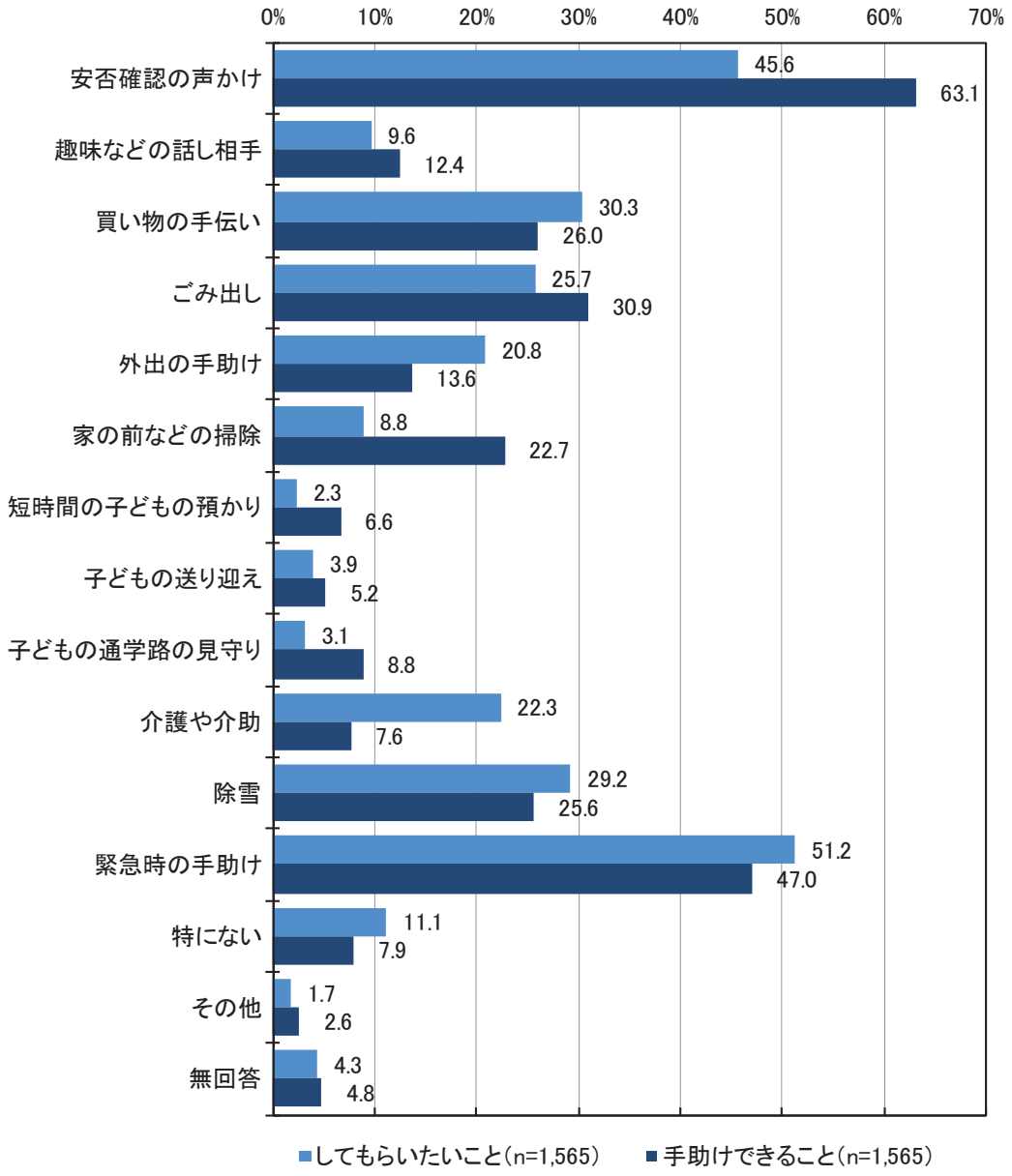

（7）災害や緊急時に対する日頃からの取り組みの状況

災害や緊急時に対する日頃からの取り組みの状況をみると、「地域の防災訓練に参加」や「自主防災組織に加入」に対する「はい」の割合は約１割となっています。また、６割以上が避難場所への行き方の把握について「はい」と回答しています。

■■災害や緊急時に対する日頃からの取り組み〔市民〕

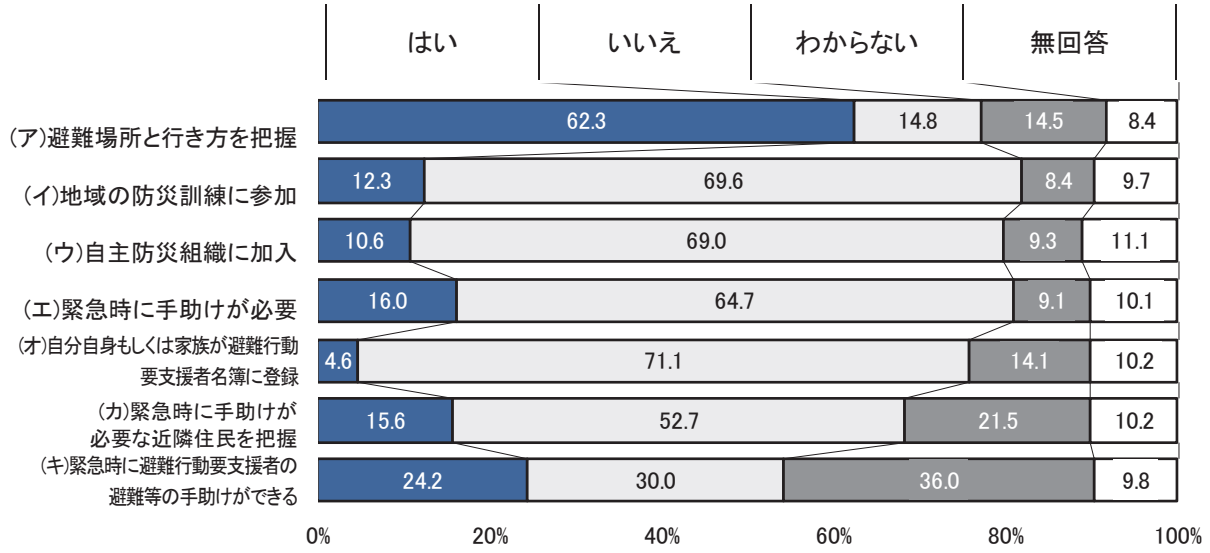

（8）日常生活で起こる地域の問題の解決方法

日常生活の中で起こる地域の問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思うかについては、「住民と行政が協働して解決していきたい」が 44.8%で最も多く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が 29.4%となっており、前回調査と同様の結果となっています。

■■地域の問題の解決方法〔市民〕

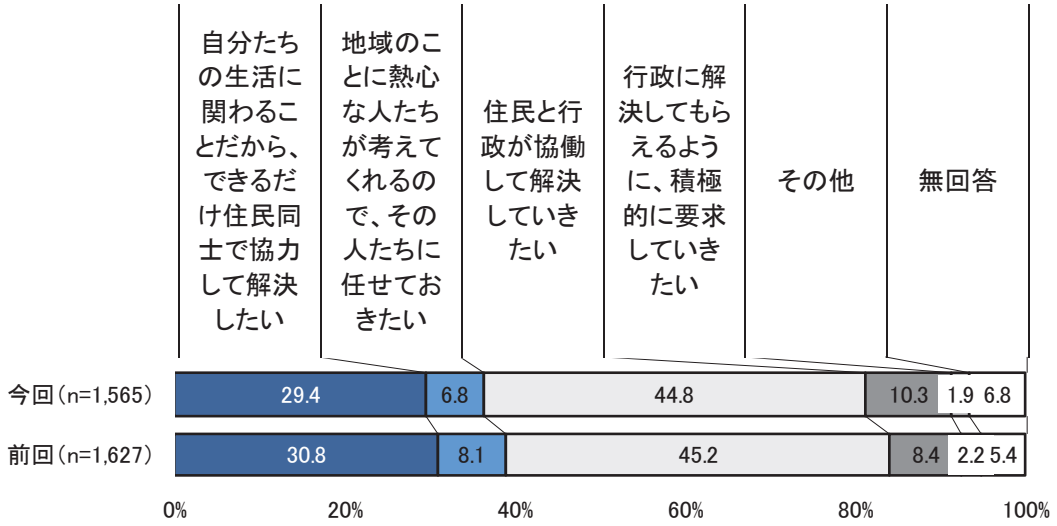

（9）地域活動やボランティア活動の取組状況

地域活動やボランティア活動等への参加状況をみると、前回調査と同様に、全体では「取り組んだことはない」が 38.1%で最も高く、『取り組み経験がある』は 46.2%となっています。

年代別で見ると、いずれの年代でも「取り組んだことはない」が最も多く、10・20 代から 40 代にかけて４割台となっています。一方で、『取り組み経験がある』の割合が高い層としては、40 代から 70 代が挙げられ、比較的積極的に取り組んでいる世代であることがうかがえます。

■■地域活動やボランティア活動の取組状況〔市民〕

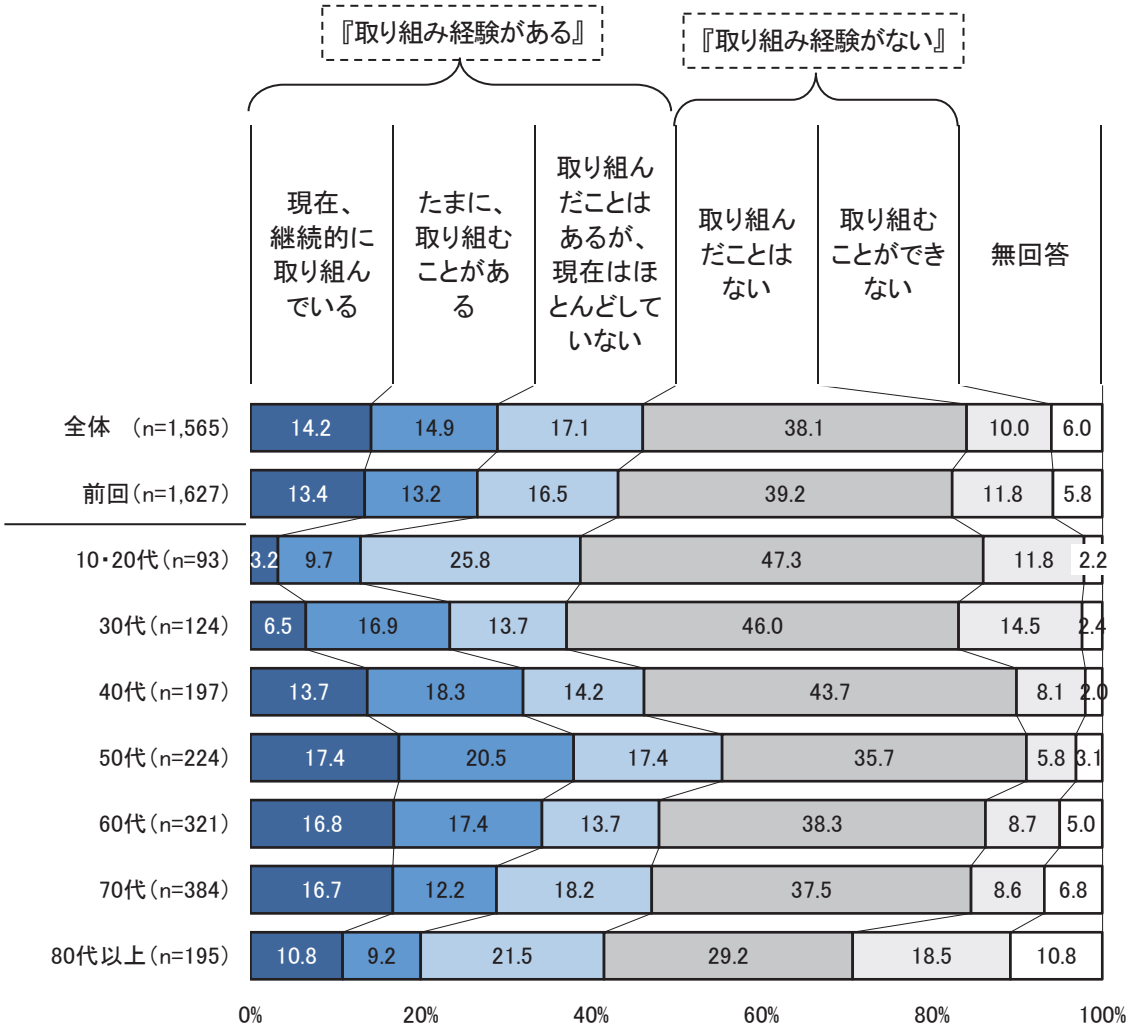

※上段の全体（n＝1,565）結果は、年代別項目の記入がない（n＝27）回答を含みます

（10）今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向と参加条件

地域活動やボランティア活動への今後の参加意向をみると、「機会があれば、取り組んでもよい」が 39.0%で最も多く、全体で『取り組みたい』は 60.8%となっています。

■■今後の地域活動・ボランティア活動の参加意向〔市民〕

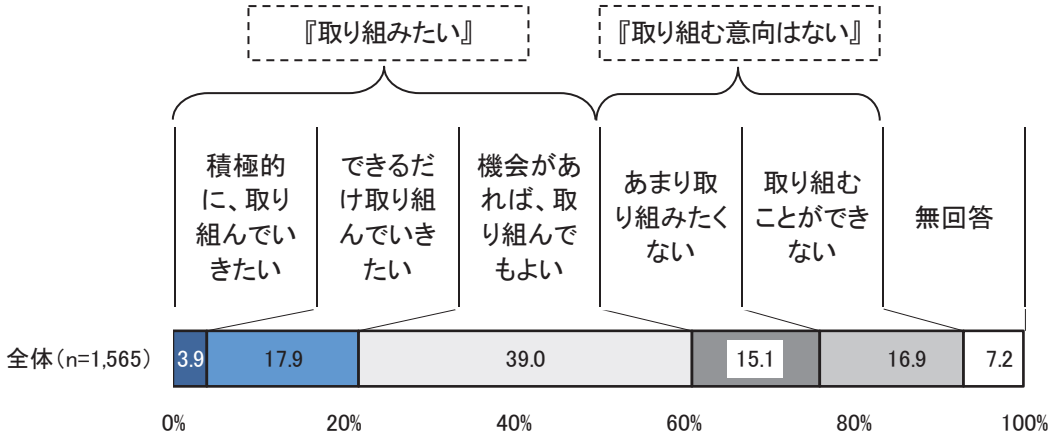

地域活動等への参加条件をみると、前回調査と同様に「身近なところで活動できる」が 53.2%、「気軽に参加できる」が 51.2%で、それぞれ半数を超える割合となっています。

■■地域活動に参加する条件（上記で『取り組みたい』の回答者限定）〔市民〕

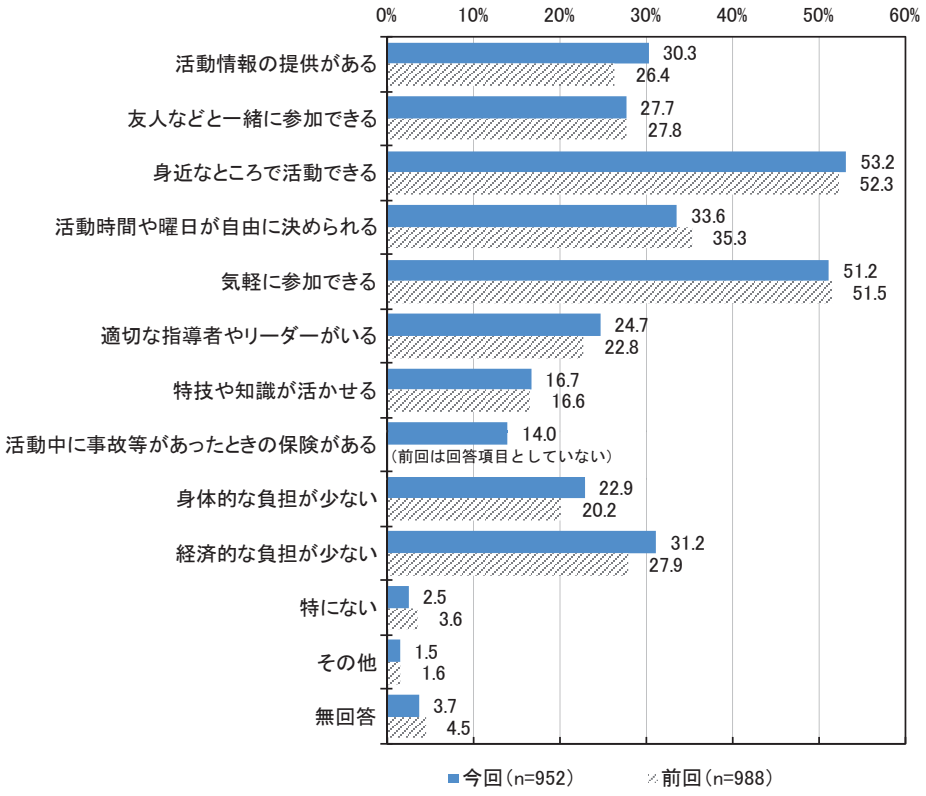

（11）地域における助け合い・支え合い活動を活発化するために重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことをみると、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 27.7%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとＰＲする」が 26.3%、「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」が 24.1%となっています。

■■助け合い・支え合い活動を活発化するために重要なこと〔市民〕

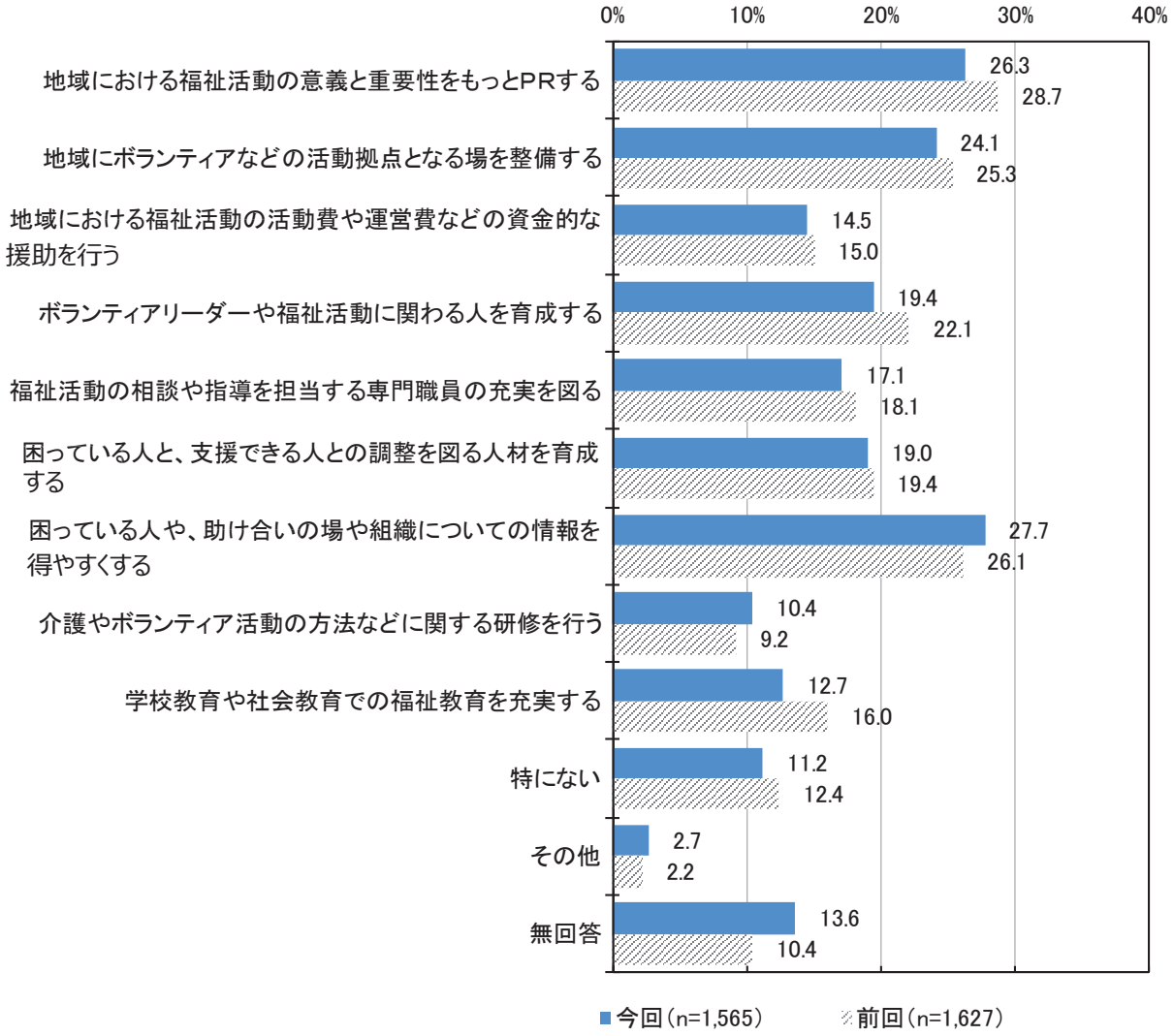

（12）成年後見制度の認知状況と利用意向

成年後見制度の認知状況をみると、「言葉を聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が34.5%で最も多く、また、前回調査と比べ、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の回答がやや減っていることから、言葉の浸透はやや広まったことがうかがえます。

今後の利用意向については、「必要になれば利用したい」が38.4%で最も多いものの、「わからない」も36.5%と多くなっています。

■■成年後見制度の認知状況〔市民〕

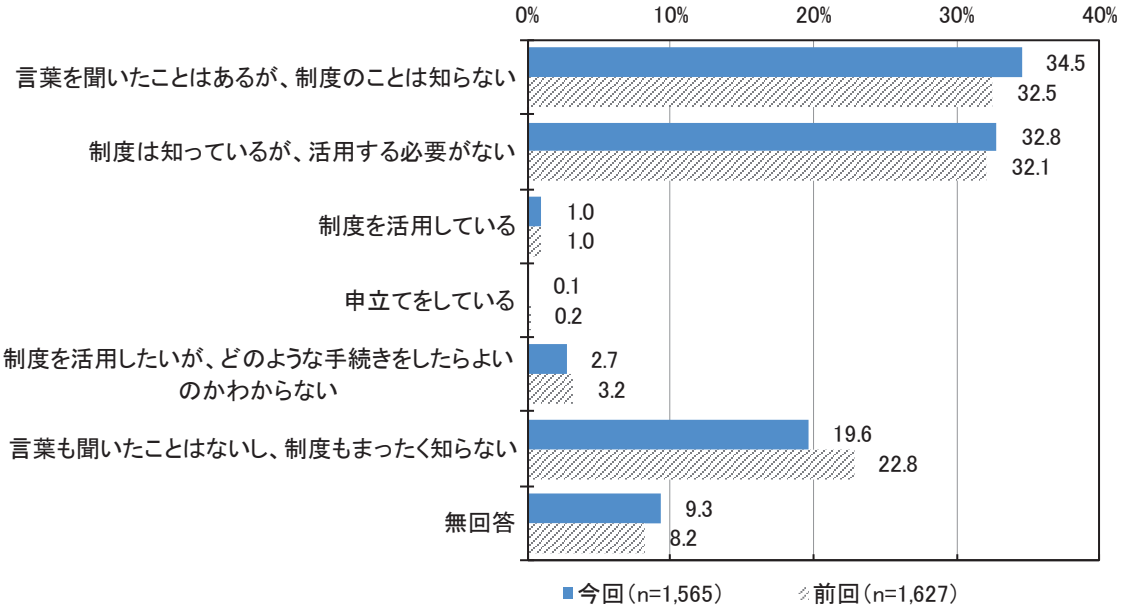

■■成年後見制度の利用意向〔市民〕

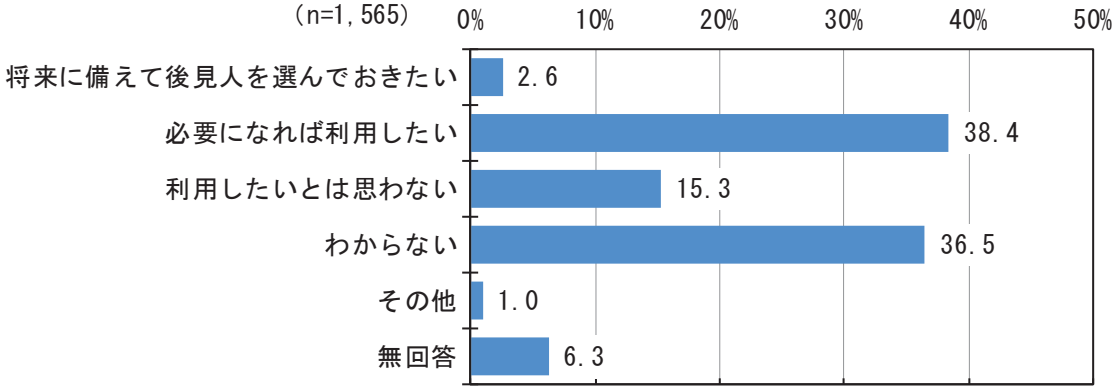

（13）市の保健福祉施策をより充実させるために重要だと考えること

本市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みをみると、「交通の利便性向上や移動支援の充実」が 37.6%と最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設サービスの充実」が 27.7%、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」が 27.1%、「犯罪や事故のない安全なまちづくり」が 25.5%、「助け合い・支え合いのあるまちづくり」が 24.0%となっています。

年代別でみると、「交通の利便性向上や移動支援の充実」は 40 代以上で最も高く、特に 40・50 代では約５割となっています。また、10・20～40 代では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」と「手当てなど金銭的な援助の充実」が３割以上の回答となっています。

■■市の保健福祉施策をより充実させるために重要だと考えること〔市民〕

表示：%		問32 保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組み													
		n	地域住民の協力による見守り活動支援	ボランティアなどの市民活動への援助	高齢者や障がいのある人の地域活動支援	人が集まり、気軽に相談できる場の充実	健康や福祉についての情報提供	助け合い・支え合いのあるまちづくり	健康づくりや生きがいづくりの充実	在宅生活を支援する福祉サービスの充実	高齢者、障がいのある人の入所施設サービスの充実	児童が集える施設サービスの充実	安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実	手当てなど金銭的な援助の充実	交通の利便性向上や移動支援の充実
全体		1,565	20.8	8.9	22.1	22.0	22.1	24.0	17.9	17.3	27.7	7.7	27.1	19.1	37.6
年代	10・20代	93	12.9	5.4	20.4	18.3	14.0	23.7	16.1	7.5	15.1	18.3	43.0	34.4	34.4
	30代	124	12.1	10.5	20.2	17.7	12.1	20.2	4.0	6.5	16.9	22.6	52.4	42.7	26.6
	40代	197	11.2	12.2	18.8	16.2	18.3	20.3	11.2	14.7	27.4	10.2	37.6	31.5	47.7
	50代	224	17.0	5.8	21.9	20.5	25.4	25.0	17.0	24.6	33.9	6.3	29.9	17.4	48.2
	60代	321	20.6	11.2	24.0	24.9	27.1	22.7	27.4	19.9	27.1	4.7	25.2	15.0	34.9
	70代	384	31.0	10.2	22.1	26.8	25.8	28.1	18.0	19.0	29.7	5.2	19.0	10.2	34.1
	80代以上	195	25.1	4.6	26.2	21.0	19.0	24.6	17.9	16.4	32.8	3.1	10.8	11.3	36.4

		問32 保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組み													
		n	道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	孤立した人やひきこもりの人への支援	経済的に困窮している人の就労支援	こころの健康に関する支援	認知症の人などの権利擁護	福祉の心を育てる取組	防災や災害時に支援が必要な人への対応	犯罪や事故のない安全なまちづくり	虐待や差別の防止	福祉に関わる団体や機関のネットワーク	その他	特にない	無回答
全体		1,565	17.8	6.9	9.3	7.9	4.3	7.4	19.7	25.5	8.8	7.0	1.2	3.3	4.8
年代	10・20代	93	20.4	8.6	8.6	9.7	2.2	7.5	19.4	17.2	11.8	7.5	2.2	8.6	2.2
	30代	124	20.2	8.1	12.9	10.5	4.8	4.8	17.7	25.0	15.3	2.4	1.6	4.8	0.8
	40代	197	20.3	4.6	13.2	6.1	4.1	7.1	24.9	27.9	12.2	10.2	1.5	2.0	1.5
	50代	224	17.0	8.9	14.7	9.4	0.9	7.6	21.9	20.1	5.8	11.2	2.2	0.9	1.8
	60代	321	16.8	8.1	6.9	8.4	4.7	7.2	18.7	23.7	9.3	7.8	0.6	2.2	3.4
	70代	384	16.1	4.7	8.6	6.0	5.2	8.1	17.7	29.9	6.8	5.7	0.5	4.7	5.7
	80代以上	195	19.5	8.2	4.1	9.2	7.7	7.7	20.0	30.3	6.7	3.1	1.0	3.1	11.3

※上段の全体（n=1,565）結果は、年代別項目の記入がない（n=27）回答を含みます

（14）地域福祉を充実するために優先的に取り組むべきこと

地域福祉を充実するために優先的に取り組むべきことをみると、「公共交通の整備や移動の支援」が 44.1％で最も多く、次いで「身近な相談窓口」が 39.7％、「高齢者・障がい者などの介護や生活支援」が 36.8％となっています。

■■地域福祉を充実するために優先的に取り組むべきこと〔団体〕

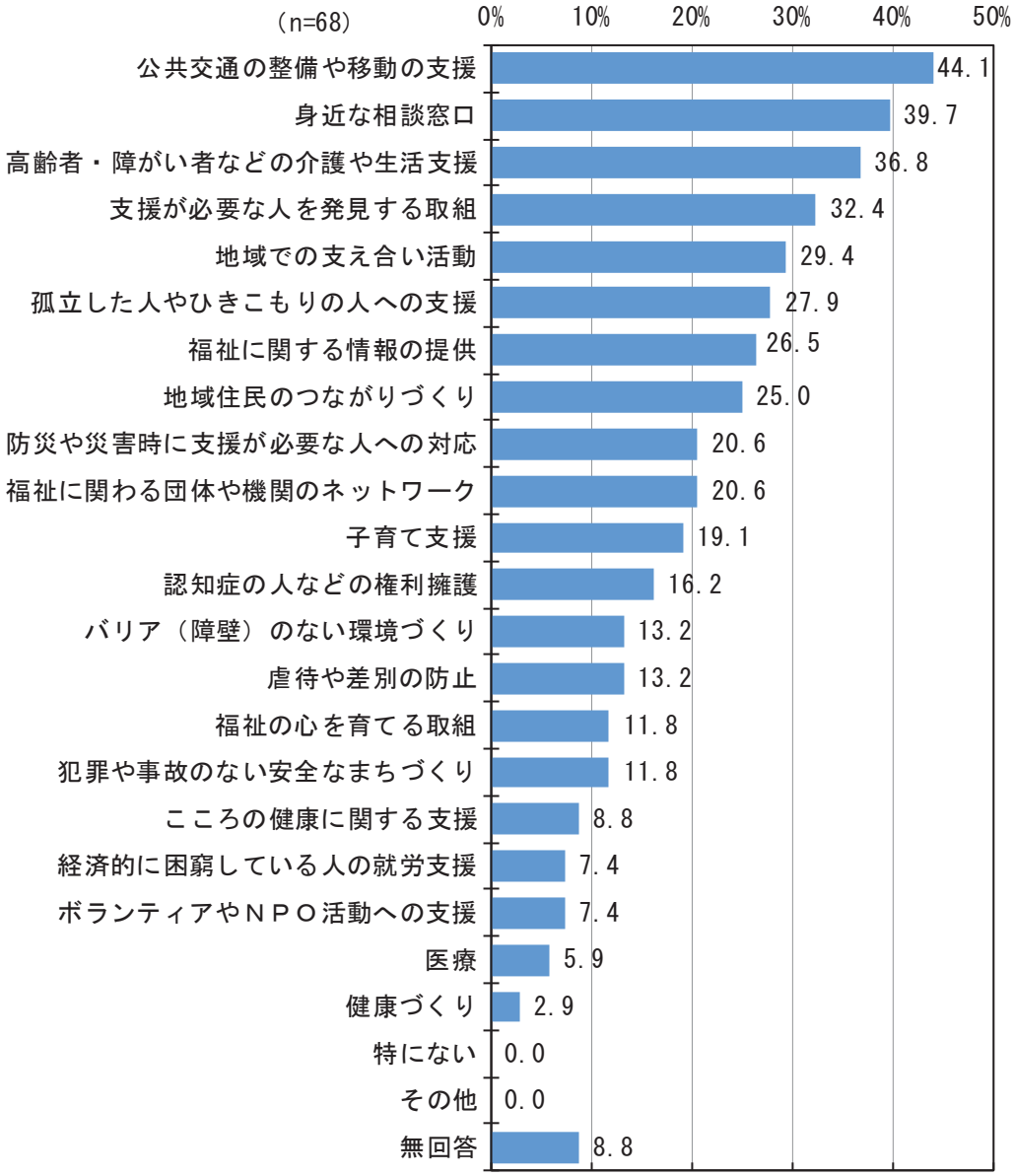

（15）課題を持つ人への対応状況

課題を持つ人への対応状況についてみると、【A】から【G】についてはいずれも「課題解決につながる対応をしている」か「課題を持つ人に直面していない」との回答が多くなっています。

一方、「【H】制度の狭間になり、必要な支援が受けられない人」や「【Ｉ】支援が必要だが、支援を拒否して受け入れない人」では「対応して困惑を感じている」が３割以上となっています。

■■課題を持つ人の対応状況〔団体〕

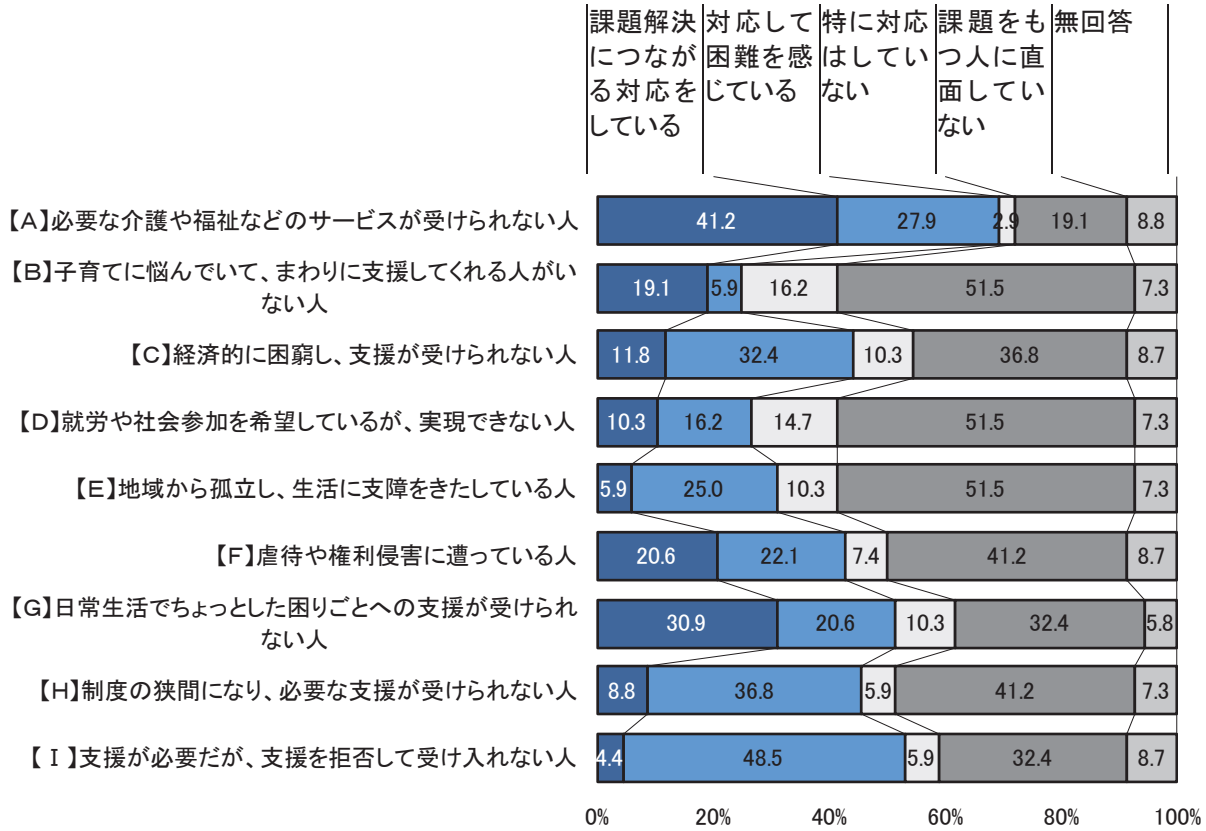

2．第２期計画の評価

第２期計画（平成 28 年度～令和３年度）では、４つの基本目標の下に 13 の基本方針を設け、29 の取り組みとそれを推進するための 108 の関連事業を設定し、地域福祉の推進に向けて取り組んできました。そのうち、24 の成果指標が設定されています。

その結果は、以下のとおりです（結果の詳細は、日光市公式ホームページ「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」のページ中、「進捗状況」に掲載しています）。

（１）29 の取り組みと 108 の関連事業　（◎：順調　○：概ね順調　△：やや遅延　×：遅延）

区分		H28	H29	H30	R１	R2
計画全体						
	取り組みごと	◎：20項目	◎：21項目	◎：19項目	◎：19項目	◎：２３項目
		○：9項目	○：8項目	○：10項目	○：10項目	○：６項目
		△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目
		×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目
	関連事業ごと	◎：68事業	◎：69事業	◎：66事業	◎：63事業	◎：68事業
		○：38事業	○：37事業	○：39事業	○：44事業	○：39事業
		△：2事業	△：2事業	△：3事業	△：1事業	△：1事業
		×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業
基本目標１　元気な地域・人づくり						
	取り組みごと	◎：10項目	◎：11項目	◎：9項目	◎：9項目	◎：１１項目
		○：2項目	○：1項目	○：3項目	○：3項目	○：１項目
		△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目
		×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目
	関連事業ごと	◎：32事業	◎：37事業	◎：33事業	◎：31事業	◎：33事業
		○：11事業	○：6事業	○：10事業	○：13事業	○：10事業
		△：1事業	△：1事業	△：1事業	△：0事業	△：1事業
		×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業
基本目標２　市民の生活をサポートする体制づくり						
	取り組みごと	◎：7項目	◎：7項目	◎：7項目	◎：7項目	◎：８項目
		○：6項目	○：6項目	○：6項目	○：6項目	○：５項目
		△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目
		×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目
	関連事業ごと	◎：28事業	◎：27事業	◎：25事業	◎：25事業	◎：25事業
		○：23事業	○：24事業	○：26事業	○：27事業	○：27事業
		△：1事業	△：1事業	△：1事業	△：0事業	△：0事業
		×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業
基本目標３　市民の福祉を守るまちづくり						
	取り組みごと	◎：3項目	◎：3項目	◎：3項目	◎：3項目	◎：４項目
		○：1項目	○：1項目	○：1項目	○：1項目	○：０項目
		△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目	△：0項目
		×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目	×：0項目
	関連事業ごと	◎：8事業	◎：5事業	◎：8事業	◎：7事業	◎：10事業
		○：4事業	○：7事業	○：3事業	○：4事業	○：2事業
		△：0事業	△：0事業	△：1事業	△：1事業	△：0事業
		×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業	×：0事業

（2）２４の成果指標

成果指標	単位	基準値 Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	目標値 Ｒ３
認知症サポーター養成講座参加者（延べ人数）	人	5,134	6,006	6,704	7,543	7,948	8,157	7,000
市民活動支援センター登録団体数	団体	122	122	123	145	162	168	130
市内に拠点を置くNPO法人数	法人	43	43	43	40	41	41	45
リーダー養成講座参加者数	人	187	72	120	103	55	51	200
地区老人クラブ（長寿会、シニアクラブ）等数	団体	115	109	107	100	97	96	118
在宅介護オアシス支援施設数	施設	15	16	16	16	15	15	18
自主防災組織結成自治会数	団体	218	221	221	223	224	224	224
避難行動要支援者名簿情報提供同意者数	人	4,832	4,622	4,411	4,242	4,030	3,984	6,000
福祉教育推進セミナー等修了者数	人	346	495	628	681	704	704	775
見守りそばネット事業協定事業所数	事業所	103	106	110	109	109	110	114
防災訓練を実施した中学校区	校	5	7	9	11	12	0	15
民生委員・児童委員PR回数	回	2	1	2	2	2	2	3
民生委員・児童委員訪問件数	件	32,325	32,616	34,168	33,186	34,335	29,734	40,000
家庭児童相談室相談対応件数	件	8,710	11,994	14,128	15,416	16,252	14,793	13,000
がん検診受診率（壮年期各種平均）	%	48.80	48.30	43.50	47.00	46.60	38.00	55.00
健康寿命（男性）	歳	-	78.47	-	-	-	-	78.97
健康寿命（女性）	歳	-	83.42	-	-	-	-	83.92
生活困窮者自立相談支援事業（単年支援実人数）	人	23	20	34	38	26	35	50
学力向上に向けた学習支援事業（単年支援実人数）	人	―	11	33	46	54	70	30
ひきこもり対策推進事業（単年支援実人数）	人	―	30	43	55	40	30	10
シルバー人材センター会員数	人	548	550	523	512	517	521	600
主任介護支援専門員連絡会開催回数	回	3	4	3	2	1	1	4
介護職員初任者研修講座修了者数	人	238	262	275	298	317	0	365
介護支援専門員実務研修対策講習会参加者数	人	171	189	203	207	207	219	265

令和元年度から新型コロナウイルス感染症の影響で、参加型の講習や行事が開催できない状況となりましたが、「（１）29 の取り組みと 108 の関連事業」では、順調、概ね順調の割合が９９％以上の結果となりました。「（２）２４の成果指標」では、目標値に達成した指標は６指標（２５％）でしたが、コロナ禍の影響が予想される参加型の指標が７指標ありました。

また、第２期計画では、外部評価委員会を発足し、令和２年度まで毎年度評価を受けました。平成３０年度の外部評価委員会では、「各地区活動計画の策定、実施にあたり、にっこう福祉のまちづくり推進委員会ができたことにより、サロンや貯筋アップ体操など地域内の活動が活発になった」との意見や、令和元年度には「コロナウイルスの関係で事業が開催できなかったことなどの要因により、成果指標の実績値が低くなった事業が多くあったが、コロナウイルスが収束し、市民活動が再開・活性化すれば数値も復活してくると思う。」との意見があり、第２期計画は概ね順調に進捗した評価となりました。

第４節　地域福祉をめぐる課題

１．“我が事”の意識をもつ人づくり

今後、本市の人口減少は一層進行し、特に 64 歳以下の人口の減少が顕著になることが予測されます。一方で、高齢化が進み高齢者のみ世帯は増加傾向にあるなど、支援を必要とする対象の人口は増加することが予測されます。

現行計画の評価では、事業がやや遅延している理由として活動人口や事業利用者の確保が課題になるなど、人口減少を起因とする内容が挙げられています。

市民アンケートでは、地域活動等に取り組んだことのある経験割合は４割半ばとなっていますが、今後の活動参加意向では６割に達しています。また、支え合い活動等を活発化するために必要なこととして、「情報の得やすさ」や「（活動の）重要性の PR」が多くなるなど、情報を欲する回答が多くなっています。

人口が減少していく中では、一人ひとりの持つ力はますます貴重なものとなることから、地域が抱える生活上の課題は自分事として認識し、自分なりの関わり方を考えるきっかけを与えるなど、啓発や教育の機会を拡充し、地域活動やボランティア活動に参加する人材を確保することが課題となります。

２．“丸ごと”の課題に対応できる支援体制づくり

昨今の福祉を取り巻く課題は多様化していると言われており、8050 問題（高齢の親とひきこもりの子どもが同居する家庭）の顕在化やダブルケア（子育てと親の介護を同時に担うこと）など、様々な要素を含んだケースに対応することが求められます。

市内事業所・団体に対するアンケートでは、「制度の狭間になり、必要な支援が受けられない人」に対して、「対応して困難を感じている」と回答した割合が３割以上となり、分野をまたいだ包括的な支援体制の重要性がうかがえます。また、同じく団体アンケートで地域福祉を充実するために優先的に取り組むべきことを聞いたところ、「身近な相談窓口」が約４割と多く、市民に身近に感じてもらえる相談体制を整えることも求められています。

市民の多様化する福祉課題に幅広く対応し、制度をまたいだ包括的な支援を行えるよう、分野横断的なネットワークを構築し、市民の生活に寄り添った身近な福祉を提供することが課題となります。

３．“交流”で築く強い地域づくり

地域における人口の減少、また、一世帯あたりの人口も減少しており、放っておけば家庭や地域が持つ機能も同様に低下してしまうことが懸念されます。

市民アンケートでは、地域の問題点・不足している点として、「災害時の対応体制がわからない」が最も多くなっていますが、「交流が少ない」ことに関する項目も上位となっており、交流の機会を持ちづらいことが、地域や福祉の課題を見えにくくしてしまうことも考えられます。人口の密度が低下するからこそ、地域の中に人と人との交流の場を設けることが課題となります。

また、交流を育むにあたっては人の移動が伴いますが、本市の地域福祉の充実のために必要なこととして、アンケートからは「交通の利便性の向上」を求める回答が多く、移動を伴う「買い物」が不便であることも暮らしにくい理由としてあげられています。

市域の広い本市での生活を考える上では「移動」は重要な要素となり、今後高齢化が一層進む中ではさらに移動に困難を抱える市民が増えることが予想されるため、「生活」と「移動」と「交流」の課題を合わせて考える必要があります。

第３章　計画の目指す方向性

第１節　計画が目指すこと

（１）地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、「支え手」「受け手」が常に固定せず、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を共につくっていくことです。

現在の少子高齢化、人口減少社会の中では、これまでの既存の枠組み、制度やサービスだけでは解決が困難となっている「制度の狭間」の問題が顕著となっています。この課題に対応するためには、行政や福祉関係者だけではなく、住民や地域、ボランティア、ＮＰＯ、民間事業者といった幅広い支援のしくみが必要です。

市と社会福祉協議会は、誰もが人や社会とつながり、生きがいや役割を持って、地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会の実現」を目指します。

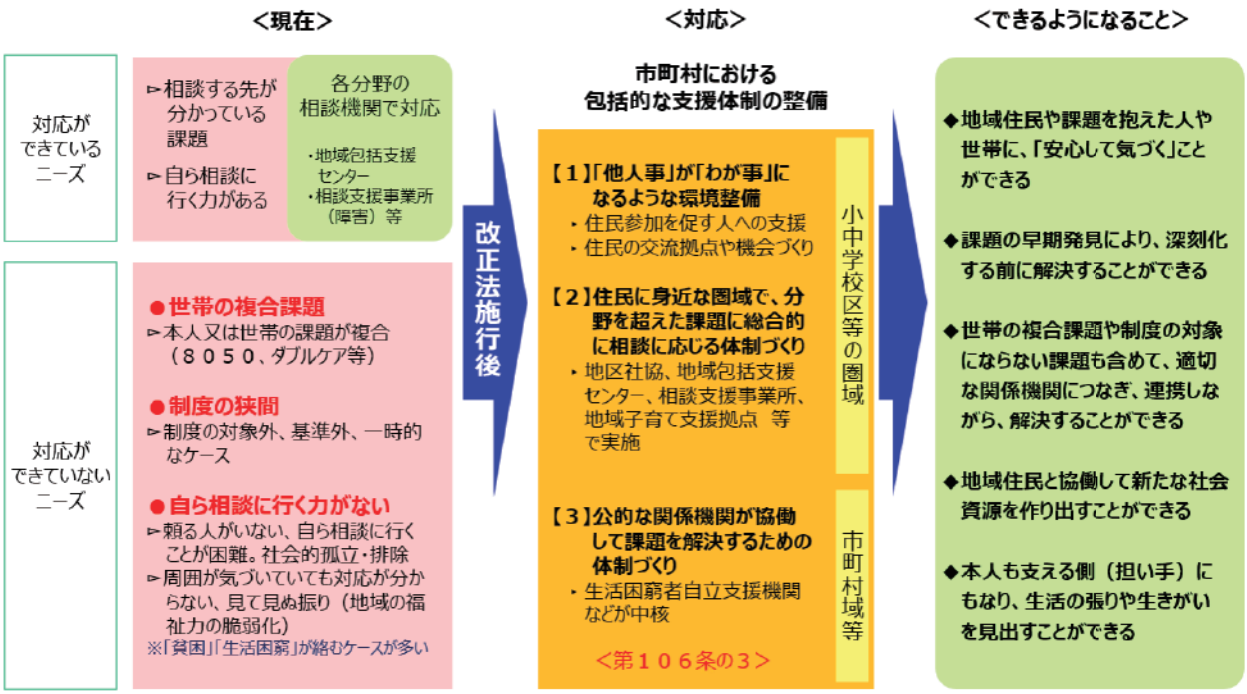

厚生労働省資料

（2）地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が７５歳以上となる令和７年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した取り組みが行われています。

日光市では、高齢者のみならず障がいのある人や子どもなど、すべての人が住み慣れた住まい・地域で安心して暮らしていくことができるよう、個人や家族、地域での支え合い・助け合いを通して、住民、自治会、ボランティアの皆さんと保健・医療・福祉などさまざまな分野の関係機関が連携し、必要なサービスとしくみづくりに取り組み、「地域包括ケアシステム」を推進します。

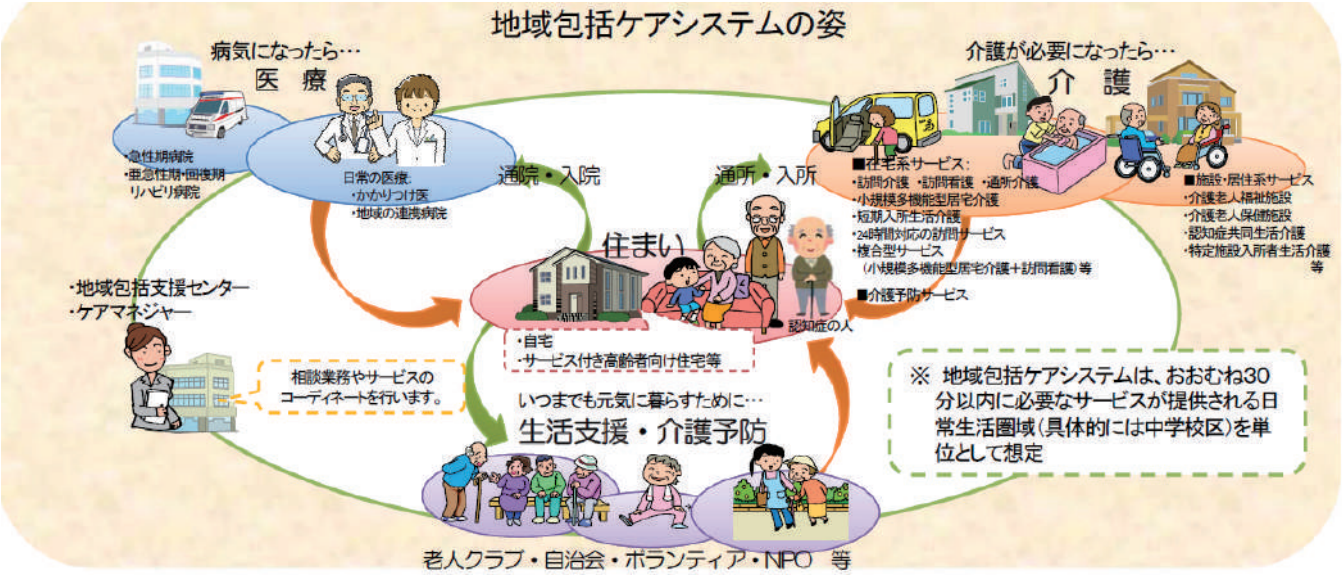

厚生労働省資料

（3）セーフティネットの構築

市と社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、「セーフティネット」の構築に取り組み、困っている人に必要な支援が行き届く仕組みづくりを進めます。

市は、保健、介護、障がい、子育て、経済的困窮など福祉のさまざまな分野の制度やサービスを提供していくとともに新たな課題やニーズに対応できるよう相談しやすい窓口を身近な地域に開設したり、アウトリーチ（積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること）により声なき声を発見し、寄り添い伴走したりしながら暮らしを支援します。

さらに、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会など、地域を支える人や関係機関との連携を強化し、お互いが支え合いながら地域のみんなで困りごとを解決するしくみづくりを進めます。そして、地域ぐるみの支援の輪を広げ、複合的な課題を抱えた人も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

① 我が事・丸ごと

福祉の在り方を見直そうとする動きが進んでいます。国は福祉改革の理念として「地域共生社会の実現」を掲げています。これは、公的な福祉だけに頼るだけではなく、地域で暮らす人たちが共に支えあう社会にしていこうというものです。背景には、住民の福祉ニーズの多様化や少子高齢化などがあります。

現在の福祉サービスでは、高齢者は介護サービス、障がい者は障がい福祉サービス、子どもは子育て支援といったように対象者ごとに相談窓口が分かれています。ところが、最近は介護と育児の問題を同時に抱える人や８０代の親と働いていない５０代の子が同居する生活困窮世帯など、複合的な課題を抱える家族が増えています。また、身体が弱って掃除や料理、ごみ捨てが難しくなるなど公的サービスの対象ではないけれど生活に困っている人も増えています。以前は近所に住む人に助けてもらうこともできましたが、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題が深刻化するケースも少なくありません。

一方、公的な福祉は、サービスを充実させるのにも限界があります。少子高齢化が進む中で、支援を必要とする高齢者が増え続け、支え手となる現役世代が減り続けるためです。

こうした中で国から打ち出された考えが地域共生社会という考えです。公的な福祉サービスだけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようというものです。

そこで、地域の在り方について、「我が事」と「丸ごと」というキーワードが生まれました。まずは、住民同士のつながりが希薄になっている地域の基盤を強化するため、困った人の問題を我が事と受け止め行動できる人を増やすこと。つまり、我が事の意識を醸成する働きかけが必要です。住民が集える拠点を整備して、地域の在り方を話し合ったり、地域の課題を学んだりする機会を増やすことが、住む地域に関心を持つことにつながります。

そして、身近な圏域に住民からの相談を丸ごと受け止める窓口を設けて、自分の相談だけでなく近所の相談も寄せてもらいます。この近所に住む住民の気づきによって地域で孤立している人の早期発見につなげます。

②「制度の狭間」への対応

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の「狭間」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が多数存在しています。社会情勢は複雑化する一方で、今後も公的制度だけですべての人々に十分な支援をすることは難しいと考えられています。

そこで、こうした既存の制度やサービスでは対応が困難なケースに対して、市社会福祉協議会や行政をはじめ、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、障がい者相談支援センター、保健・医療・福祉の専門職、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、様々な社会資源と連携した問題解決の方法を模索していきま

す。

例えば、高齢者施設や障がい者施設を横断的に利用できるなど、新たな発想やアイデアで人々を支える仕組みを創設していきます。寄り添い、伴走しながらその人の人間関係や生活環境を尊重した支援に取り組みます。

（４）権利擁護体制の確立

判断能力に不安のある人の生活を支援するため、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や法人後見事業、市及びＮＰＯの連携による虐待に関する相談窓口の設置、関係機関によるネットワークを通じ、誰もが住み慣れた住まいや地域で尊厳をもって生活できる取り組みを進めています。

一方、核家族化や認知症高齢者の増加により、生活するうえで必要なサービスや困りごとに関する相談につながらないケースも報告されています。

また、国では平成 29 年３月に成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対し「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」の策定が努力義務化されました。併せて、関係機関の連携による成年後見制度に関する施策の取り組みが求められています。

以上のことから、「日光市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に取り組みました。（詳細：基本目標３に掲載）

第２節　計画の基本理念

前計画の「第２期日光市地域福祉計画及び第２期地域福祉活動計画」（平成２８年度から令和３年度）では、地域福祉に対する考え方をより身近に感じ、共通の想いを持てるよう、「市民が“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち」を基本理念としていました。

この間、国では共同体機能の低下（血縁、地縁、社縁）や人口減少に伴う諸活動の担い手が不足する社会に対応するため、地域共生社会の構築に向けた取り組みがスタートしました。この社会像では、“支えられる側”“支える側”という従来の関係を超え、また、“我が事、丸ごと”の理念で、誰もが地域の一員として主体的に活動に関わり、地域全体で包括的なサポート体制を構築することが求められています。

また、日光市の市政においては厳しい財政状況にある中、持続可能な市政運営を実現するためにも、徹底した行財政改革に取り組むとともに、自助や互助の精神を大切にした市民と一体となった協働のまちづくりをより一層進めることを重視しています。

このような背景から、本計画では基本理念を「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”」とします。

第２期計画でも掲げた「市民が“ニッコリ”助け合い」には、市民同士が自主的に地域活動に参加し、住み慣れた地域で幸せを感じて“ニッコリ”と笑顔で生活する姿をイメージしています。

「“心を感じるまち”」には、市民同士の地域のふれあいと、日光市の未来を描き発展させていくまちづくりを、市民の皆さんと市が対話を重ね、心を感じながら一体となって進めていくことをイメージしています。

■■基本理念

◇ 市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光

第３節　計画の基本目標

１．助け合いでつながる日光（我が事の人づくり）

市民の誰もが地域や福祉に愛着と関心を持ち、“我が事” の意識を持って本市の地域福祉を担う人材となるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進するとともに、広報等多くの市民の目に触れる媒体を活用した意識啓発に取り組みます。併せて、率先して活動する市民や団体を育成するとともに、そうした市民や団体が中心となって地域の交流事業や見守り事業が行われるよう支援を行います。

２．語らい、相談でつながる日光（丸ごとの体制づくり）

出産や高齢期を迎えたり、障がいがあるなどの理由により福祉サービスを必要とする市民が円滑に利用まで結びつけるよう、情報提供や相談窓口の充実を図ります。

また、少子・高齢化や人口減少が進む中で、現在の福祉サービスの水準の維持・向上を図るため、本市の地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を進め、包括的な切れ目のない支援を提供するとともに、福祉の現場で働く人材の育成・確保に取り組みます。

３．ふれあいでつながり「心を感じるまち」日光（我が事、丸ごとの地域づくり）

市民の誰もがいつまでも本市で健康的な生活を送り続けることができるよう、市民活動の活性化や健康づくり、介護予防などの機会提供を充実するとともに、身体機能の低下等により外出が困難となった場合でも不自由を感じることがないよう、移動手段の確保やそれに替わる支援体制の構築に努めます。さらに、市民による見守り・交流活動を支援し、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域づくりを進めます。

また、認知症高齢者や知的障がいがあるなど、福祉サービスを利用するにあたって支援が必要な人に対しては権利擁護サービスを行うとともに、生活困窮者が住まいの場に困ったり、収入で長期的に困ったりすることがないよう、支援体制の構築に努めます。

第４節　施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	取り組み
✧市民が“ニッコリ”助け合い、”心を感じるまち“日光	1. 助け合いでつながる日光 （我が事の人づくり）	1. 地域福祉を我が事に変える意識づくり	(1)市民意識の啓発 (2)福祉に関する教育の推進
		2. 地域福祉を担う人づくり	(1)ボランティア人材等の育成 (2)地域のリーダーの育成
		3. 地域共生社会の実現に向けた環境づくり	(1)市民主体の地域福祉活動の活性化 (2)地域の多様なネットワーク機能の充実
	2. 語らい、相談でつながる日光 （丸ごとの体制づくり）	1. 総合的・包括的な相談支援体制の構築	(1)相談支援機関の連携体制の構築・強化 (2)包括的支援体制の構築検討
		2. 丸ごと受け止める体制の充実	(1)情報提供の充実 (2)相談体制の充実
		3. 多様な福祉サービスの提供体制の充実	(1)福祉サービスの資質の向上 (2)福祉サービスの充実(共生型含む)
	3. ふれあいでつながり「心を感じるまち」日光 （我が事、丸ごとの地域づくり）	1. 地域や福祉に関わるための交流促進	(1)地域での多様な交流の機会づくりの推進 (2)地域における居場所と活動拠点づくりの推進
		2. 市民の健康寿命の延伸	(1)健康づくりの支援 (2)生きがいづくりの支援
		3. 移動支援	(1)生活に必要な移動支援 (2)ユニバーサルデザインの推進
		4. 安心して暮らせる環境づくり	(1)日常的な見守り体制の推進 (2)いざという時に支え合える体制づくり (3)防犯対策・交通事故防止・消費者被害防止に向けた取り組みの推進
		5. セーフティネットの強化	(1)生活困窮者等に対する支援 (2)ひきこもりの対応充実
		6. 権利擁護に関する取り組みの充実	(1)権利擁護の利用促進に向けた取り組み充実 (2) 担い手の育成 (3)「日光市成年後見制度利用促進基本計画」の策定

第４章　計画の推進

第１節　計画の普及･啓発活動

地域福祉の推進は、「協働」の考え方が重要であり、市民や民間事業所と行政が協力し合いながら取り組んでいく必要があります。そのため、本計画の内容について広く市民に公表し、地域福祉の取り組みに対してご理解をいただくことがスタートになります。

市では、本計画の内容をホームページで公表するほか、広報紙や出前講座により全世帯に対して普及・啓発を行います。

■■“協働”の考え方

協働の領域	市民の領域				市の領域
	市民のみの領域	市民と市の協働の領域			市のみの領域
領域の内容	市民主体	市民主導	市民と市	市主導	市主体
	市民の自己決定･自己責任によって主体的に活動する領域	市民の主体性のもとに市の協力を得て活動する領域	市民と市が連携･協力して活動する領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得て活動する領域	市の責任と主体性により独自に活動する領域
協働の形態		補助、助成、後援、事業協力	原因分析、共催、実行委員会、事業協定、委託	政策提案、事業協力、委託	

資料：『日光市協働のまちづくり推進の指針』より

第２節　協働による計画の推進

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

１．市民の役割

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自治会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

２．地域の役割

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア・ＮＰＯ団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

３．行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、市民、ボランティア・ＮＰＯ団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

4．社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

■■各役割の関係図

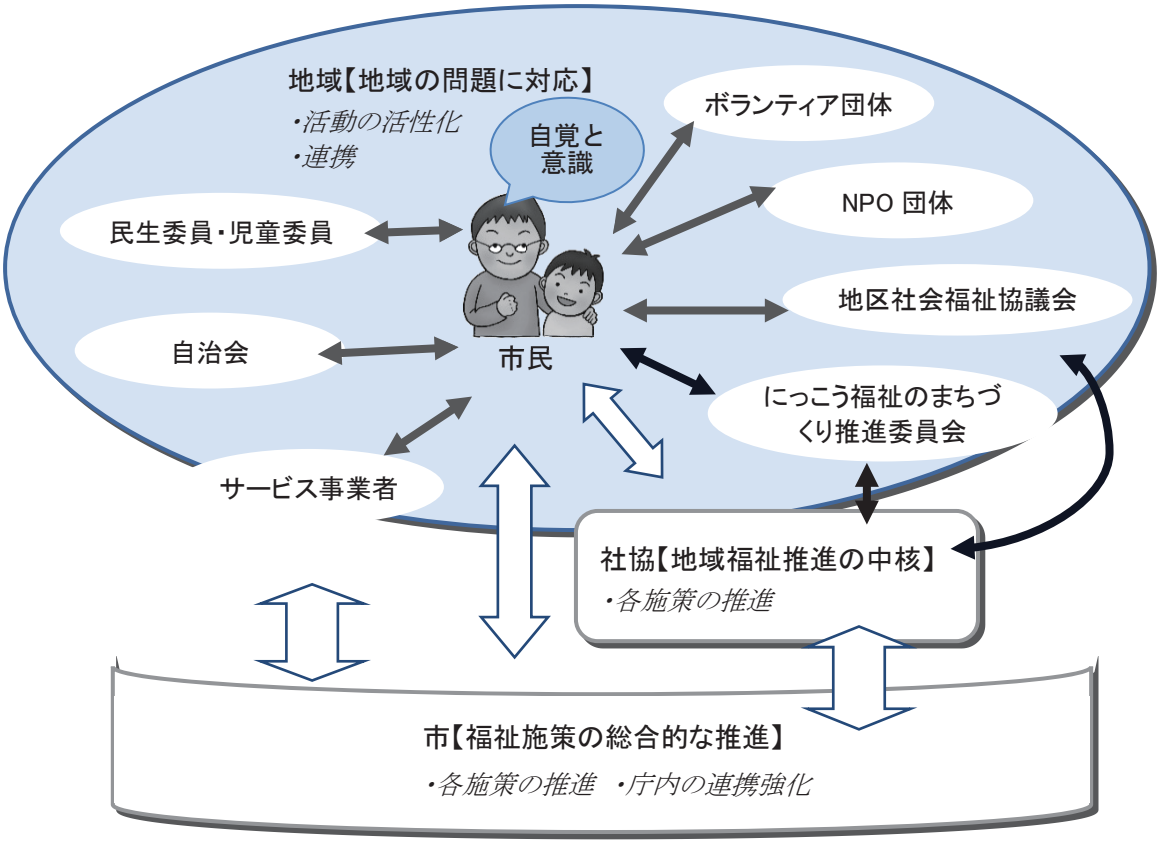

第３節　計画の進行管理

計画の進行管理については、ＰＤＣＡサイクル「計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ」を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

■■ＰＤＣＡサイクルイメージ

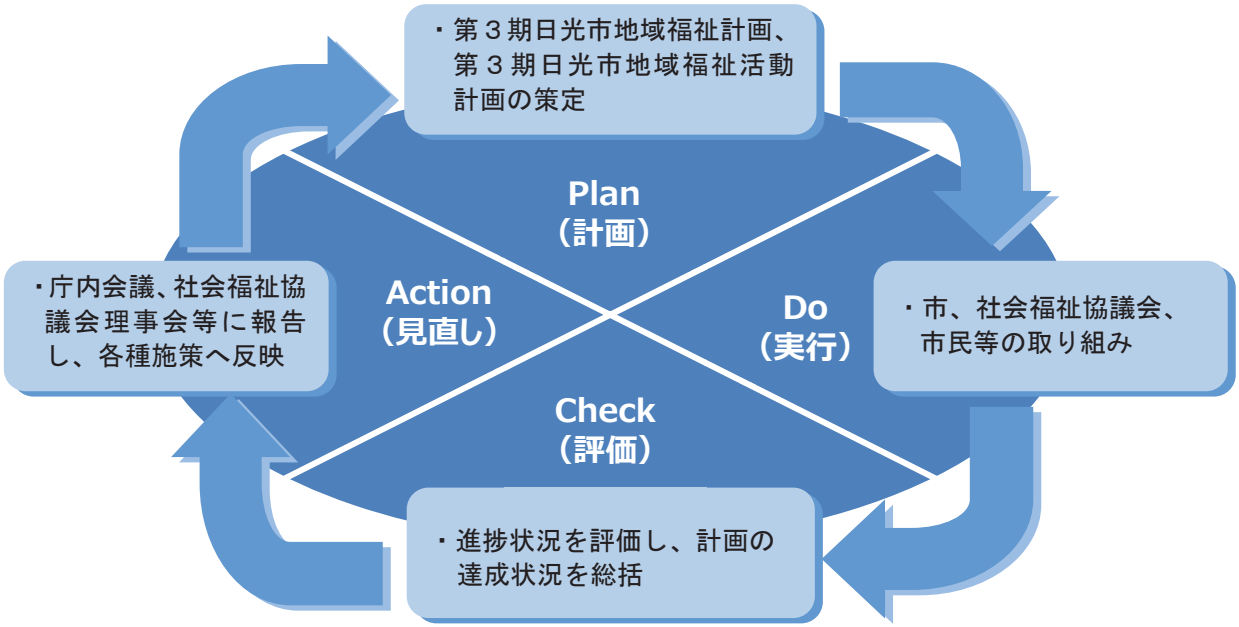

第５章　施策の展開

基本目標１　助け合いでつながる日光

SDGｓ目標

１．地域福祉を我が事に捉える意識づくり

現状と課題

本市をはじめ、我が国全体において少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面しており、この課題は経済・社会の存続の危機に直結しているため、この危機を乗り越えるためには個々の地域の力を強化し、持続可能性を高めていくことが必要であると言われています。そのためには、地域住民の一人ひとりが、これまでの“支え手側”と“受け手側”に分かれる関係ではなく、地域の課題は「我が事」であるという意識を持ち、地域の中で役割を持って活躍できる地域共生社会を構築していくことが求められます。

令和元年度に実施した本計画策定に伴うアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、福祉に関心のある市民の割合は約８割となっていますが、10 代から 30 代にかけては「あまり関心がない」が２割台となっているほか、関心があるとする層でも関心のある対象としては「高齢者福祉」や「児童福祉」などの自身の生活に直接関係のある分野への関心が多く、「地域福祉（地域での支え合い活動）」はいずれの世代も１割前後となっています。

地域の助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこととしては、市民では「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」、団体では「助け合い・支え合い活動の意義をもっと周知する」がそれぞれ最も多くなっており、啓発事業に対する期待の高さがうかがえます。

施策と方向性

（１）市民意識の啓発

福祉や地域コミュニティに関する情報を積極的に発信し、福祉に対する市民の関心を深め、福祉意識の醸成及び地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。

（２）福祉に関する教育の推進

市民一人ひとりが、福祉や人権について正しく理解し、困っている人の SOS をしっかりとキャッチすることができるよう、また、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、学校教育や社会教育、地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。

具体的な取り組み

（１）市民意識の啓発

市の取り組み

- 福祉に関する市民の意識や関心を深めるため、福祉用語や法令等を適切に認識し、福祉を意識する心の醸成につながるよう、広報紙やホームページを活用した伝わりやすい周知を図り、各種啓発事業を推進します。
- 福祉をテーマとしたイベントや講演会等を実施し、福祉意識の高揚を図ります。
- 広報紙やホームページを活用し、地域福祉に関する事業の周知や参加募集を行うとともに、地域福祉をテーマとした記事を掲載することにより、地域福祉に関する意識の啓発を行います。
- 多くの市民が地域の課題解決に向けて取り組めるよう、協働事業やアダプトプログラム（市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム）などを推進・支援します。

社会福祉協議会の取り組み

- 人口動態やくらしの移り変わり、そこから推測される福祉的課題などの情報を、市民が自分の住んでいる地域像を把握できるように、わかりやすくまとめ発信します。
- ボランティア活動や地域福祉に関する様々な情報を、SNS やホームページ等の電子媒体も活用し、若い世代の関心を引くような情報発信を行います。
- 福祉に関するイベントや講演会などの事業を実施し、福祉意識の高揚を図ります。
- 市民が主体となり実践された福祉活動について、広報紙やホームページ、SNS を用いて活動の様子や思い等を積極的に発信し、多くの方が知ることができるように情報発信します。

市民に期待すること

- 各自が日常生活の中で、地域の出来事に関心を持つように心がけます
- 各自が広報にっこうや市ホームページ、回覧板に目を通すよう心がけます

（２）福祉に関する教育の推進

市の取り組み

- 子どものときから福祉に関心を持ち、困っている人を見かけたら積極的に手を差し伸べる人間に成長できるよう、市内すべての公立小・中学校において、関係各課との連携をもとに福祉に関する教育を推進します。
- 生涯学習等の社会教育の場を活用し、福祉活動、地域づくりやまちづくりを担う人材の育成を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉を普及し理解の輪を広げ、活動に参画する市民を増やしていくため、福祉の専門職による福祉教育活動を実践していきます。
- 地域の福祉課題や社会的問題に即した多彩で先駆的な福祉教育プログラムを開発・研究し、実施します。
- 教育プログラム受講生と福祉の活動をつなげることで、地域福祉の実践者を拡充します。

市民に期待すること

- 各自が福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加できるよう心がけます。
- 地域の中で、福祉に関する勉強会を開催します。
- 幼いころから高齢者や障がい者やその家族との交流を行うよう心がけます。
- 勉強会や研修の中で得られた知識・スキルを活かして、福祉活動を実践します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
意識の啓発と地域像の見える化	広報紙やホームページを活用し、地域福祉をテーマとした記事を掲載することにより、地域福祉に関する意識の啓発を実施している	広報紙やホームページを活用し、複雑化・複合化した支援ニーズ等に対応する相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援制度の方向性を周知	広報紙やホームページを活用し、複雑化・複合化した支援ニーズ等に対応する相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の市の方向性を周知	市 健康福祉部
地域像の見える化	ホームページの随時更新と定期的な広報紙の発行	ＳＮＳや様々な情報媒体を用いて、多世代に向けて地域情報を発信する	市民が地域情報を把握し、生活課題に関心をもつようになる	社会福祉協議会

2．地域福祉を担う人づくり

現状と課題

地域共生社会の構築にあたっては、限りある人的資源の中で市と民間とが、また、民間の中でも専門職とボランティア等との間でできることの役割分担を行い、補い合いながら持続可能な取り組みを進めていくことが必要です。そのためには、１人でも多くの市民が個々の状況に応じた関わり方で地域活動に参加することが重要となってきます。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動等の取り組み経験について、「現在、継続的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を合わせた割合は約３割となっていますが、今後の活動への参加意向については６割が「取り組んでいきたい」、「取り組んでもよい」と回答しています。また、その際の活動に参加したいと思う条件については、「身近なところで活動できる」や「気軽に参加できる」が５割以上となるなど、参加することにあまり負担を感じない範囲での関わり方を検討することが必要です。さらに、今後参加してみたい支援活動については、「特技や趣味を活かした交流活動」など全年代共通で参加意向の多い活動もあれば、「子育て支援」や「高齢者支援」など年代によって参加意向が変わる活動もあるため、それぞれの世代にあった参加促進のアプローチを検討する必要があります。

施策と方向性

（１）ボランティア人材等の育成

ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、市民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。

（２）地域のリーダーの育成

市民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を牽引するリーダーの育成や活動支援を行います。

手話奉仕員養成講座

具体的な取り組み

（１）ボランティア人材等の育成

市の取り組み

- 市民にボランティアに対する関心を持ってもらい、活動参加へとつながるよう、イベントや多様な媒体を通じてボランティア・ＮＰＯ等の市民活動団体の活動状況を積極的に発信します。
- 市社会福祉協議会と連携し、ボランティアを養成する講座を開催し、幅広い層の市民が活動に参加できるよう募集方法や参加方法の多様化を検討します。
- 地域で活躍するＮＰＯやボランティア団体の運営等に関する各種相談等の支援を行うなど、市民活動団体の育成に努め、社会資源の確保につなげます。
- 若者にボランティア意識が芽生えるよう、青少年の地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を促進します。
- 障がいのある人の社会参画を支援するための人材を育成します。
- 放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業をとおし、地域における子育てボランティア等の育成に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

- 多様な人材の福祉活動への参画を図るために、ボランティア活動者の発掘・養成に努めます。
- 担い手を欲している地域の福祉活動とつなげ、地域福祉の増進を図ります。
- 地区社会福祉協議会や「にっこう福祉のまちづくり推進委員会」等と連携し、活動者の支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 広報紙やホームページ等、様々な情報媒体を用いて、外部に発信し、更なる福祉意識の拡大に努めます。

市民に期待すること

- 各自ができることを活かして、ボランティア活動に参加するよう心がけます。
- 活動の輪を広げるために、ボランティアをする時には他の人にも声をかけあって行います。
- 各自が自ら実践した情報を、SNS や広報紙等の様々な媒体を活用し、積極的に外部に発信し、福祉活動への理解を広めます。

（２）地域のリーダーの育成

市の取り組み

- これからの地域活動を牽引するリーダーを養成するため、市民活動支援センターと連携し、養成講座等の場を設けるとともに、幅広い層の市民が講座に参加できるよう、プログラム内容や開催方法等を工夫して実施します。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域のリーダー育成を目的とした教育プログラムを実施し、地域福祉活動の核となるような人材を育てます。
- 地域のリーダーが悩みを抱え込まないように、組織運営に関するアドバイスや助成制度の申請補助などの側面的な支援を行っていきます。

市民に期待すること

- 各自が意識を高め、福祉活動に主体的に取り組み、自らの経験やスキルを活かし、進んで役員を引き受けるよう心がけます。
- 各自がリーダー育成の講座などに積極的に参加するよう心がけます。
- リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体でフォローします。
- 後任の育成を意識して、組織内で方針や事務的な内容を共有します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
市と社会福祉協議会が連携し、ボランティアを養成する講座を開催	ボランティア養成講座に１８０名が登録している	ボランティア養成講座登録者数２００名を目指す	ボランティア養成講座登録者数２２０名を目指す	市 社会福祉課及び 社会福祉協議会
全年齢を対象とした担い手養成プログラムの実施	地域の実情に合わせて、福祉活動の中核となる人材育成を目的とした「担い手養成講座」を実施している	講座修了後のフォロー体制が整い、会得した経験や知識を活かした地域活動が展開される。	講座修了者が地域活動の中核を担い、住民主体の地域福祉が増進される	社会福祉協議会

３．地域共生社会の実現に向けた環境づくり

現状と課題

本市には、自治会や地区社会福祉協議会といった“地縁”に基づく組織や、ボランティア団体・NPO 団体などの同じ目的を有する人が集まった“知縁”組織が地域づくりや福祉に関する活動に取り組んでいます。これらの団体・組織は市との協働のパートナーであり、地域共生社会の構築に向けて、団体・組織の活動を支援していくことが必要です。

アンケート調査では、地域の問題に対する良い解決方法として、「住民と行政が協働して解決していきたい」が５年前の調査結果と同じく４割台半ばで最も多く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が約３割となっています。市民の地域課題に積極的に関わる姿勢がうかがえる結果となっており、まちづくりに取り組む協働のパートナーとして一緒に取り組んでいく仕組みが必要です。

また、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」に２割台半ばの回答があるほか、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」も２割近い回答となっています。さらに、事業所・団体アンケートで、活動上市に望むこととしては「活動上必要な情報の提供」が約５割となっており、団体・組織が活動しやすい環境を整えることも市の重要な役割と言えます。

施策と方向性

（１）市民主体の地域福祉活動の活性化

自治会、婦人会、老人クラブ等の地域単位での活動をはじめ、民生委員・児童委員による活動等、地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる市民主体の地域福祉活動を積極的に推進・支援することで活性化を図ります。

（２）地域の多様なネットワーク機能の充実

複雑・多様化する地域の課題に対して、地域団体や住民、事業者や行政が連携し、迅速かつ効果的に福祉サービスの提供や課題解決に向けた支援が図れるよう横断的なネットワーク体制の充実を図ります。また、ボランティア団体や NPO 団体が地域福祉の担い手として活躍できるよう、活動内容の維持・拡充に向けた支援を行います。

具体的な取り組み

（１）市民主体の地域福祉活動の活性化

市の取り組み

- 地域のコミュニティ活動や福祉活動の中心として自治会活動が維持できるよう、自治会活動への支援を行います。
- 地域福祉の観点から地域が主体となって取り組む自治会活動などの地域内交流事業を支援します。
- 老人クラブ等が継続的に活動できるよう、活動事業費の助成等の支援を行います。
- 市内各地区に生活支援コーディネーターを配置し、福祉課題等の情報共有やコーディネート機能、交流の場の構築を図ります。また、各地区で活動する人材を確保するための養成講座を開催します。
- 民生委員・児童委員を対象とした研修・情報提供の充実を図るとともに、地域住民への周知・啓発、自治会との連携支援など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

社会福祉協議会の取り組み

- 住民主体の活動理念に基づき、小地域単位の地域福祉活動を推進していきます。
- 地区社会福祉協議会やにっこう福祉のまちづくり推進委員会において、小地域ごとに、福祉の課題について話し合い、解決の手段を模索します。
- 地区社会福祉協議会やボランティア団体、自治会や民生委員・児童委員とともに、福祉の課題解決のための活動を実践します。
- 市と連携し、各種団体の連携を強化し、ボランティアネットワークの充実を図ります。

市民に期待すること

- 各自が自治会や老人クラブ（長寿会、シニアクラブ）等に加入し、地域活動に参加するよう心がけます。
- 自治会の行事を工夫するなど、現在加入していない人でも入会したくなるような魅力的な活動を行うよう、自治会活動のあり方を見直します。
- ボランティア団体やNPOは、団体間の連携を意識し、情報共有や意見交換の機会を積極的に行います。
- 市や社会福祉協議会の助成制度を活用しながら、地域のために自分が出来ることを実践し、安心安全なまちをつくります。

老人クラブのグランドゴルフ大会

（２）地域の多様なネットワーク機能の充実

市の取り組み

- 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対し、地域住民、事業者、行政が連携して課題解決を図る多機関の協働による包括的な支援体制の構築・強化を図ります。
- 市民が地区社会福祉協議会に参加するきっかけとなるよう、広報紙等を通じて制度の仕組みや活動内容について周知を行います。
- ボランティア団体・NPO が行う社会貢献活動の幅を広げ、質を高めるため、市民活動支援センターを中心に活動に対する支援を行います。
- 各種団体の連携強化を図るため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアネットワークの充実を図ります。
- ボランティア・ＮＰＯの理解促進講座開催や団体との意見交換などを通じ、ボランティア・ＮＰＯとの協働の重要性を認識し、協働に向けた意識改革を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 支所ごとに地域福祉推進を専門とする職員を配置し、地区社会福祉協議会の運営を補助し、地域の状況に合わせた福祉活動を展開していきます。
- 地区社会福祉協議会やにっこう福祉のまちづくり推進委員会、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員協議会等の団体間の横の連携を強化し、地域福祉活動の基盤づくりに努めます。

市民に期待すること

- 各自が、近所の独居高齢者などに気を配り、あいさつや声掛けなどを行うよう心がけます。
- 声掛けや見守り活動などを地域のボランティアや自治会等の既存の団体が連携して行うよう検討します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
市民が主体となるボランティア活動の支援充実	ボランティア団体の活動を支援している	引き続き実施	引き続き実施	市 地域振興課
協議体の活動支援	生活圏域ごとに「にっこう福祉のまちづくり委員会」を設置、住民が主体となり、地域福祉活動計画の進行管理を行っている	「にっこう福祉のまちづくり委員会」活動を通じて、住民が地区課題を把握し、課題解決の話し合いを重ねることで「我が事」の意識が育つ	地域福祉活動計画の進行管理から地域の実情を把握し、第４期地域福祉活動計画を策定する	社会福祉協議会

基本目標２　語らい、相談でつながる日光

SDGｓ目標

１．総合的・包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

国では、人口減少、課題の複雑化・多様化、共同体機能の脆弱化などの社会変化を踏まえ、今後の地域・社会の目指す理念として“地域共生社会”を掲げ、その実現のために包括的な支援体制の整備づくりに取り組んでいます。また、市町村の包括的な支援体制の構築に向けては、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組むことで、住民一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットを形成することが求められています。

アンケート調査では、日光市の保健福祉施策を充実させるために重要な取り組みとして、「高齢者、障がいのある人の入所施設サービスの充実」に３割近い回答がある一方、「在宅生活を支援する福祉サービスの充実」は２割近くとなっており、施設利用意向が高いことがうかがえます。しかし、整備できる施設数にも限度があるため、関係機関との連携のもと、包括的な支援体制を構築することで在宅での生活の質を高めることが求められます。

事業所・団体アンケートでは、包括的な相談支援の仕組みを充実させるうえで特に優先的に取り組むべきことについて、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」に５割を超える回答があるほか、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」に４割近い回答があり、地域共生社会の実現に向け、包括的に課題に対応できる体制の整備が求められています。

施策と方向性

（１）相談支援機関の連携体制の構築・強化

本市に住む高齢者や障がい者が必要とする医療・福祉サービスを一体的に利用することができるよう、関係組織や多職種の連携を推進します。

（２）包括的支援体制の構築検討

地域共生社会の実現に向けて、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（断らない相談支援、社会参加支援、地域づくり支援）を構築するための検討を進めます。

具体的な取り組み

（１）相談支援機関の連携体制の構築・強化

市の取り組み

- 高齢者や障がい者が在宅で安心して住みなれた地域で生活し続けられるよう、保健・医療・福祉の専門職、地域の関係機関等の連携を推進し、包括的・継続的な支援を可能にする体制を構築します。
- 市の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う３層構造の地域ケア会議（個別：ケア会議 ／ 地域：日常生活圏域ケア会議 ／ 市：地域ケア推進会議）を開催します。
- 複合的な課題を抱える世帯への支援体制を充実するため、多職種・多機関による連携体制と関係部署が連携し支援するしくみの確立を目指します。
- ＤＶで緊急避難した世帯やひとり親家庭などの自立支援のため、関係機関との連携を強化します。
- 見守り支援や相談事業の充実に向け、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ります。
- 市と社会福祉協議会において、情報共有と協働により連携強化を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 市民の抱えている多くの福祉の悩みに対し、丸ごと受け止め、市や福祉施設などの関係機関と連携し解決していく体制をつくります。
- 市が実施する地域ケア会議において、地域福祉の専門機関の立場から、地域包括ケアシステム構築に取り組みます。

市民に期待すること

- 各自が隣近所の人や、民生委員・児童委員などと関りをもち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。
- 不安や悩みがある場合、一人で抱え込まずに、誰かに相談する「助けられ上手」を目指します。

（２）包括的支援体制の構築検討

市の取り組み

- 包括的支援体制の構築にあたっては、高齢・障がい者・子ども・困窮等の複数にまたがる福祉分野を一体的に実施する必要があるため、関係する所管課・団体と連携を図りながら検討を進めます。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域と福祉の関係機関との橋渡し役となり、地域と多機関連携によるまちぐるみの支援体制をつくります。
- 住民主体の福祉活動を支援し、公的サービスを補うような支え合いの地域づくりを進めていきます。

市民に期待すること

- 地域の各種団体同士の交流を持ち、連携していきます。
- 自分たちのやれることを活かし、軽度の悩みごとを近隣の支え合いで解決します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
地域の多職種が協働し、地域課題の検討やネットワークの構築を図るため、３層構造の地域ケア会議を実施	個別、地域、市域のそれぞれの階層において地域ケア会議を実施している。	３層構造の地域ケア会議体制における有機的連動を図れるよう体制が整備されている	地域ケア会議の実施を通じて個人から地域、地域から政策形成へ繋げる会議の体制が構築されている	市 高齢福祉課
多種多様な福祉課題を解決する支援体制の整備	専門職を配置し、地域のみならず関係機関ともネットワークを形成している	専門職が橋渡し役となり、福祉機関同士の連携体制が構築されている	全ての福祉ニーズを受け止め、まるごと支援する体制が構築されている	社会福祉協議会

2．丸ごと受け止める体制の充実

現状と課題

福祉サービスを必要とする人が、サービスの利用までしっかりと結びつくには、どのようなサービスがあるのか、どこに申請・相談すればよいのかなどの情報を把握しておく必要があり、そのための情報の得やすさが保障されている必要があります。また、相談窓口は福祉サービス利用の入口にもなるところですが、複合的な問題を抱えているケースでは１つの相談窓口では完結しない場合もあり、個々の相談窓口の専門性を高めることと併せて、総合的な相談対応ができる体制を整備することが求められます。

アンケート調査では、福祉サービスの入手状況について、いずれの年代でも「ほとんど入手できていない」とする割合が２割以上あり、特に 20 代から 40 代では３割以上と多くなっています。また、福祉サービス情報の主な入手先として、全体では「市役所の窓口や広報紙」が６割以上で最も多くなっているほか、10 代から 40 代までは「インターネット」が３割以上、70 代以上では「民生委員・児童委員」や「近所の人・知人・友人」に対する回答がほかの年代と比較して多くなっています。

事業所・団体アンケートでは、地域福祉を充実するために特に優先的に取り組むべきこととして、「身近な相談窓口」が約４割で２番目に多くなっているほか、包括的な相談支援を充実していく上で特に優先的に取り組むべきことは「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取り組みを充実する」が約６割で最も多く、相談窓口を充実させるだけでなく、アウトリーチ（積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること）機能を持つなど、相談窓口の機能を充実させることも求められています。

施策と方向性

（１）情報提供の充実

子育て世代、高齢者や障がい者など、情報を必要とする対象者層を意識した上で、それぞれの立場の市民が入手しやすい手段による情報提供を行います。

（２）相談体制の充実

悩みや困りごとがあった際に気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制を構築するとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

（１）情報提供の充実

市の取り組み

- 高齢者や障がい者も、福祉や地域、行政に関する情報を入手することができるよう、アクセシビリティに配慮したホームページ運営を推進します。
- 地域包括支援センターにおいて、高齢者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供の充実を図ります。
- 障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供の充実を図ります。
- 地域子育て支援センターや親子ふれあい広場において、子育て世代の相談に応じ、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 情報誌やチラシ等の紙媒体に加えて、ホームページ、SNS 等のデジタル媒体、声の広報や点字広報等の障がい者にも配慮した情報媒体等、多様な媒体を用いて様々な世代が受け取ることのできる情報発信を行っていきます。

市民に期待すること

- 各自が広報にっこう等に目を通すなど、福祉サービスに関する情報を積極的に得るよう心がけます。
- 市や団体からの情報を、周囲の人や情報が行き渡りにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
- 市や社会福祉協議会が提供する情報媒体を活用し、積極的に自分たちの活動を情報発信していきます。

（２）相談体制の充実

市の取り組み

- 市民の身近な相談相手として活動する、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員などの活動を支援・促進します。
- 市の各種相談窓口から専門機関や福祉サービスの利用へつなげられるよう、相談窓口と各機関との連携を強化するとともに、相談援助職の資質向上に取り組みます。
- どの行政窓口においても一旦は受け止めることのできる「断らない相談支援」を目標にした仕組みを検討します。
- 高齢者の相談や支援を、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が行います。また、乳幼児のいる家庭に対しては、保健師等の専門職が面

接・訪問により相談や支援を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 市や福祉施設などの関係機関との連携を密にし、市民の様々な相談をワンストップで受け止め、必要な支援に結びつける体制をつくります。
- 積極的に地域に出ていき、支援が必要な人を発見し、必要な情報や支援とつなげる訪問型の支援を行っていきます。

市民に期待すること

- 各自が隣近所の人や、民生委員・児童委員などと関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。
- 不安や悩みがある場合、一人で抱え込まずに誰かに相談するよう心がけます。
- 地域の中で、家族や隣近所の人の相談を気軽に聞けるような場を設けるようにします。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
断らない相談支援を目標とした窓口体制を整える	各部門別で専門的に相談を受けている	健康福祉部のどの窓口でも一旦は相談を受け止める「断らない相談」を実施	全庁的にどの窓口でも一旦は相談を受け止める「断らない相談」を実施	市 全庁
地域の多様な相談を受け止める「断らない」相談支援の実施	支所ごとに専門職を配置し、世代を問わない総合相談が可能な支援体制を整備している	「断らない相談」を実践し、社会福祉協議会の役割が地域に定着する	全ての福祉ニーズを受け止め、まるごと支援する体制が構築される	社会福祉協議会

３．多様な福祉サービスの提供体制の充実

現状と課題

福祉・介護サービス業界を取り巻く人材確保の状況については、求められる質の高度化・多様化、また、人口減少に伴う労働力人口減少のなかで、厳しい状況に追い込まれていると言えます。そのため、事業所が継続してサービスを提供し続けられるよう、さまざまな形での支援を行っていくことが必要です。

事業所・団体アンケートでは、公的な福祉サービスで解決できずに困っている問題の有無について、「ある」との回答が４割近くあり、また、対応で困難を感じるケースとしては「制度の狭間になり、必要な支援が受けられない人」や「支援が必要だが、支援を拒否して受け入れない人」に４割前後の回答があるなど、サービス提供者の負担を軽減させることが求められています。

さらに、活動をしていく上で市に望むこととして、「活動上必要な情報の提供」が５割近くとなっているほか、「経済的支援」、「他事業所・団体とのネットワーク化」や「設備・備品の充実」に３割の回答があるなど、多様な支援が求められています。

施策と方向性

（１）福祉サービスの資質の向上

各種福祉サービスの質の向上に向け、幅広い事業主体の福祉サービスへの参入促進や情報提供等の支援を行います。

（２）福祉サービスの充実(共生型含む)

支援を必要とする人が安心してサービスを利用することができるよう、市内の提供体制の充実を図ります。

また、福祉サービスの提供主体として、専門的な支援を行える人材を育成し、本市のサービス提供基盤の強化を図ります。

具体的な取り組み

（1）福祉サービスの資質の向上

市の取り組み

- 市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、事業所と連携し、研修や意見交換を行う場を設けます。また、新規参入を考えている事業所の相談に応じます。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域の交流事業や研修会に、福祉サービスの情報を提供する機会を取り入れるなどして、地域全体の福祉サービス力の向上に努めます。

市民に期待すること

- 福祉サービスを利用する際には、優良な福祉サービス事業者を選択するよう心がけます。

（2）福祉サービスの充実(共生型含む)

市の取り組み

- 児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスなどの各種福祉サービスについて、必要量の確保や質の向上に努めます。また、高齢や障がい者であること等により住居の確保に困難を抱える方に対して、相談支援や経済的負担の軽減などの支援を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 事業者として、介護保険事業に取り組みながら、住民主体の支え合い活動などを組み合わせて豊かな地域生活の実現を目指します。
- 福祉活動の担い手養成や福祉活動の支援を行い、制度の狭間の福祉課題や身近に福祉事業所がない等の福祉資源不足の問題をフォローするような市民主体の活動を育てていきます。

市民に期待すること

- 各自が福祉サービスについて知るように心がけます。
- 公的サービスだけでなく、自分たちの出来ることを活かし、軽度の悩み事なら地域の支え合いで解決していきます。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、横断的に取り組む支援体制の整備	高齢者、障がい者、児童などの福祉サービスについて、必要量の確保や質の向上に努めている	新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討する	新たな福祉ニーズに対して、横断的に取り組む支援体制を検討する	市 高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課
福祉制度の狭間の福祉ニーズを解決する仕組みづくり	地域の実情に合わせて、既存の制度を補完するような生活支援の取り組みが展開されている	住民主体による生活支援の取り組みが立ち上がり、制度外の福祉ニーズも解決できる地域が実現する	社会情勢の変化に合わせて、住民主体の活動が開発され、我が事、丸ごとのまちづくりが推進されている	社会福祉協議会

基本目標３　ふれあいでつながり「心を感じるまち」日光

SDGｓ目標

１．地域や福祉に関わるための交流促進

現状と課題

地域の中において、生活課題を早期に発見し適切な対応へとつなげるためには、課題を抱えた市民をはじめ、誰もが気軽に立ち寄り、交流や情報交換、情報共有を図ることのできる場を設けることが重要です。

アンケート調査では、地域の中の問題点、不足しているものについて「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」や「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」といった、市民の交流機会の少なさに関連する項目がいずれも１割台で上位にあがっており、人口減少の進む中、いかに人との交流機会を地域の中に創出するかが大きな課題と言えます。

また、本市の保健福祉施策を充実させるために重要な取り組みとして、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」に２割の回答があることから、本市の保健福祉施策を充実させるうえでも、人と人との交流を増やすこと、また、そこから相談や必要な支援へと結びつけられる場をつくることが重要であると言えます。

施策と方向性

（１）地域での多様な交流の機会づくりの推進

老若男女を問わず、幅広い層が集まり、顔見知りの関係を地域で築くことができるよう、地域行事を活用するなど、交流できる機会を創出します。

（２）地域における居場所と活動拠点づくりの推進

地域の住民や地域福祉の活動に取り組む市民が気軽に集い、交流を広げ、深めることができるよう、地域の居場所づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

（１）地域での多様な交流の機会づくりの推進

市の取り組み

- 各地区等において地域交流の機会を創出し、身近な場所においてだれもが気軽に集い、交流を深めることができる場の拡充を図ります。
- 市民と市民活動団体、また、市民活動団体同士が交流できる場の創出を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援の促進を図ります。
- 幅広い年代が気軽に交流できるよう、地域の行事やイベントを活用・企画するとともに、日頃から集まれる居場所づくりを進めていきます。
- 活動の核となるような人材の育成と組織づくりに努め、多種多様な交流の場をつくっていきます。

市民に期待すること

- 地域で実施している行事や事業に積極的に参加します。
- 参加者としての参加だけでなく、企画の段階から関わり、活動を盛り上げます。
- 自らが活動の担い手となって、自分の住んでいる地区だけでなく、いろいろな地区に活動を広めていきます。

（２）地域における居場所と活動拠点づくりの推進

市の取り組み

- 市民活動を行う際に拠点となる場の確保・貸出を行います。また、利用できる場の情報提供を行い、利用を促進します。

社会福祉協議会の取り組み

- 市と協働し、市民のやりたいことを実現できるような補助制度や支援方法を模索し、身近な場所に気軽に通える地域の交流の場づくりを支援していきます。
- 地域福祉の専門職員を配置し、活動の立ち上げ支援や運営の補助を行い、市民の活動を支援していきます。

市民に期待すること

- 自分たちの出来ることで、気軽に集まれるサロン活動を行います。
- 高齢者や障がい者やその家族などが気軽に集い、交流できる場をつくります。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
身近で気軽に参加できる「地域の居場所」支援	各地区に「地域の居場所」が立ち上がり、継続して活動している	「地域の居場所」ガイドブックを広報紙やホームページを活用して周知し、「地域の居場所」の立ち上げ・継続について、相談支援を行う	引き続き実施	市 高齢福祉課
身近で気軽に参加できる「地域の居場所」づくり	各地区に「地域の居場所」が立ち上がり、継続して活動している	市内に「地域の居場所」が増え、多世代交流の機会が増える	「地域の居場所」が継続して活動し、多種多様な市民間交流が促進される	社会福祉協議会

2．市民の健康寿命の延伸

現状と課題

健康であることは、自分が望む生活を送るうえでの必要な条件であり、また、健康であることにより趣味やボランティア活動等に取り組まれることは地域にとってもプラスになり得ることです。そのため、健康で自立した生活を送るための「健康寿命（健康で自立して暮らすことのできる期間）」を延ばすことが求められています。

アンケート調査では、毎日の中での悩みや不安について、「自分や家族の健康に関すること」が約６割で最も高くなっており、健康づくりに対して関心の高さがうかがえます。また、本市の保健福祉施策をより充実させるために重要な取り組みとして、「健康づくりや生きがいづくりの充実」は 17.9%となっています。

施策と方向性

（１）健康づくりの支援

年齢の若いうちから健康に対する意識を高め、生涯を通じて元気に暮らすことができるよう、市民の健康づくり、健康寿命の延伸を支援します。

（２）生きがいづくりの支援

高齢者が知識や経験を活かし、地域の中で生きがいや役割を持って生活することができるよう、生きがいづくりの充実を図ります。

具体的な取り組み

（１）健康づくりの支援

市の取り組み

- 誰もが、必要な医療を受けることができるよう、中山間地域における医療提供体制を維持するため、診療所と拠点病院の連携強化を図ります。
- 地域の健康づくりを担う健康づくり推進員を育成し、市民主体の健康づくり活動の普及・啓発を図ります。
- 予防接種、健康診査、健康相談、保健指導や歯科保健の充実により、各種健診の受診率向上及び、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる支援に努めます。

- 市民が身近な場所で運動でき、また、世代を超えた交流ができる場として、総合型地域スポーツクラブに対して活動支援を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における地域主体の取り組みを支援します。また、地域課題や地域性を考慮し、地域住民とともに取り組む介護予防を推進します。

社会福祉協議会の取り組み

- 市民の健康維持に関する取り組みを支援していきます。活動の立ち上げや継続のための支援を行い、市民主導による健康づくりを推進していきます。
- 市の健康に関する事業や介護予防に関する事業と地域との橋渡し役を担い、市民、地域が一体となって進める健康のまちづくりの実現を目指していきます。

市民に期待すること

- 各自が定期的に健康診断を受けるなど、自身の健康管理を心がけます。
- 各自が健康講座に参加したり、日常的に運動をしたりするなど、健康づくりの活動を行うよう心がけます。
- 各自がかかりつけ医を持つように心がけます。
- 地域全体で健康体操等を行うなど、健康づくりに取り組みます。

（2）生きがいづくりの支援

市の取り組み

- 高齢者が知識や経験を活かして社会参加し、地域の中で役割や居場所を持って生きいきと暮らせるよう、生きがいづくりや就労の支援を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- さまざまな経験、スキルを持った市民と福祉活動をつなげ、参加だけでなく運営することもいきがいづくりとなるような取り組みを育てていきます。

市民に期待すること

- 各自が経験やスキルを活かし、福祉教育の講師としての参加や、福祉活動のリーダーとして福祉のまちづくりに参加します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
介護支援ボランティア制度の充実	元気な高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行った場合に活動実績に応じてポイントを付与。登録者数１７１人	引き続き実施	引き続き実施	市 高齢福祉課
介護予防と生きがいづくりが両立した住民活動の充足	生きがいづくりと介護予防が両立した取り組みが立ち上がり、活動している	担い手養成講座、活動への助成制度が整い、自分の趣味やスキルを活かした健康づくりが実現できる	各地区に、多種多様な住民活動が展開され、気の合う仲間と共に、楽しく健康にすごすことができる	社会福祉協議会

３．移動支援

現状と課題

商業施設や交通サービスなどの生活上必要なインフラを維持するにはある程度の人口規模が必要となりますが、人口減少が進む中ではこうしたインフラの維持が困難となり、目的地までの距離が遠くなってしまうだけでなく、そこまで行く交通手段の確保が難しくなります。そのため、市民の生活の質を維持するためには、買い物、通院や社会参加等の外出機会が交通手段不足などにより制限を受けることがないよう、移動支援サービスを充実させることが求められます。

また、高齢者、障がい者やベビーカーを利用する人などが安心して外出できるよう、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した取り組みが必要です。

アンケート調査では、日光市が子ども、高齢者や障がい者にとって暮らしやすいかについて、市民の３割半ばが「あまり暮らしやすいと思わない」、「暮らしやすいと思わない」と回答しており、その理由として「交通機関が不便・利用しにくい」が６割を超え、「買い物などが不便」も４割を超えています。

また、本市の保健福祉施策を充実するために重要な取り組み（事業所・団体では地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべきもの）として、市民、事業所・団体のいずれも「交通の利便性向上や移動支援の充実」が最も多く、地域福祉を考える上での重要な課題と言えます。

施策と方向性

（１）生活に必要な移動支援

移動が困難な人が安心して買い物、通院や社会参加のために外出することができるよう、多様な移動手段の充実を図ります。

また、外出支援の充実だけでなく、ほかにどのような買い物支援や社会参加支援があるか検討を行います。

（２）ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心して街中を移動できるよう、官民の施設や道路について、利便性・安全性向上のためにユニバーサルデザインを推進します。

具体的な取り組み

（１）生活に必要な移動支援

市の取り組み

- 身体的理由及び経済的理由により公共交通機関の利用が困難な高齢者のみの世帯に対し、医療機関への通院時等の送迎を行う移送サービス事業を継続して取り組みます。
- 外出が困難な人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、ヘルパーによる買い物支援など外出支援とは異なる方法の検討・実施に取り組みます。
- 障がい者の特性に応じたきめ細かな移動ニーズに対応できるよう、移送サービスや福祉有償運送サービスの充実を図ります。
- 利便性の高い路線バスや市営バス・デマンドバスの運行に努めるとともに、地域が主体となって実施する地域内交通の支援に取り組みます。
- 鉄道事業者については継続的に支援を行い、移動手段の確保を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 移動・外出に関わる地域の福祉ニーズを把握し、社会資源等の実情を踏まえ、市民相互の支え合い・助け合いを基盤とした外出支援のあり方を検討します
- にっこう福祉のまちづくり推進委員会や地区社会福祉協議会とともに、既存の福祉資源の活用や新たな福祉資源の開発を検討します。

市民に期待すること

- 各自が出かける際に近所の人に声をかけ、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心がけます。
- 地域で外出困難な方がいる場合は、地域のお店で配達サービスを行うなどを検討します。
- にっこう福祉のまちづくり推進委員会や地区社会福祉協議会、ボランティア団体に加入し、自分たちが出来ることを話し合い、移動支援に関する新たな取り組みを実践します。

登録制、予約制の市営乗合バス（落合、猪倉、小来川）

（2）ユニバーサルデザインの推進

市の取り組み

- 誰もが安心して街中へ外出し安全に歩行できるよう、公共性の高い施設や道路環境について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。
- 路線バスにおけるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者等へ費用の一部を補助し、誰もが気軽に移動することができる公共交通利用環境を整備します。

社会福祉協議会の取り組み

- ユニバーサルデザインの啓発と情報提供などを行います。

市民に期待すること

- 各自が点字ブロックに駐輪したり路上や障がい者等専門駐車場に駐車したりしないよう心がけます。
- 自治会やボランティア団体で、障がい者や高齢者等に危険か所やバリアフリー化された商店などの情報を伝える取り組みをします。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
買物支援の充実	移動手段のない、生活必需品の購入が困難な高齢者等に対して、介護保険制度、生活支援ホームヘルプサービス事業、暮らしのお手伝い事業により買い物代行を実施	引き続き実施	引き続き実施	市 高齢福祉課
地域の状況に合わせた気軽な移動支援の充実	地区社協や福祉のまちづくり委員会にて、移動に関する協議を重ねている	地域の実情や市民の要望を把握し、移動支援のあり方を検討する	地域の実情にあった、移動支援の取組が創出される	社会福祉協議会

４．安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

地域福祉の成果が最も試されるのは、隣近所の家庭のちょっとした異変に気づいたり、災害時等緊急時に支援を必要とする人のヘルプに気づいたりできるかどうかとなりますが、そのような“気づき”は有事の時に急に分かるものではなく、日頃の見守りの中で把握できてはじめて分かるものであると言えます。また、そのような日頃からの見守りは、当事者に「見守られている」という安心感を与えるだけでなく、虐待の未然防止、早期発見にも効果があるものと期待できます。

アンケート調査では、自身の日常生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこととして「緊急時の手助け」が５割を超えて最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が４割半ばとなっています。また、地域の中での問題点・不足している点としては「災害時に対応体制が分からない」が３割を超えて最も多く、また、市の保健福祉施策を充実していくために重要な取り組みとして「犯罪や事故のない安全なまちづくり」が２割半ば、「防災や災害時に支援が必要な人への対応」が約２割となっています。市民の関心の高い“安全”を中心に据えた強い地域づくりに取り組むことが重要です。

施策と方向性

（１）日常的な見守り体制の推進

子ども、高齢者や障がい者など、特に支援が必要な市民や世帯を中心に日頃から見守りを行うことで、安否確認を行うとともに、いざという時に円滑に対応できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。

（２）いざという時に支え合える体制づくり

災害時において、円滑に避難行動要支援者を支援できるよう、地域住民と協力して支援体制を構築します。

また、虐待の対応については、日頃より関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、虐待が疑われるケースが発生した際、早期に介入し、適切な対応を行います。

（３）防犯対策・交通事故防止・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、日常生活における防犯意識の高揚に努めるとともに、特殊詐欺等消費者被害防止の啓発や、再犯防止のため更生を目指す人を温かく見守り、総合的な支援を行います。また、交通安全運動や交通安全教室を行い、交通安全思想の普及啓発を推進します。

具体的な取り組み

（1）日常的な見守り体制の推進

市の取り組み

- 社会的援護を必要とする市民の孤立防止のため、地域や民間の協力事業所等との協働により、日常的な業務の中で見守りを行う「見守りそばネット事業」を推進します。
- 外出時に見守りが必要な高齢者等の事故を防ぎ、早期発見・保護するため、「にっこう安心カルテ」や「にっこう安心見守りシール配布事業」を推進します。
- 認知症高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、いち早く安全に保護できるよう、「にっこう認知症安心メール」登録者数の増加を図ります。
- 放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業をとおし、地域における子育てボランティア等の育成に取り組み、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を推進します。

社会福祉協議会の取り組み

- 自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体と連携し、日頃の人間関係を活かした見守り体制をつくっていきます。
- 市や福祉機関と地域との橋渡し役となり、地域の見守り体制でキャッチした福祉の課題を、速やかに必要とされる支援に結び付けるネットワーク体制の構築を目指します。

市民に期待すること

- 日常生活の中で、郵便物が溜まっている、いつも子どもの泣き声が聞こえる等の近隣の異変に気付いたら市や社会福祉協議会へ伝えます。
- 福祉意識の向上を目的とした研修会やイベントを実施し、身近な高齢者や障がい者を気にかけられるような「我が事」の精神を育て、自然と見守りができるような地域づくりを目指していきます。

（2）いざという時に支え合える体制づくり

市の取り組み

- 中学校区における防災訓練の実施等により、市民一人ひとりの防災知識や意識を普及させるとともに、地域における自主防災組織の育成・強化を図ります。
- 災害時に地域の支え合いによる要支援者の円滑な支援が図れるよう、自治会ごとに避難行動要支援者名簿を活用した避難支援につながる取り組みについて支援を行います。
- 障がいのある人の重症化・高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めます。
- 高齢者、障がい者、子どもの各分野において関係機関で構成する協議体を設置し、虐待発生時にスムーズに適切な対応ができる体制を整備します。
- 虐待防止に向けた周知啓発を広く行うとともに、高齢者や障がい者の介護疲れ、子どもの育児疲れによる虐待の防止に向け、対象世帯へ一層丁寧に周知啓発を行うとともに、相談窓口や福祉サービスの情報提供を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 防災に関する研修会やイベントを実施し、一人ひとりが日頃から防災意識を高めるとともに、災害に強いまちづくりを目指します。
- 福祉の関係機関で構成される協議体に参加し、福祉機関と地域の橋渡し役を担い、両者の結びつきを強化し、市民と福祉機関が一体となった支援体制をつくります。

市民に期待すること

- 市や社会福祉協議会が実施する防災研修会に参加し、災害に対する知識や対応を学び、緊急時に備えます。
- 福祉に関する知識を高め、近隣に介護疲れや児童虐待の兆候がみられたら、福祉機関の窓口に相談するよう勧めます。
- くらしの悩み事を抱えたら、深刻になる前に福祉の窓口に相談に行き、専門職の支援を受けます。

（３）防犯対策・交通事故防止・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

市の取り組み

- 市民自ら防犯に取り組むための啓発を行うとともに、地域における自主防犯団体の活動を支援します。また、犯罪抑止のための防犯灯の設置や老朽空き家の解消に努めます。
- 再犯防止のため、犯罪をした人などが円滑に社会復帰できるよう市民への理解促進に向けた啓発活動や、更生に向けて総合的な支援の充実を図ります。
- 交通事故を未然に防止するため、高齢者や子どもを重点に、関係機関と連携した交通安全教育の普及、啓発、マナーの向上に努めます。
- オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺から市民を守るため、被害防止の啓発に努めます。

社会福祉協議会の取り組み

- 自治会や民生委員・児童委員とも連携し、高齢者や障がい者、子ども等の見守りや安否確認、緊急時の対応等を行う小地域見守り活動などを強化します。
- 警察や消費生活センターと連携を取り、地域の交流の場にて詐欺防止や空き巣対策等のプログラムを取り入れるなどして、犯罪に巻き込まれないような普及啓発を行います。

市民に期待すること

- 市や警察が実施する防犯や消費者被害に関する学習会や研修会に積極的に参加します。
- 学習会や研修会に参加していない方が近隣にいたら、学習内容を伝え対策を広めます。
- 実際に被害にあった方がいたら警察や消費生活センターに行くことを勧めます。
- 犯罪をした者などを温かく見守り、更生を目指す人への理解を深め、社会参加を促進します。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
地域の支え合いによる避難行動要支援者支援体制の構築	避難行動要支援者名簿を活用した避難支援につながる取り組みを自治会に依頼している	２割の自治会において、名簿を活用した要支援者を支援する体制が整備されている	４割の自治会において、名簿を活用した要支援者を支援する体制が整備されている	市 社会福祉課
地域、福祉機関連携による包括的な見守り体制の構築	専門職を配置し、地域のみならず福祉機関ともネットワークを形成している	地縁組織やボランティア団体等と連携し、日頃の人間関係をいかした見守りの関係性を構築する	各関係機関の連携により、複雑で困難な個別課題であっても、包括的に解決できる体制を構築する	社会福祉協議会

日光ランドマーク３階にある
日光市消費生活センター

5．セーフティネットの強化

現状と課題

生活をしていく上で生じる課題は、介護・子育て・障がい・病気等だけでなく、自身の役割を持てる場の確保、教育、家計、孤立など、「くらし」と「しごと」の全般に及びます。このことから、「くらし」と「しごと」を包括的に受け止めて対応する体制づくりが求められます。

経済的な支援を必要とするケースとして、生活困窮者（生活保護に至る前の状態）、高齢者、障がい者、ひとり親家庭やひきこもりなどがあげられ、特に近年では新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞が、対象となる層を一層厳しい状況に追い込むことが懸念されるため、収入を確保し自立した生活を送ることができるよう、社会参加や就職等の支援を行う必要があります。

アンケート調査では、暮らしにくいと思う理由について、20・30 代の約３割が「身近に働く場所がない」（全体では 15.4%）と回答しているほか、毎日の中での悩みや不安について、20 代から 50 代で「生活費など経済的問題」が４割以上、「仕事に関すること」で３割以上の回答があり、若者から老後を迎えようとしている層まで、幅広い世代が収入等の面で不安を感じていることがうかがえます。

施策と方向性

（１）生活困窮者等に対する支援

生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、自立に向けた相談支援や住居確保に向けた支援等を行います。

（２）ひきこもりの対応充実

ひきこもり状態にある人やその保護者に対して、自立や社会参加に向けた相談対応を行います。

具体的な取り組み

（1）生活困窮者等に対する支援

市の取り組み

- 生活困窮者の各種相談に対応し、就労、家計改善、子どもの学習、住居確保等の支援を行うことで、生活保護に至る前段での自立促進や、貧困の連鎖の防止を図ります。
- 栃木県地域生活定着支援センターと連携し、罪を犯し更生した人などの生活を支えます。

社会福祉協議会の取り組み

- 一時的に収入が少なくなり、生活が困難になった方に対し、生活を立て直すまでのつなぎとなる生活資金の貸し付けを行います。

市民に期待すること

- 福祉の情報を積極的に取り入れ、自分が困難な状態になったら、抱え込む前に市や社会福祉協議会に相談に行きます。
- 近隣に実際に困っている人がいたら、市や社会福祉協議会に相談に行くよう勧めます。

（2）ひきこもりの対応充実

市の取り組み

- ひきこもり相談センターにおいて、ひきこもりなどの状態にある人やその家族等を対象に、自立に向けた相談を行うほか、関係機関と連携し、社会参加や就労等に向けた支援を行います。
- 関係機関、庁内における連携体制を強化し、制度の狭間問題について情報共有を図り、早期に支援できる体制を構築します。

社会福祉協議会の取り組み

- 市や福祉機関と連携しながら、ひきこもり状態の方の居場所づくりや社会的なつながりを構築できるような活動を進めていきます。
- 自治会や民生委員・児童委員と協働し、ひきこもり状態の方を対象とした見守り活動を進め、緊急時に早急に介入できるような体制をつくります。
- 市民よりひきこもりに関する相談を受けたら、ひきこもり相談センターを紹介するなど、相談支援を行います。

市民に期待すること

- 近隣や身内にひきこもり状態になっている方がいたら、地域の行事や事業に参加するよう声をかけたり、ひきこもり相談センターの紹介をしたりします。
- 身内にひきこもり状態になっている方がいたら、抱え込まずに、ひきこもり相談センターに相談に行きます。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
生活困窮者の自立相談支援	生活困窮者の各種相談に対応し、就労、家計改善、子どもの学習、住居確保等の支援を行うことで、生活保護に至る前段での自立促進や、貧困の連鎖の防止を図っている	各種支援を引き続き実施し、生活保護に至る前段での自立を増加させる	相談支援体制の強化を図り、生活保護に至る前段での自立を増加させる	市 社会福祉課
生活困窮やひきこもり等の早期的支援体制の構築	民生委員・児童委員や福祉機関と連携し、生活困窮世帯やひきこもり世帯を見守る関係性が構築されている	地縁組織、福祉機関と連携し、早期的に発見できる見守り体制を構築する	悩みごとが深刻化する前に、早期的に必要とされる支援に結びつけられるような体制が整う	社会福祉協議会

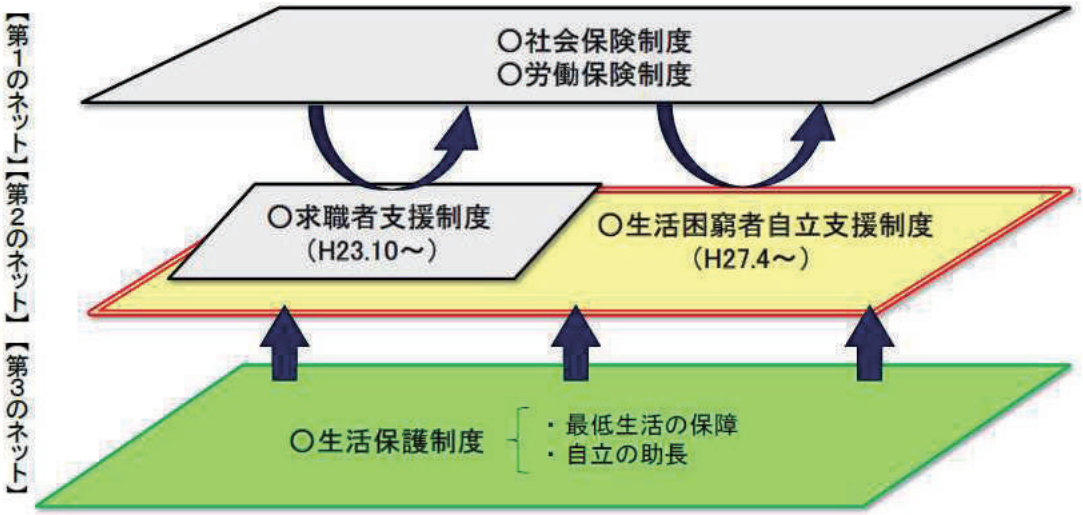

生活困窮者に対する重層的なセーフティネット（出典：厚生労働省資料より抜粋）

６．権利擁護に関する取り組みの充実

現状と課題

高齢者や高齢者のみ世帯の増加、知的障がい者や精神障がい者の増加等により、金銭管理や福祉サービス利用時の契約、住居の確保の場面等において権利擁護を必要とするケースは今後一層増加することが懸念されます。成年後見制度など権利擁護の制度は複雑さを伴うことから、日頃から制度の周知・理解を深めるとともに、利用の必要性が高いと考えられる人には利用を促すことが必要です。また、権利擁護の需要増に対応できるよう、担い手の確保・支援体制の構築を進めることも必要です。

アンケート調査では、５年前の調査に比べて成年後見制度の周知度合いは若干増加した結果となっていますが、依然として約２割が「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答しています。一方、支援が必要になった際の利用意向については「必要になれば利用したい」が約４割となっていますが、同じくらいの割合で「わからない」への回答もあることから、実際に権利擁護の支援が必要になった際に円滑に利用することができるよう、準備しておくことの重要性を啓発することが課題となります。

施策と方向性

（１）権利擁護の利用促進に向けた取り組み充実

権利擁護支援の必要な方が適切にサービスを受けることができるよう、関係機関との連携による支援体制を構築します。

また、財産管理や自らの意志に基づいて適切な福祉サービス等を利用する際、利用者の権利が保障されるよう、権利擁護制度の利用促進を行います。

（２）担い手の育成

今後の権利擁護に対するニーズの増加に対応するため、市民後見人や法人後見人の育成・確保に努めるとともに、市民後見人等の活動支援を行います。

（３）「日光市成年後見制度利用促進基本計画」の策定

市は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として「日光市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。（基本計画は９１ページに掲載）

具体的な取り組み

（１）権利擁護の利用促進に向けた取り組み充実

市の取り組み

- 権利擁護支援の仕組みについて、市民への周知啓発に努めます。
- 権利擁護支援の仕組み（日常生活自立支援事業や成年後見制度など）を円滑に利用することができるよう、地域における相談窓口を整備します。
- 地域において、権利擁護支援を必要としているが、自ら必要な手続きを行うことが困難である方を発見し、適切に必要な権利擁護支援に繋げる地域連携の仕組み「地域連携ネットワーク」を構築します。

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活自立支援事業や法人後見事業の体制整備と機能強化を図り、認知症や障がい等の理由により判断能力が低下した方の生活を支えます。
- 日常生活自立支援事業の利用を促進するため、民間支援員を養成し、市民の視点を活かしたきめ細やかな支援を行うための体制を整備します。

市民に期待すること

- 各自が日常生活支援事業や成年後見制度に関心をもち、広報紙やホームページから積極的に情報を取得します。
- 各自が必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用するように心がけます。
- 対象となりそうな状態で、困っている方が近隣にいたら、市や社会福祉協議会に相談に行くよう勧めます。

（２）担い手の育成

市の取り組み

- 市内で法人後見を担う日光市社会福祉協議会への活動支援を行います。また担い手を確保するため市民後見人養成のための研修の実施、その活動を安定的に実施するための組織・体制の整備等を検討します。

社会福祉協議会の取り組み

- 法人後見人の受任者として、対象者の財産や権利を守り、法的に生活を支えます。
- 市と連携をとり、後見人の育成をすすめていきます。

市民に期待すること

- 市が実施する研修に参加し、市民後見人として、後見制度利用者の生活を支えます。

（３）「日光市成年後見制度利用促進基本計画」の策定

市の取り組み

- 日光市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、（１）権利擁護の利用促進、（２） 担い手の育成を始めとした権利擁護支援に係る市の取り組みを進めます。

重点指標

取り組み	現状	２年後	４年後	担当
市民後見人等の養成	法人後見人（社会福祉協議会）の受任件数が増加している一方、市民後見人、他の法人後見人はいない	関係機関と協働で、市民後見人等の育成に向けた研究を行う	関係機関と協働で、市民後見人等の育成に向けた取り組みを行う	市 高齢福祉課 社会福祉課
日常生活支援事業における民間支援員の養成	市民が民間支援員として活動している	養成した民間支援員が活躍し、権利擁護の取り組みが充実される	活動している民間支援員が増え、必要な要支援者に支援が行き届く	社会福祉協議会

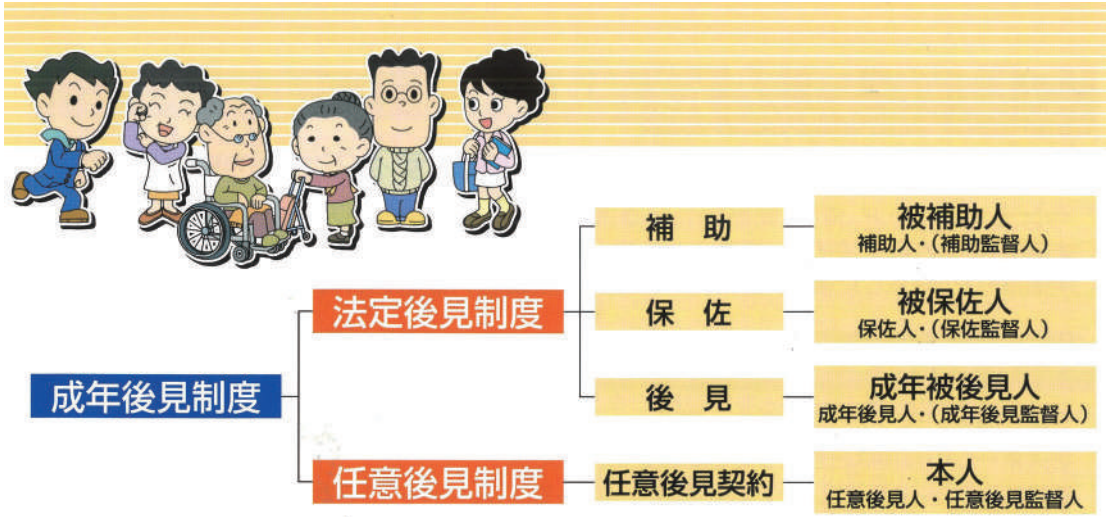

日光市成年後見制度利用促進基本計画

１　目的

日光市成年後見制度利用促進基本計画（以下「計画」という。）は、誰もが住み慣れた地域社会において、自分の意思を尊重され、尊厳を持って安心した生活を送ることができるよう、人と人とが支え合う地域社会を作ることを目的とします。

２　位置付け

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めます。

３　目標

本市では、成年後見制度の活用により、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産の保護や福祉サービスの利用支援を行っています。

この権利擁護支援の仕組みを、誰もが必要とするときに円滑に利用することができるよう、体制の整備を図るとともに、広く市民への周知啓発に努めます。

４　体制の整備の方針

権利擁護支援を必要としている方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、地域における相談窓口を整備します。また、地域において自ら必要な手続きを行うことが困難である方を発見し、適切な権利擁護支援に繋げる地域連携の仕組み「地域連携ネットワーク」を構築します。

この権利擁護支援の地域連携ネットワークの構成要素は、「チーム」「協議会」「中核機関」とします。

チーム	権利擁護支援が必要な方について、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって、本人を見守る体制とします。
協議会	法律・福祉の専門職団体、関係機関等の多職種が協力して、個別のチームを支援するための体制とします。 また、本市がこの計画の進捗状況の報告を行い意見を徴する場とするとともに、地域連携ネットワークで把握された地域課題の検討・調整・解決に向け継続的な協議を行う場とします。
中核機関	協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関とします。

５　実行計画の策定

この計画の目標を着実に実行するための具体的な方針を定めるため、別に実行計画を定めるものとします。

６　適用期日

この計画は、令和４年４月１日から適用します。

第６章　各地区の地域福祉活動計画

第１節　各地区の活動計画について

日光市は県内最大の面積を有し、農村部や観光地、住宅地等の様々な地区を有しています。これらの地理的な要因や生活様式の違いなどから、同じ市内であっても地区ごとに福祉課題が異なります。そのため、各地区の実情に合わせた地区ごとの活動を検討していく必要があります。第２期地域福祉活動計画では、地域福祉活動の展開を図る範囲として、日常生活圏域を基に市内を 13 地区に分け、地区ごとに活動計画を策定して福祉のまちづくりを推進してきました。

第３期地域福祉活動計画では、第５章で示した市全体の活動計画と併せて、第２期計画を継承した 13 地区ごとの地区活動計画を策定し、市全体と各地区単位の両面で地域福祉を推進していきます。

＜再掲＞

	地域福祉計画	地域福祉活動計画	
			各地区の活動計画
計画の概要	社会福祉法第 107 条に基づき、住民参加のもと、行政の立場から地域福祉の政策や制度などを充実させながら、地域福祉を推進していくためのしくみづくりや体制づくりのために自治体が策定する計画です。	住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方について、社会福祉法人である社会福祉協議会が策定する計画です。	住民がその地域の特性や課題、方向性等を話し合い、理想の実現や課題解決に向けた今後の取り組み等を共有し、計画化することで、住民主体による地域性を考慮した活動を効果的に推進することを目的とした計画です。

第２節　各地区活動計画の策定過程と取り組みについて

計画の策定にあたっては、13 地区ごとに、住民や福祉施設等の活動体の代表者から構成される市民会議（にっこう福祉のまちづくり推進委員会）を設置し、市社会福祉協議会のサポートのもと、地区の課題把握、解決策の検討を行いました。それらを基に策定したものが第６章で示す各地区の活動計画です。

この計画では、13 地区ごとに、身近な地区の課題解決に向けた地区独自のテーマを定め、テーマごとの“取り組み名称”を決めて、“住民個人（一人ひとり）ができること”と“地域ができること”を示しています。

■■１３地区と地区独自テーマ

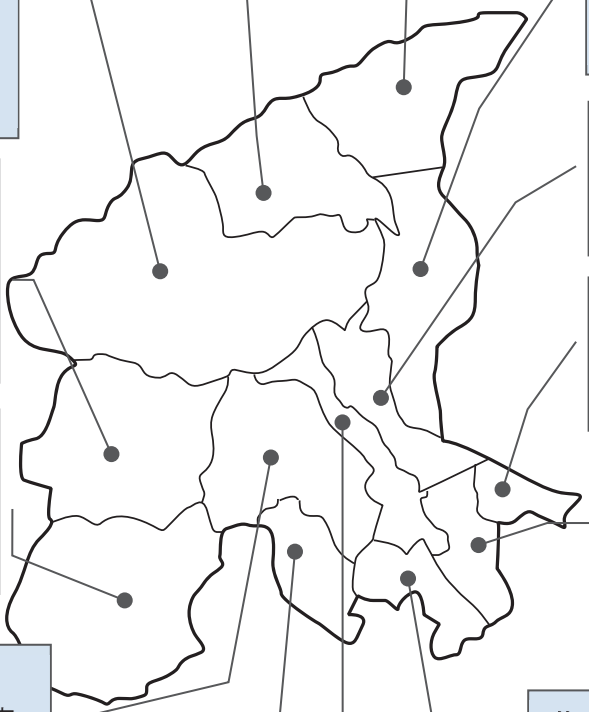

湯西川地区
・見守り・助け合い活動の推進
・地域交流の活性化

三依地区
・地域交流の活性化
・見守り活動の促進
・災害に強いまちづくり

栗山地区
・支え合い・助け合い活動の推進
・防災・減災に対する取り組み活動の推進
・高齢者の健康・生きがいづくりの推進

藤原地区
・地域の交流の活性化
・声かけ・見守りの充実
・災害に強いまちづくり

豊岡地区
・魅力ある交流の場づくり
・災害に強いまちづくり

中宮祠地区
・地域交流の活性化
・防災活動・体制の充実
・見守り活動の充実

塩野室地区
・地域交流の活性化
・見守りのあるまちづくり

足尾地区
・気軽に相談し支え合うまちづくり
・足尾地区の誇り

大沢地区
・“気にかけ”運動の推進
・地域の担い手づくりの推進

日光地区
・福祉ネットワークの整備と充実

落合地区
・地域で顔の見える居場所づくり
・住民同士の支え合い

小来川地区
・地域の交流の活性化
・若者の地域活動支援
・おたがいさま・ささえあいの地域づくり

今市地区
・互いに支えあう地域づくり
・交流の場づくり

■■各地区の独自テーマと第３期地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標の関連

地区	独自テーマ	第３期地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標		
		基本目標１ 助け合いでつながる日光	基本目標２ 語らい、相談でつながる日光	基本目標３ ふれあいでつながり「心を感じるまち」日光
今市地区	互いに支えあう地域づくり	○		
	交流の場づくり			○
落合地区	地域で顔の見える居場所づくり		○	
	住民同士の支え合い	○		
豊岡地区	魅力ある交流の場づくり			○
	災害に強いまちづくり			○
大沢地区	“気にかけ”運動の推進		○	
	地域の担い手づくりの推進	○		
塩野室地区	地域交流の活性化			○
	見守りのあるまちづくり			○
日光地区	福祉ネットワークの整備と充実	○		
中宮祠地区	地域交流の活性化			○
	防災活動・体制の充実			○
	見守り活動の充実			○
小来川地区	地域の交流の活性化			○
	若者の地域活動支援	○		
	おたがいさま・ささえあいの地域づくり			○
藤原地区	地域の交流の活性化			○
	声かけ・見守りの充実			○
	災害に強いまちづくり			○
三依地区	地域交流の活性化			○
	見守り活動の促進			○
	災害に強いまちづくり			○
足尾地区	気軽に相談し支え合うまちづくり		○	
	足尾地区の誇り	○		
栗山地区	支え合い・助け合い活動の推進			○
	防災・減災に対する取り組み活動の推進			○
	高齢者の健康・生きがいづくりの推進			○
湯西川地区	見守り・助け合い活動の推進			○
	地域交流の活性化			○

１．今市地区

■■今市地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	22,468 人	23,862 人	-1,394 人
総世帯数	10,060 世帯	9,621 世帯	+439 世帯
１世帯あたり人員	2.2 人/世帯	2.5 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	31.2%	26.5%	+4.7%
14 歳以下人口割合	11.1%	12.5%	-1.4%

（１）互いに支えあう地域づくり

現状と課題

今市地区では、地域によって人口構造や公共交通機関の状況、食料や日常生活用品の購入ができる店舗の有無など生活状況に大きな違いがみられます。それに伴い、地域によって移動に関する課題や防災意識の違い等、地域の中で捉えている課題はそれぞれ違っています。その中でも地域交流の希薄化や地域の中で孤立してしまっているため誰にも助けを求めることができないといった課題も増えてきています。

今後も続くと予想されている人口減少・高齢化率の進行などから一部の地域住民だけで地域を支えるのは困難となってきており、地域全体でお互いに支え合うことが必要となってきています。

取り組み（４年後の目標）

互いに声をかけ合い・助け合い・支え合いのできるしくみを地域につくります。

取り組み名称：

“あい”３つ（あいさつ）あふれる今市地区を目指して

ステップ１	ステップ２	ステップ３
多様化する課題を理解するために、各種様々なセミナーを開催します。	地域住民が知り合い、相互理解を深めるために住民相互に交流する機会を増やします。	サロンや地域行事等を通して互いに支え合うしくみ（関係性）の構築を目指します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域行事に積極的に参加します。
- 無関心をやめて様々な課題に関心をよせます。

地域ができること

- 住民相互が交流できる機会を作ります。
- 地域の中の困りごとについて関心をよせます。
- 自治会や福祉施設などは相互に理解しあい協力体制を整えます。

（２）交流の場づくり

現状と課題

今市地区では、自治会などを中心に地域交流の場の推進も始まっていますが、自治会役員や民生委員などの役職者に負担が集中してしまっているといった課題も上がっています。そういった一部の担い手へ役割が集中し、同じ交流の場にいながら担い手と参加者と別れてしまうため、交流の場の開催に取り組みにくい現状もあります。

交流の場が非日常の場から日常生活の場（居場所）となるためには、その場にいる誰もが主役となり活躍できる場として交流の場が必要となります。

取り組み（４年後の目標）

交流の場に参画する誰もが役割を持って活躍できる、地域交流の場を増やしていきます。

取り組み名称：

作ろう！！みんなが主役になれる居場所

ステップ１	ステップ２	ステップ３
既存の交流の場について情報整理・情報提供を行います。	気軽に立ち寄ることのできる交流の場・参加者を増やしていきます。	担い手養成講座等を活用し、自身の得意なことを伸ばせる交流の場づくりを推進します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 交流の場へ積極的に参加します。
- 交流の場では、自身の趣味や特技を発揮します。

地域ができること

- 地域交流ができる機会を作ります。
- 公民館や福祉施設等を開放し、交流の場として提供します。

2．落合地区

■■落合地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	8,054 人	8,830 人	-776 人
総世帯数	3,434 世帯	3,375 世帯	+59 世帯
１世帯あたり人員	2.3 人/世帯	2.6 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	36.3%	28.9%	+7.4%
14 歳以下人口割合	9.8%	10.3%	-0.5%

（１）地域で顔の見える居場所づくり

現状と課題

落合地区でも、核家族化や少子高齢化が進んでいる今、「地域の中で子どもの姿が見られない」「子どもと大人・高齢者が交流する機会が減っている」との意見があり、世代間でのつながりの希薄化が課題となっています。そういった課題を解決していくためには、誰もが気軽に集える居場所を増やしていくことが必要となっています。

取り組み（４年後の目標）

子どもから高齢者までの幅広い世代が顔の見える関係を地域で築いていくため、気軽に集い・楽しめる居場所を地域の中につくります。

取り組み名称：

居場所づくりからはじまる顔の見える居場所づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
毎年地域内で実施している事業の再確認と各地域における居場所の把握と発掘に取り組みます。	各種団体などが、居場所づくりを支援するしくみを充実させ、担い手の育成を行います。	身近な地域において気軽に集える機会をつくり、交流を深めることができる居場所づくりを推進していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 隣近所で声をかけ合い、地域事業に積極的に参加します。

地域ができること

- 居場所づくりの支援を推進するために、積極的に話し合う機会を作っていきます。
- 既存の事業を幅広く周知し、交流の場への住民の参加を促します。

（２）住民同士の支え合い

現状と課題

一人暮らしやひきこもりの高齢者が増加し、地域とのつながりが希薄になっています。そのため買い物や通院、ゴミ出しなどの日常生活を送るうえで高齢者が抱える課題が多様化しています。このような生活課題を解決するためには、日頃から住民同士がつながり、支え合える関係性の構築が必要となっています。

取り組み（４年後の目標）

住民同士が互いを助け、支え合えるしくみをつくります。

取り組み名称：

誰もが安心して生活を送ることができる落合を目指して

ステップ１	ステップ２	ステップ３
地域の高齢者が日常生活を送る中で抱える課題を把握します。	外出支援の充実だけでなく、その他社会参加支援の必要性を検討します。	地域の中で支え合う住民と関係機関との連携を強化します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- この課題を一人一人が関心を持ち、個人でもできることを考えます。

地域ができること

- 自治会内の集まりにおいて、地域単位で行える具体的な活動を考えます。
- 社会参加支援を促進するために関係機関との連携を図ります。

３．豊岡地区

■■豊岡地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	6,563 人	7,040 人	-477 人
総世帯数	2,710 世帯	2,593 世帯	+117 世帯
１世帯あたり人員	2.4 人/世帯	2.7 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	34.6%	28.6%	+6.0%
14 歳以下人口割合	10.4%	11.7%	-1.3%

（１）魅力ある交流の場づくり

現状と課題

「お茶飲みの機会が無くなった」「情報が入ってこない」「近所との関わりを避ける人がいる」「いきいきサロンは楽しみにしている人も多いが人集めは大変」など地域の現状や集まりの場について課題が出されました。

近年は地域のコミュニティが弱まり、助け合いの意識の低下や世帯の孤立、地域の行事や伝統芸能が継続できないなど、様々な問題が生じています。深刻になってから問題が表面化することが多くなっている今、一人ひとりに『魅力ある交流の場づくり』をすすめ、気軽に集まれる交流の場を増やし、日頃から顔の見える関係づくりが求められています。

取り組み（４年後の目標）

幅広い年代が気軽に交流できるよう、地域の行事やイベントを活用・企画するとともに、日頃から集まれる居場所づくりを行います。

取り組み名称：

やって良かった！みんな笑顔の居場所づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
既存の行事やイベント等を見直し、子どもから高齢者まで幅広い年代が気軽に交流できる場を発掘します。	サロンや講座を開催し、運営メンバーを発掘・育成します。また、運営や組織化等について定期的に話し合う機会を設けます。	定期的にサロンや交流会を開催し、日頃から集まれる居場所づくりを行います。また、関係機関との連絡・相談体制を整えます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域の行事やイベント・サロン等に関心を持ち、積極的に参加・協力します。
- 近所の友人や知人に声掛けし、一緒に参加できるよう呼びかけます。

地域ができること

- 幅広い年代が気軽に交流できるよう、行事やイベントを企画・実施するとともに運営の組織化や人材の発掘・育成に取り組みます。
- 回覧等で行事やイベント、サロン等の周知を行い、地域住民の参加・協力を促します。
- 地域との関わりが希薄化している方等への声掛けを行い、行事等への参加を促し、交流の機会を提供します。
- 各団体では定期的な活動の実施とともに、地域の行事やサロン等への参加・協力に努めます。
- 地区社協ではサロンや交流会等を実施し、地域での自発的な活動への足掛かりに努めるとともに、サロン等の運営や組織化をサポートします。

（２）災害に強いまちづくり

現状と課題

「いつ避難して良いか分からない」「比較的災害が少ない地域であるため防災に対する意識が低い」「避難所開設の際、連絡や避難場所での対応に不安が残った」など災害に対する不安や備えについての課題が出されました。

近年はゲリラ豪雨や多発する台風など、いつどこで災害が起きるか分かりません。災害が発生した際、被害を最小限にするためには自分や家族はもちろん、地域住民が協力し助け合うことが重要です。「災害に強いまちづくり」のためには、日頃から防災・減災への意識を持ち、災害に備えておく必要があります。

取り組み（４年後の目標）

災害に怯えることなく安心して過ごすことができるよう、住民一人ひとりが日頃から防災意識を高めるとともに、災害に強い地域づくりを行います。

取り組み名称：

一致団結！みんなで備えて安心避難

ステップ１	ステップ２	ステップ３
講座等を開催し、近年の災害の特徴について理解するとともに個人で行える災害への備えを確認し、自助力を高めます。	各地域において災害時における危険箇所を把握するとともに講座等を開催し、有事の際に迅速に行動できる知識と技能を身に付けます。	災害時を想定したシミュレーションを行い、有事の際に地域で互いに助け合うことができるように備えます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 講座や防災訓練等に積極的に参加し、災害に備えます。
- 災害が発生した際には、住民同士で互いに助け合い避難します。

地域ができること

- 防災訓練や講座を実施し、自主防災組織の強化及び担い手の育成、地域の防災力の強化を図ります。
- 自治会単位でも講座等を開催するとともに、防災マップを随時更新し、地域の防災力の強化を図ります。
- 避難行動要支援者の把握を継続的に取り組み、配慮が必要な方への支援を積極的に行います。
- 地区社協では関係機関と連携し、避難行動要支援者の把握や地域で支えあう意識の向上に努めます。

４．大沢地区

■■大沢地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	17,800 人	18,173 人	-373 人
総世帯数	7,656 世帯	6,972 世帯	+684 世帯
１世帯あたり人員	2.3 人/世帯	2.6 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	29.9%	24.0%	+5.9%
14 歳以下人口割合	11.2%	12.3%	-1.1%

（１）“気にかけ”運動の推進

現状と課題

大沢地区では、住民同士のつながりの希薄化や孤立化などを背景として、様々な困りごとを抱えながらも誰にも相談することができず、事態が深刻になってから表面化する世帯が増えてきています。こうした問題の解決に向けて、住民同士で気にかけ合える関係性の構築と地域の中での支え合いの仕組み作りが求められています。

取り組み（４年後の目標）

個々の困りごとを、さりげなく、みんなで支え合える優しい地域を目指します。

取り組み名称：

“気にかけ”から始める、地域の支え合いづくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
隣近所でのさりげない“気にかけ”を広く呼びかけ、住民同士が気にかけ合える関係を構築していきます。	地域全体で“気にかけ”運動を活性化させていきながら、住民が気づいた隣近所の異変や困りごとを相談機関等に適切につなげられる体制を整えていきます	公的サービスでは支援が行き届かない困りごとに対して、地域で解決できるような支え合いの仕組みを作っていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 隣近所をさりげなく気にかける意識を持ちます。
- 隣近所の異変や困りごとに気付いた時の相談先を把握します。

地域ができること

- 自治会や民生委員児童委員、地区社協などの関係団体が連携し、隣近所同士の“気にかけ”を地域住民に呼びかけます。

（２）地域の担い手づくりの推進

現状と課題

大沢地区では、少子高齢化や人口減少・流出、地域への無関心、自治会未加入世帯の増加などを背景として、地域の様々なところで担い手不足が生じ、既存の地域活動や地縁団体の存続が難しくなってきています。こうした問題の解決に向けて、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が地域の中で役割を持ち、地域の担い手として参画していくことが求められています。

取り組み（４年後の目標）

住民みんなが担い手となり、賑わいと活力にあふれる元気な地域を目指します。

取り組み名称：

みんなが活躍！地域を担う人づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
子どもから高齢者まで各世代に対して、地域の中での出会いや対話、共感が生まれる場（活動）への参加を促し、住民個々の地域への関心を高めていきます。	各世代の特徴に合わせて、地域における役割を整理し、住民各々が自分にできる役割を意識しながら地域活動に参画していきます。	様々な世代がつながり合う場（活動）の創出を通して、世代間のつながりを深めていき、地域の中での担い手づくりの循環を作っていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自分の住んでいる地域のことに関心を持ちます。
- 各々の立場から、自分にできる役割を考えます。
- 自治会や地域の活動に積極的に参加（参画）します。

地域ができること

- 自治会や地区社協などの関係団体が連携し、地域の中での出会いや対話、共感が生まれる場（活動）への参加を地域住民に促します。また、様々な世代が地域の中でつながり合う場（活動）を創出します。

5．塩野室地区

■■塩野室地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年（第２期計画策定年度）	増減（①－②）
総人口	2,461 人	2,783 人	-322 人
総世帯数	984 世帯	967 世帯	+17 世帯
１世帯あたり人員	2.5 人/世帯	2.9 人/世帯	-0.4 人/世帯
65 歳以上人口割合	39.4%	30.8%	+8.6%
14 歳以下人口割合	9.7%	10.1%	-0.4%

（１）地域交流の活性化

現状と課題

「隣近所との交流が疎遠になりがちである」「地域で触れ合う機会が減っている」との意見があり、近所付き合いを深めるきっかけとして「気軽に集える場所」「地域行事」などの地域活動に取り組むための場所や取り組みが求められています。

取り組み（４年後の目標）

地域の交流が深まり、住民が主体となってより身近な地域で支え合う仕組みができています。

取り組み名称：

地域における絆の強化

ステップ１	ステップ２	ステップ３
集いの場づくりの協力者を発掘します。 地域住民へ地域行事等への積極的な参加を促します。	地域の関係者が連携し、自治公民館等を活用した身近な地域交流の場を作ります。	支え合いの地域づくりを目指して世話役として活動する人や交流の場に参加する人が増えます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 世話役として協力したり、その活動に理解を示し、積極的に交流の場に参加します。
- 集いの場に参加し、地域の人との交流を楽しみます。

地域ができること

- 世話役となる人材発掘に協力します。
- 交流の場づくりや自治公民館の活用に取り組みます。
- 地域の人へ交流の場を広く周知します。

（２）見守りのあるまちづくり

現状と課題

災害はいつどこで起こるかわかりません。誰もが安心して安全に生活するため、地域住民の防災に対する意識は高くなっています。しかしながら、実際の対応、準備はなかなか進んでいない状況にあります。また、近所付き合いが薄れていくことで隣近所の見守りや声掛けがしづらい環境となり、不安を抱える住民も増えています

取り組み（４年後の目標）

災害時などに備え、平常時から住民同士が助け合えるような関係性ができています。

取り組み名称：

人と人とが助け合う、温かい思いやりのあるまちづくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
自主防災会などと協力し、危険箇所や避難経路の実態把握を行い、災害に対する知識を地域で共有します。	防災マップづくりなどを通して、地区内の避難場所や避難経路を確認し、災害時に支援が必要な方の把握と対応を考えます	有事の際に地域で互いに助け合うことができるよう、平時から顔の見える関係性を築き、高齢者等のさりげない見守りを行います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 防災関係の研修会等に積極的に参加し、防災に関する知識を身に付けます。
- 隣近所を気にかけ、日ごろの生活の中で高齢者等の見守りを意識します。
- 非常持出袋等を準備し、災害へ備えます。

地域ができること

- 自治会ごとに防災マップ等を作成し、災害に関する情報を共有します。
- 自主防災組織を中心に避難訓練や避難所開設訓練などの充実を働きかけていきます。
- 災害時に適切に対応できるよう、関係機関と連携して防災研修や地域の実情に応じた防災対策を推進していきます。
- 学校と連携し、子供たちの災害対策への意識を高めます。

６．日光地区

■■日光地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年（第２期計画策定年度）	増減（①－②）
総人口	10,491 人	12,589 人	-2,098 人
総世帯数	5,103 世帯	5,519 世帯	-416 世帯
１世帯あたり人員	2.0 人/世帯	2.3 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	43.4%	36.6%	+6.8%
14 歳以下人口割合	6.9%	9.1%	-2.2%

（１）福祉ネットワークの整備と充実

現状と課題

日光地区内では、住民、自治会、老人クラブ等をはじめとした住民福祉活動が活発に行われているほか、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会等の住民に身近な福祉活動団体等でも様々な活動を行い、地区内の福祉活動推進に向けた取り組みが広く展開されています。しかしながら、エリア（自治会、区域など）によって、活動や活動の必要性についての考え方に差が生じており、それらを解消していくことが課題としてあります。

また、各々の取り組みが広がっている中で、各活動がしっかりとつながり、地区内に住む方々の福祉課題（地域生活課題）を把握しその解決に向けた取り組みや、それらを支えるための仕組みや体制を整えていくこともこれからの課題となっています。

取り組み（４年後の目標）

自治会から地区全体まで幅広く支え合う新たな仕組み（体制）づくりに取り組み、福祉ネットワーク機能の強化を図っていきます。

取り組み名称：

充実した福祉活動と支え合いの体制をさらに広げよう（すすめよう）

ステップ１	ステップ２	ステップ３
おおむね自治会エリアで、いろいろな人とお茶を飲みながらおしゃべりができる交流活動や、身近な居場所づくり等の福祉活動を継続して進めていきます。また、住民や地域の課題について把握、解決策の検討をする体制を整えていきます。	おおむね区域エリア（清滝、西町、東町、杉並木）で、自治会等で行われている福祉活動等について情報共有する場と、地域の課題とその解決策について考える体制を整えていきます。	地区として自治会、区域での取り組みや地域生活課題を共有し、必要な解決策等を検討していけるよう福祉ネットワーク機能を整備していきます。また、必要に応じて、課題解決に向けた活動を展開していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自治会等で行う福祉活動にできるだけ参加していきます。
- あいさつや声かけを積極的にしていきます。

地域ができること

- 地域に住む方々が気軽に参加できるような交流活動等を継続して開催していきます。
- 地域内の困りごとに気づくことができるよう、地域の実情に応じた見守り活動等を行っていきます。
- 福祉活動についての話し合いができる場をつくっていきます。
- 必要に応じて、関係機関（福祉施設、医療機関、学校、企業、商店等）と連携していきます。
- 先進地視察や勉強会など、福祉活動に関する研修会等を開催していきます。

７．中宮祠地区

■■中宮祠地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	567 人	637 人	-70 人
総世帯数	330 世帯	322 世帯	+8 世帯
１世帯あたり人員	1.7 人/世帯	2.0 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	38.4%	34.1%	+4.3%
14 歳以下人口割合	7.0%	7.4%	-0.4%

（１）地域交流の活性化

現状と課題

中宮祠地区では、地区内外のメンバーが協力し様々なイベントを開催しています。また、そういったイベントをとおして多世代交流の機会も増えていますが、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる場がもっと増えたら良いという意見があります。また、これから高齢者人口が増えることが予想される現状から、今後はより身近なところに気軽に集まれる場が増えて、地域に住む方々の交流の機会を増やしていくための取り組みが必要となっています。

取り組み（４年後の目標）

みんなが楽しく交流できるまちづくりを進めます。

取り組み名称：

多様なメンバーで様々な交流の場づくりをすすめよう

ステップ１	ステップ２	ステップ３
交流活動に協力するメンバーを地区内外から集めて、地区内の活動情報を整理します。また、どのような取組を進めていくか、その方向性を定めます。	整理した情報や方向性をもとに、どのような取り組みを行うか、運営、実践に関わるメンバーを集めて具体的な手法等について検討します。	メンバーで検討した内容をもとに、交流活動を実践していきます。さらに実践を積み重ねながら、地区内外の幅広い年代の住民が集えるような、楽しいメニュー等を考えていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 交流の場に参加して、地域の人と交流していきます。
- 自治会等で行う福祉活動にできるだけ参加していきます。
- あいさつや声かけを積極的にしていきます。
- 交流の場に友人や隣近所の方などと一緒に参加します。
- 交流の場の情報を地区内外に発信していきます。

地域ができること

- どんな交流の場があるといいか、みんなで話し合っていきます。
- 交流の場に参加しやすいよう、声かけをしていきます。
- みんなが気軽に参加できるような交流の場づくりに取り組んでいきます。
- 交流の場情報を地区内外に周知していきます。

（２）防災活動・体制の充実

現状と課題

地区内では、自主防災組織が整備されており、消防署などの公的機関等も含め災害発生時に備えた防災体制が整備されています。しかしながら、その体制や機能についての認知度が広がっていない点や、災害時に備えた防災活動の重要性についても地区内に広く伝わっていないという現状があります。また、地区には国内外からの観光客も多く訪れることから、観光客もサポートできる防災体制を整え、防災に関する住民意識を高めていくことが今後の課題となっています。

取り組み（４年後の目標）

奥日光の防災体制を整え、みんなが安心できるまちづくりを進めます。

取り組み名称：

防災意識を高めて、体制づくりを進めよう

ステップ１	ステップ２	ステップ３
地区内の防災体制や避難所等の情報を再整理します。（構成員の確認、連絡網、防災マニュアルの把握、避難所の確認等）また、行政や消防署、消防団等の関係機関も含めて災害時の対応等について考え、情報共有する場を整備します。	情報交換を継続し、災害時要配慮者等の情報を整理しながら、“人”を支える仕組みについて検討します。また、訓練や防災情報の周知、啓発など平時にできる取り組みについて検討します。	地区内住民や各関係機関が役割を持ちながら、検討してきた取り組みについて、実践をしていきます。また、実践と見直しを繰り返しながら、地区に合った防災体制づくりを進めていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自分の住んでいる地域の避難場所等について確認します。
- 災害や防災気象情報等について理解を深めます。
- 非常持ち出し袋や備蓄品など、日常からできる備えをしておきます。
- 研修会や避難訓練等に積極的に参加します。

地域ができること

- 自主防災組織の体制等について再整理します。
- 地区内住民向けに研修会や避難訓練等を実施し、防災意識向上に向けた取り組みを進めます。
- 自治会や行政、消防署や消防団等の関係機関も含め情報交換を重ねながら、災害支援体制を整えます。

（３）見守り活動の充実

現状と課題

中宮祠地区では、各種イベント等をとおして、自治会や民生委員児童委員協議会などによる見守り活動が行われています。今後、地区内の高齢者人口が増加し、加齢に伴う様々な困りごとが生じる可能性が高まりつつある中、地区に住む誰もがいくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、みんなが互いに気にかけ合う関係性を育み、地区内での見守り・支え合い活動を広げていくことが今後ますます必要となってきています。

取り組み（４年後の目標）

見守り活動を広げ、一人ひとりをみんなで支え合うまちづくりを進めます。

取り組み名称：

お互いさまの見守り活動を広げよう

ステップ１	ステップ２	ステップ３
お互いのあいさつから始め、人と人とがコミュニケーションを図る機会をつくっていきます。また、地区内で既に行われている活動等について情報を整理していきます。	互いに気にかけ合う関係性を育み、見守り活動をすすめていきます。また、民生委員や専門・関係機関と相談できる関係性と体制を整えていきます。	各関係機関とも連携し、気になることや必要な取り組みなどについて情報共有できる場を整え、継続的な見守り・支え合い活動を広く進めていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自治会や地区が開催するイベント、福祉活動等に参加します。
- あいさつや声かけを行い、隣近所と交流していきます。
- 隣近所などを“ちょっと気にかける”という意識を持ちます。

地域ができること

- 交流の場などの活動を地区内に発信し、声かけ等をしていきます。
- 自治会や関係機関等が協力し、地区内の見守り活動について考える場をつくっていきます。
- 自治会や関係機関等が協力し、見守り・支え合い活動を進めていきます。
- 研修会や勉強会を開き、見守り・支え合い活動への理解を深めていきます。

８．小来川地区

■■小来川地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	646 人	828 人	-182 人
総世帯数	295 世帯	327 世帯	-32 世帯
１世帯あたり人員	2.1 人/世帯	2.5 人/世帯	-0.4 人/世帯
65 歳以上人口割合	49.8%	39.7%	+10.1%
14 歳以下人口割合	5.2%	6.0%	-0.8%

（１）地域の交流の活性化

現状と課題

第２期計画の推進で小来川地区の大きな行事である「納涼盆踊り」の見直しを行い、若い世代の参画や、幅広い世代が交流できる行事になるよう工夫してきました。

今後もまだ見直しができていない行事の検討や、さらに交流を深められる工夫を考える必要があるため、テーマを継続し、地域の交流の活性化について取り組みます。

取り組み（４年後の目標）

地域全体の行事として行っている行事や自治会ごとの伝統行事などに幅広い世代が参加し、交流を深められるよう、見直し・活性化を図ります。

取り組み名称：

地域行事で幅広い世代間交流ができるよう活性化を図ろう

ステップ１	ステップ２
自治会を中心に様々な立場や世代の住民に参画してもらい、既存の行事の見直しを行います。	より多くの住民に参加してもらえる内容を考え、住民同士の交流が活発になるよう話し合いを行います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域の伝統を継承し、地域行事に積極的に参加します。
- 地域行事の見直しについて積極的に話し合いに参加します。

地域ができること

- 自治会を中心に地域行事の見直しを行います。
- 自治会を中心に地域行事を通じた世代間交流について考えます。

（２）若者の地域活動支援

現状と課題

小来川地区では若者が地域活動を主体的に行う組織が生まれ、新たなイベントを企画するなど地域の活性化のため年間を通して活動しています。しかし今後も組織として活動を継続していくためには、次の世代の参加が課題となっています。

取り組み（４年後の目標）

若者の主体的な活動を地域ぐるみでバックアップして、地域を元気にしていきます。

取り組み名称：

若者の地域活動を支援し未来につなげよう

ステップ１	ステップ２
若者組織に、次の世代（20～30 代）から新しいメンバーを募集します	小・中・高校生に地域活動に参加してもらい、将来の担い手づくりにつなげます

住民個人（一人ひとり）ができること

- 若者の活動を地域ぐるみで理解し、活動を支援していきます。
- 若い世代は地域活動に関心を持ち、積極的に活動に参加します。

地域ができること

- 自治会は、若者組織が活動しやすいよう、必要な支援やバックアップを行います。
- 小、中学校は子供たちが地域活動に参加できるようバックアップを行います。

（３）おたがいさま･ささえあいの地域づくり

現状と課題

昔から住んでいる人が多く、住民同士のつながりがある小来川地区ですが、近年の自然災害の増加に加え過去には大雪で数日間孤立したこともあり、災害への備え（体制づくり）が必要になっています。災害への備え（体制づくり）を進めていくためには、住民ひとりひとりの防災・減災の意識を高めていくことと、日ごろからのつながり（交流）を継続し、「おたがいさま」の気持ちでささえあう地域を作るがことが大切です。

取り組み（４年後の目標）

日ごろから気にかけあい、ささえあえる地域を作ります。

取り組み名称：

見守り、声かけ、ささえあいができる地域づくりをすすめよう

ステップ１	ステップ２	ステップ３
今できている住民同士の交流（茶話会など）を続けます。地域の行事にも積極的に参加します。	隣近所の方を気にかけ、声を掛け合います。	災害時や困ったことがあったら「おたがいさま」の気持ちで助け合います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- ご近所や友人との交流を続けます。
- ご近所や友人を気にかけ、声をかけます。

地域ができること

- 自治会は災害への備えや訓練を行います。
- 民生委員はひとり暮らし高齢者などへの見守りを行います。

９．藤原地区

■■藤原地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年（第２期計画策定年度）	増減（①－②）
総人口	7,756 人	8,864 人	-1,108 人
総世帯数	4,186 世帯	4,288 世帯	-102 世帯
１世帯あたり人員	1.8 人/世帯	2.1 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	40.7%	34.7%	+6.0%
14 歳以下人口割合	6.7%	8.5%	-1.8%

（１）地域の交流の活性化

現状と課題

藤原地区では、「地域の行事に参加する人が減ってきている」「交流の機会が少ない」「行きたくても足がない、移動手段がない」など、住民同士の交流の機会が少なくなってきている傾向が見られます。地域の中に交流できる場を増やし、地域の活性化を図る取り組みが必要です。

取り組み（４年後の目標）

子どもから高齢者まで、世代を問わず、身近な場所に気軽に集まれる場（サロン、お茶飲み会、交流会など）を増やし、誰もが楽しみや生きがいをもって生活できる地域を目指します。

取り組み名称：

身近な場所に気軽に集まれる場所を増やそう

ステップ１	ステップ２	ステップ３
既存の地域行事や集まりの場、サロンなどに参加者が増えるよう声かけや啓発活動を行います。	身近な場所で気軽に集まれる場への参加が増えることで、住民同士が日頃から顔を合わせる機会を作ります。	新たな集まりの場が増えるよう、担い手の発掘・育成を行います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域の行事・イベントや集まりの場などに積極的に参加します

地域ができること

- 自治会は、住民が進んで参加しやすい行事・イベントを行います。また、たくさんの方が参加できるように移動手段について検討します。
- 自治会、民生委員・児童委員を中心に、行事・イベントへ参加しやすくなるよう声掛けをします。
- NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人は、地域活動の場を提供したり、特徴を活かした行事・イベントなどを行います。

（2）声かけ・見守りの充実

現状と課題

藤原地区では、「近所に住んでいる人達と顔を合わせることがほとんどない」「地域のつながりが希薄」「1 人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている」「認知症の方、またはその家族からの相談が増えている」などの課題があります。日頃から隣近所で気にかけ合う関係を構築したり、住民同士での声かけや見守り活動が必要です。

取り組み（４年後の目標）

声かけ・見守り活動を推進し、住民同士で支え合える誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

取り組み名称：

声かけ・見守り活動を行い安心して暮らせる地域づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
隣近所とのあいさつを交わし、地域の中に顔見知りを増やします。	見守り活動や認知症に関する意識を高めるために、啓発活動や講習会を開催します。	隣近所を気にかけ、ちょっとした異変にも気づき、地域の中で相談しやすい体制づくりを強化します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 住民同士が積極的にあいさつをします。
- 地域の行事に進んで参加します。
- 地域にある社会資源（オレンジカフェや在宅介護オアシス支援事業所など）を活用します。

地域ができること

- 自治会は、回覧板などを活用し、声かけ・見守り活動の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として活動し、自治会と情報共有したり、専門機関につなげます。
- NPO法人、社会福祉法人は、関係機関と協力し、地域からの相談対応を行ったり、啓発活動を行います。

（3）災害に強いまちづくり

現状と課題

藤原地区では、「自分が住んでいる地域の避難場所が分からない」「不安しかない」「高齢なので避難を手助けしてほしい」といった災害に対する不安を多くの方が抱えています。常日頃からの備えや防災意識の向上、住民同士で助け合える体制づくりが必要となっています。

取り組み（４年後の目標）

住民一人ひとりが、防災に関する意識を高め、災害が起きた際でも地域で支え合える環境を作っていきます。

取り組み名称：

災害時においても、隣近所で支え合える地域づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
避難経路や避難場所、危険箇所を確認し、隣近所と情報を共有します。	防災マップの作成や研修会の実施など、地域住民の防災意識の向上を図る取り組みを行います。	災害時に支援が必要な方を把握し、有事の際でも住民同士で助け合える体制づくりを進めていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自分が住んでいる地域の避難場所、避難経路を確認します。
- 備蓄品や非常持ち出し袋を準備し、定期的に中身を確認します。
- 研修会や防災訓練等に積極的に参加します。

地域ができること

- 自治会は、防災マップの作成や防災に関する研修、避難訓練等を開催します。
- 自主防災会は消防団と協力し合える体制を作ります。
- 自治会役員、民生委員・児童委員は、避難行動要支援者を把握し、きめ細かな見守り活動を推進します。
- NPO法人、社会福祉法人は、地域や関係機関と連携し、配慮が必要な方への支援を積極的に行います。

10. 三依地区

■■三依地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	296 人	437 人	-141 人
総世帯数	164 世帯	213 世帯	-49 世帯
１世帯あたり人員	1.8 人/世帯	2.1 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	63.5%	54.9%	-8.6%
14 歳以下人口割合	4.3%	3.4%	+0.9%

（１）地域交流の活性化

現状と課題

三依地区は、人口減少・少子高齢化に伴う担い手の減少により、自治会の機能が低下しており、地域の交流の場や参加者が減少傾向にあります。今後さらに高齢化が進むことが予想されることから、高齢者の介護予防や生きがいづくりの観点からも、住民同士が交流する機会を増やしていく取り組みが必要となっています。

取り組み（４年後の目標）

住民同士が互いに支え合い地域とのつながりの中で、楽しく生きがいをもって生活できる地域を目指します。

取り組み名称：

つながり支え合う地域づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
地域住民や関係機関が一緒に三依地区の地域交流事業について考える座談会を開催します。	買物ツアーや介護予防教室など、住民のニーズに応じた交流事業を開催します。	自治会の枠を超えて、住民同士の交流を促進し、つながりを構築することで互いに支え合うことのできる地域づくりをします。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域の行事やサロンなどの交流事業に積極的に参加します。
- 近所の方に声をかけ、より多くの方の参加を促します。

地域ができること

- 自治会、民生委員・児童委員、地区社協などの関係団体が連携し、住民のニーズに合った交流事業を企画・実施します。
- 三依地区で開催されている交流の場の情報を把握し、住民へ周知します。

（２）見守り活動の促進

現状と課題

三依地区は、高齢化率が６０％を超えており、一人暮らしの高齢者や老々介護世帯が増加しています。そうした中で高齢者が安心して暮らし続けられるように、住民同士のつながりを活かした三依ならではの見守り活動を促進し、生活課題の早期発見・対応に地域全体で取り組んでいくことが必要となってきています。

取り組み（４年後の目標）

見守り活動が日常に溶け込み、隣近所がお互いに気にかけ合い支え合う地域を目指します。

取り組み名称：

困りごとを気軽に相談できる近所づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
住民同士のつながりを活かし、普段から隣近所で声を掛け合いお互いに意識して見守り合う関係性を構築します。	地域の相談窓口である民生委員や福祉の専門機関等の役割や活動などを周知し、地域と専門職が連携して継続的な見守り活動に取り組みます。	近隣の方や友人が困っていることの相談にのり、必要に応じて相談窓口につなぐことで、課題を早期に発見し対応できる、安心安全な地域づくりをします。

住民個人（一人ひとり）ができること

- これまでの近所づきあいを継続します。
- 近隣の方のちょっとした変化に気付き、積極的に相談にのります。

地域ができること

- 自治会は、高齢者等の情報を把握するとともに、見守り活動の啓発を行います。
- 民生委員・児童委員は、身近な相談窓口として定期的な訪問活動を行い、情報提供や連絡調整を行います。
- 新聞配達店や郵便局などと連携し、日常的な見守り活動を展開します。
- 自治会や民生委員児童委員、地区社協及び関係機関で連携し、地域の困りごとを把握します。

（３）災害に強いまちづくり

現状と課題

三依地区は、第２期計画から地域全体の防災体制強化に取り組み、平成２９年度に自主防災連合会が発足し、平成３０年度から継続して三依地区全体の防災訓練を実施しています。今後も、いつ起こるかわからない災害に住民一人ひとりが備え、互いに協力し合える地域を目指し、継続して災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

取り組み（４年後の目標）

地域と住民一人ひとりが一丸となって災害に備える地域を目指します。

取り組み名称：

日頃から災害に備える習慣づくり

ステップ１	ステップ２
自主防災組織や消防等と連携し、防災・減災に関する情報を発信し、一人ひとりの防災意識を高めます。	地域の危険個所や災害時要援護者を把握するとともに、防災マップの作成・更新をします。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自分の住んでいる地域の避難場所・避難経路を確認するとともに、家の中や隣近所など身近な場所の危険個所を把握します。
- 災害に備え、非常用持ち出し袋や備蓄品の準備をします。
- 防災・減災に関する研修会に積極的に参加します。

地域ができること

- 自治会は、防災マップを作成し住民に周知するとともに、防災訓練や避難訓練を開催します。
- 自治会、民生委員児童委員は災害時要支援者を把握し、支援体制を検討します。
- 平常時から、自治会、民生委員・児童委員、自主防災会、消防団等が連携して災害時の対応について話し合いを行います。

11. 足尾地区

■■足尾地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	1,686 人	2,370 人	-684 人
総世帯数	1,105 世帯	1,406 世帯	-301 世帯
１世帯あたり人員	1.5 人/世帯	1.7 人/世帯	-0.2 人/世帯
65 歳以上人口割合	57.8%	48.9%	8.9%
14 歳以下人口割合	2.7%	5.2%	-2.5%

（１）気軽に相談し支え合うまちづくり

現状と課題

足尾地区では、著しく進行する過疎化・少子高齢化に伴い、様々な困りごとが生じています。特に「近所付き合いがない」「ひきこもりがち」等の社会的に孤立している方については、「周囲が気付かない」「相談相手がいない」等の理由により、困りごとを当事者・家族が抱え込む傾向があり、気づいたときには重度化・深刻化する恐れがあります。こういった「埋もれがちな福祉ニーズ」を早期に発見し解決することができる地域と福祉機関の連携による支援体制の構築が必要になってきます。

取り組み（４年後の目標）

「埋もれがちな福祉的ニーズ」の早期発見と解決を目的として、地域と福祉機関の連携による包括的な支援体制を構築します。

取り組み名称：

「足尾地区福祉ネットワーク（包括的な支援体制）」の構築事業

ステップ１	ステップ２	ステップ３
日頃の交流の中から、個別の福祉ニーズを早期に発見し、適切な支援につなげる「足尾地区福祉ネットワーク」を構築します。また、福祉意識の向上を目的とした講座を実施し、困りごとを抱える前に、誰かに相談できる「助けられ上手」を増やしていきます。	地域から挙げられたニーズを集約し、適切な支援につなげる福祉の総合拠点「まるっと支えあいステーション（仮）」を設置し、役割と存在を広く周知します。	「足尾地区福祉ネットワーク」の存在と役割が、広く地域の中に理解され、定着することで、暮らしの困りごとを我が事のように受け止め、地域・福祉機関が”ワンチーム”となり解決する温かいまちが実現します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 暮らしの困りごとを、抱え込まず、悩む前に誰かに相談します。
- 近隣に関心をもち、様子がおかしい人や困っている人がいたら、悩みを聞き相談に乗ります。

地域ができること

- 自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、地区社協、各種福祉機関や医療機関が連携し、それぞれが「出来ること」を合わせて、支え合いのまち実現に努めます。
- 地域にとって必要だと思うことを、抱え込まず行政や社会福祉協議会に相談します。

（２）足尾地区の誇り

現状と課題

過疎化、少子高齢化が進行する足尾地区では、「足尾がなくなってしまう」との不安の声も多く、結果として故郷への誇りの喪失につながることが危惧されます。足尾で生きることの魅力が見えにくい状態です。また、地域振興の実践者からは、「地区全体にあきらめ感があり、企画側だけが盛り上がっている状況。」との声も挙がっています。地域住民としての故郷への誇りを持続させ、生涯、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくりが求められています。

取り組み（４年後の目標）

地域の振興を通じて様々な人がつながり、自分の「できること」への発見や、「やりたいこと」が実現できる環境をつくることで、自分らしく元気に暮らすことのできるまちを目指していきます。

取り組み名称：

足尾「マチビト（まちづくりは、ひとづくり）」プロジェクト

ステップ１	ステップ２	ステップ３
世代や分野、関係性を越えて様々な人がやりたいことや壁になっていることを気軽に話し合える情報交換の場「マチビトサロン（仮）」をつくり、仲間づくりができる環境を整えます。	まちの現状や今後のことを知る・考える機会をつくり、様々なまちづくりの主役となれる担い手を育てる「マチビト講座（仮）」を実施します。自分たちの「できること」「やりたいこと」を見つけます。	足尾に住む様々な人が「やりたいこと」「できること」に自信を持ち、地域と自分達を元気にする活動を実施します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自分たちができることを見つけ、まちぐるみの活動に積極的に参加します。
- 自分のしたいこと、既に活動していることを積極的に PR し、仲間づくりに努めます。

地域ができること

- 学校や観光協会、地域おこし協力隊や商工会、地区社協と協力しながら活動を盛り上げていきます。

12. 栗山地区

■■栗山地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	627 人	850 人	-223 人
総世帯数	324 世帯	381 世帯	-54 世帯
１世帯あたり人員	1.9 人/世帯	2.2 人/世帯	-0.3 人/世帯
65 歳以上人口割合	59.4%	46.0%	+13.4%
14 歳以下人口割合	1.1%	2.9%	-1.8%

（１）支え合い･助け合い活動の推進

現状と課題

栗山地区では、地区人口の減少と少子高齢化が進んでおり、地域生活に対する将来の不安が高まっています。そこで地域で暮らす住民が安全・安心した暮らしを続けていくためにも、隣近所の支え合いや地区全体で助け合い活動を推進していく必要があります。

取り組み（４年後の目標）

隣近所や地域全体の助け合い・支え合い活動を推進し、誰もが安心して暮らすことのできる栗山地区を目指します。

取り組み名称：

暮らしを守る、支え合い・助け合い活動の推進

ステップ１	ステップ２	ステップ３
『誰がどんなことに困っているのか把握しよう！』 自治会や民生委員・児童委員、地区社協など、関係機関・団体が連携し、地域の困りごとを具体的に把握していきます。	『地域の活動者やボランティア団体を把握しよう』 地域で活動している住民やボランティア団体、グループなどを把握し、それぞれの活動内容を地区内で広く周知していきます。	『地域全体で見守り・助け合い活動をしていこう！』 住民の求めや必要性に応じて、地区全体が連携・協働し新たな活動や組織をつくっていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自治会や地域の活動に参加します。
- 隣近所の付き合いを続けていきます。

地域ができること

- 自治会や民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉協議会などが連携し、地域の困りごとを把握していきます。
- 自治会単位や地区全体で出来る取り組みを検討し、実施していきます。

（２）防災･減災に対する取り組み活動の推進

現状と課題

近年、台風・地震・豪雨などの自然災害が多発しており、「いつ、どこで」災害が起きてもおかしくはない状況にあります。自然災害に対する危機意識が高まる一方で、山間部、高齢者の多い栗山地区の現状に即した防災・減災のための一人ひとりの行動が、地域の中で検討されていない現状があります。そのため栗山地区では、住民一人ひとりの防災・減災に対する意識を高め、「もしも」の事態に対応できる災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

取り組み（４年後の目標）

一人ひとりの防災意識を高め、災害に強い栗山地区を目指します。

取り組み名称：

防災・減災への「いつも」の取り組みが、「もしも」を変える！

ステップ１	ステップ２	ステップ３
『自然災害の危険や対応策について知ろう！』 自治会や民生委員・児童委員、地区社協など、関係機関・団体が連携し、住民一人ひとりの防災・減災に対する意識を高めていきます。	『防災・減災の取り組みを学ぼう！』 防災・減災に取り組んでいる自治会や団体など、先進事例が学べる研修会を実施し、栗山に必要な取り組みを検討していきます。	『防災訓練を実施しよう！』 自治会、行政、警察、学校、社会福祉協議会など各関係機関・団体が連携した防災訓練を実施していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 防災・減災に関心を持ちます。
- 避難場所を確認しておきます。

地域ができること

- 平時から災害時の対応について話し合いをしておきます。
- 避難訓練を実施する時には民生委員・児童委員や消防団など地域の関係性と連携・協力していきます。

（３）高齢者の健康・生きがいづくりの推進

現状と課題

栗山地区は、日光市内でも高齢化率が高く、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増えている状況にあります。その一方で、生活を支える病院や福祉サービス、スーパーなどの社会資源が少なく、また公共交通機関の利便性も高くないことから病気や怪我、介護を理由に住み慣れた地区を離れる高齢者は少なくありません。そのため、高齢者が住み慣れた栗山地区で自分らしく楽しみをもちながら生活を続けていくためにも、健康や生きがいづくりを推進していく必要があります。

取り組み（４年後の目標）

高齢者の一人ひとりが健康で、生きがいもって生活することのできる栗山地区を目指します。

取り組み名称①：

栗山流、健康・生きがいづくりの推進！

ステップ１	ステップ２	ステップ３
『健康意識を高め、活動・運動を続けよう！』 一人ひとりが健康への意識を高め、活動的な生活や運動を続けていけるように各関係機関が連携・協力し、支援していきます。	『集いの場や楽しみのある活動を広げよう！』 自治会内の集会場や広場など、身近にある場・施設を活用して集いの場や楽しみのある活動を行い、健康・生きがいづくりを推進していきます。	『地区全体で健康・生きがいづくりを推進しよう！』 自治会、ボランティア団体、地区社協、行政、福祉施設など様々な機関・団体が連携、協力し、地区全体で健康・生きがいづくりを推進する基盤体制を構築します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自治会や公民館、老人クラブなどの活動に積極的に参加します。
- 健康に関心を持ち、適度な運動と栄養のある食事を心がけます。

地域ができること

- 地区社協や社協、地域包括支援センター、診療所などが連携・協力し、一人ひとりの健康や生きがいづくりを推進していきます。
- 自治会、地区社協、老人クラブなどが連携・協力し、楽しみのある事業を企画・実施していきます。

13. 湯西川地区

■■湯西川地区の基礎データ

項目	①令和３年４月１日	②平成２６年 （第２期計画策定年度）	増減 （ ① － ② ）
総人口	450 人	566 人	-116 人
総世帯数	259 世帯	274 世帯	-15 世帯
１世帯あたり人員	1.7 人/世帯	2.1 人/世帯	-0.4 人/世帯
65 歳以上人口割合	41.1%	35.2%	+5.9%
14 歳以下人口割合	4.0%	7.2%	-3.2%

（１）見守り･助け合い活動の推進

現状と課題

湯西川地区では、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加しています。そのため地域で暮らす高齢者が安心して暮らしていくためにも、隣近所の支え合いや地域全体で助け合い活動を推進していく必要があります。

取り組み（４年後の目標）

『「お互いさま」と「ありがとう」が息づく、あったかい温泉まち』を目指します。

取り組み名称：

『ほっと安心できる』、湯西川の見守り・助け合い活動

ステップ１	ステップ２	ステップ３
『隣近所で見守りをしよう！』 雨戸やカーテンが開いているか、電気が点いているかなど、隣近所でそれとなく気にかけていきます。	**『挨拶を通して、見守りをしよう！』** 地域全体で挨拶活動を推進していきながら、いつもと違う、見かけなくなったなど、異変に気づいたら民生委員や相談機関に連絡できる体制をつくっていきます。	**『地域全体で見守り・助け合い活動をしていこう！』** 行政や学校、地区社協などと連携し、防災・減災のための取り組みや買い物支援、配食サービスなど地域全体で見守り、助け合い活動を推進していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 自治会や地域の活動に参加します。
- 隣近所の付き合いを続けていきます。
- 住民同士や観光客に元気な挨拶をします。

地域ができること

- 自治会や民生委員・児童委員を中心に隣近所同士の見守りができるように地域への声かけをしていきます。
- 自治会、行政、学校、福祉施設など地域が一体となって防災・減災の取り組みを進めていきます。

（２）地域交流の活性化

現状と課題

湯西川地区では、「住民同士が気軽に集まれるような場や機会が少ない」、「場があっても飽きられてしまって続かない」という地域交流の課題があります。少子高齢化、人口減少が続く地区の現状からも住民同士のつながりを継続していくための取り組みが必要です。

取り組み（４年後の目標）

「世代間を超えて“つながり”のある温泉まち」を目指します。

取り組み名称：

『挨拶』からはじまる、ふれあいと交流の場づくり

ステップ１	ステップ２	ステップ３
『挨拶運動を広めよう』 地区内で挨拶運動を広めていこう！	**『集まる楽しみを広げよう！』** 誰でも参加できる住民グループや居場所を作り、地域の方に集まる楽しみを知ってもらおう。	**『多世代交流を推進していこう！』** 学校や地域の団体が連携・協力し、多世代交流を推進していこう。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 住民や観光客など、すれ違う時に元気な挨拶をします。
- 地域で実施している行事や事業に関心をもって積極的に参加します。
- 地域のグループや活動に参加してみます。
- 集いの場に友人を誘ってみます。

地域ができること

- 自治会を中心に行事やイベントの参加を呼びかけます。
- 学校や保育園、デイサービスなどと連携・協働し、交流事業を実施していきます。

資料編

１．計画の策定経過

年度	月日	会議等	備 考
令和元年度	8/5	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会及び策定市民会議合同会議並びに研修会「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて」	・各委員委嘱状交付式 ・地域福祉についての研修会
	10/18	計画策定のためのアンケート調査実施 （調査期間：10月18日～11月1日）	・市民アンケート 18歳以上の男女3，000人対象 ・事業所アンケート 介護・障がい・保育事業を行っている市内事業所等93団体対象
	2/13	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会及び策定市民会議合同会議並びに職員研修会「改正社会福祉法に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画に係るポイントについて」	・アンケート速報結果報告 ・にっこう福祉のまちづくり推進委員会活動報告
令和2年度	6/5	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員宛て、アンケート調査結果報告（郵送）	
	1/12	庁内検討委員会ワーキングチーム	・素案の検討
令和3年度	7/2	庁内検討委員会ワーキングチーム	・素案の検討
	7/20	庁内検討委員会	・素案の検討
	7/30	庁内検討委員会ワーキングチーム	・素案の検討
	8/18	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（書面会議）	・素案の検討
	8/27	地域福祉計画策定市民会議委員 （素案の意見聴取（郵送による））	・素案の検討
	9/17	部長会議	・素案の調整（原案決定）
	11/9	市議会民生教育常任委員会	・原案の情報提供
	11/26	市議会議員全員協議会	・原案の報告
	12/10	パブリックコメント開始	
	1/11	パブリックコメント終了	
	2/1	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（書面会議）	・原案の修正協議、決定 ・結果報告書作成、決定
	2/4	市議会議員全員協議会	・パブリックコメント等の報告
	2/22	策定委員会から、市及び社会福祉協議会へ結果報告	
	3/24	日光市社会福祉協議会理事会	・計画の報告
	3/25	日光市社会福祉協議会評議委員会	・計画の報告
	3月	計画完成	

２．日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

１．日光市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、日光市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を行う。

（１）　計画の案を策定すること。

（２）　計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員３０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　知識経験を有する者

（２）　関係団体から推薦を受けた者

（３）　公募による者

（４）　市の職員

（平２６告示８２・一部改正）

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

２　前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平２１告示１５・平２６告示８２・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第７条　委員長は、第２条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

（事務局）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（平２１告示１５・平２８告示７０・一部改正）

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成２１年２月２６日告示第１５号）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月２０日告示第８２号）

この要綱は、平成２６年６月２０日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日告示第７０号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２．日光市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　社会福祉法人日光市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、日光市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その計画案を検討するため、日光市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を行う。

（１）　計画の案を策定すること。

（２）　計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員２５名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者で、日光市から推薦を受けた者のうちから本会会長が委嘱する。

（１）　知識経験を有する者

（２）　関係団体から推薦を受けた者

（３）　公募による者

（４）　市の職員

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和５年（２０２３年）３月３１日までとする。

２　前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことはできない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第７条　委員長は、第２条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに本会会長に報告しなければならない。

２　本会会長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

（事務局）

第８条　委員会の庶務は、本会地域福祉課地域支援係において処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年（２０２１年）５月２５日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。
（この要綱の失効）
３　この要綱は、令和５年（２０２３年）３月３１日限り、その効力を失う。

３．日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	選出団体	備考
1	髙橋　　満	日光市自治会連合会	委員長
2	塚越　八重子	日光市女性団体連絡協議会	副委員長
3	宮地　ゆみ	日光市民生委員児童委員協議会連合会	
4	森山　良一	日光市老人クラブ連合会	
5	廣瀬　史子	日光地区特別養護老人ホーム連絡協議会	
6	小貫　美砂恵	日光市ケアマネジャー連絡協議会	
7	沼尾　敏子	日光市障がい者の会	
8	矢田　敦子	日光市障がい者自立支援協議会	
9	大嶋　　裕	日光市子ども･子育て審議会	
10	大竹　幸子	日光市子ども･子育て審議会	
11	西岡　浩子	日光保護区保護司会	
12	駒倉　裕子	日光人権擁護委員協議会	
13	木村　安志	上都賀郡市医師会北部地区医師団	
14	茂木　義子	日光市社会教育委員会議	
15	金山　欽治	日光市ボランティア団体協議会	
16	平田　光男	日光市ボランティア団体協議会	
17	岸野　　稔	日光市社会福祉協議会	
18	黒圖　盛男	公募委員	
19	斎藤　雅裕	日光市健康福祉部長	

４．日光市地域福祉計画策定市民会議設置要綱及びにっこう福祉のまちづくり推進委員会設置要綱

１．日光市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第１項に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民の立場から幅広い意見を反映させるため、日光市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　市民会議は、次に掲げる事項を行う。

(1)　計画案の策定に関し、地域の実情の調査及び把握をすること。

(2)　地域福祉における地域ごとの課題の抽出及び検討をすること。

(3)　その他市長が市民会議において協議が必要と認める事項

（設置地域等）

第３条　市民会議は、別表に掲げる地域又は地区（次条において「地域等」という。）ごとに設置する。

（平 26 告示 83・一部改正）

（組織）

第４条　市民会議は、それぞれ委員 13 人以内をもって組織する。

２　委員は、それぞれの市民会議が設置される地域等に住所を有する者又は当該地域等と密接な関係を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1)　次に掲げる者のうち、社会福祉法人日光市社会福祉協議会から推薦を受けたもの

ア　自治会の関係者

イ　市民団体の関係者

ウ　民生委員

エ　福祉関係の機関又は団体の関係者

オ　福祉に関し識見を有する者

カ　その他地域等の関係者

(2)　その他市長が特に必要と認めた者

（平 26 告示 83・全改、平 31 告示 28・一部改正）

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

２　前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 21 告示 16・平 26 告示 83・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第6条　市民会議にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。
2　委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第7条　市民会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2　市民会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
3　市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に市民会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）
第8条　委員長は、市民会議において委員から提出された意見等については、取りまとめたうえで、市長に報告するものとする。

（事務局）
第9条　市民会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。
（平21告示16・全改、平28告示70・一部改正）

（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）
2　この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成21年2月26日告示第16号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成26年6月20日告示第83号）
この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附　則（平成28年4月1日告示第70号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成31年4月1日告示第28号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 26 告示 83・一部改正）

名称	地域又は地区
日光市地域福祉計画今市地区策定市民会議	今市地域の今市地区
日光市地域福祉計画落合地区策定市民会議	今市地域の落合地区
日光市地域福祉計画豊岡地区策定市民会議	今市地域の豊岡地区
日光市地域福祉計画大沢地区策定市民会議	今市地域の大沢地区
日光市地域福祉計画塩野室地区策定市民会議	今市地域の塩野室地区
日光市地域福祉計画日光地区策定市民会議	日光地域のうち中宮祠地区及び小来川地区を除く地区
日光市地域福祉計画中宮祠地区策定市民会議	日光地域の中宮祠地区
日光市地域福祉計画小来川地区策定市民会議	日光地域の小来川地区
日光市地域福祉計画藤原地区策定市民会議	藤原地域のうち三依地区を除く地区
日光市地域福祉計画三依地区策定市民会議	藤原地域の三依地区
日光市地域福祉計画足尾地区策定市民会議	足尾地域
日光市地域福祉計画栗山地区策定市民会議	栗山地域のうち湯西川地区を除く地区
日光市地域福祉計画湯西川地区策定市民会議	栗山地域の湯西川地区

２．にっこう福祉のまちづくり推進委員会設置要綱

（設置）
第１条 社会福祉法人日光市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、日光市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進し、また、地域における高齢者等の日常生活上の支援体制の充実及び強化を図るため、にっこう福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条 委員会は、次に掲げる事項を行う。
（１） 計画の推進、進行管理、見直し、策定及び評価をすること
（２） 地域の実情の調査及び把握をすること
（３） 地域福祉における地域ごとの課題の抽出及び検討をすること
（４） 情報共有及び連携・協働による資源開発をすること
（５） にっこう福祉のまちづくり活動事業の助成申請の推薦に関すること
（６） その他委員会において協議が必要と認める事項
（設置地域等）
第３条 委員会は、別表に掲げる地域又は地区（次条において「地域等」という）ごとに設置する。
（組織）
第４条 委員会は、それぞれ委員１３人以内をもって組織する。
２ 委員は、それぞれの委員会が設置される地域等に住所を有する者又は当該地域等と密接な関係を有する者で、次に掲げるもののうちから本会会長が委嘱する。
（１）自治会の関係者
（２）市民団体の関係者
（３）民生委員児童委員
（４）医療、保健、福祉関係者
（５）地域包括支援センター職員
（６） その他地域等の関係者
（７）上記の他本会会長が特に必要と認めた者
（任期）
第５条 委員の任期は、計画の期間とする。ただし、再任は妨げない。
２ 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第６条 委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。
２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２ 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

３ 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（報告）
第８条 委員長は、委員会において委員から提出された意見等については、取りまとめたうえで、本会会長に報告するものとする。
（個人情報等の保持）
第９条 委員及び会議に出席を求められた者は、会議において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。
（事務局）
第１０条 委員会の庶務は、本会において処理する。
（その他）
第１１条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附 則
（施行期日）
１ この要綱は、平成２８年５月１６日から施行する。
２ この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

名称	地域又は地区
にっこう福祉のまちづくり今市地区推進委員会	今市地域の今市地区
にっこう福祉のまちづくり落合地区推進委員会	今市地域の落合地区
にっこう福祉のまちづくり豊岡地区推進委員会	今市地域の豊岡地区
にっこう福祉のまちづくり大沢地区推進委員会	今市地域の大沢地区
にっこう福祉のまちづくり塩野室地区推進委員会	今市地域の塩野室地区
にっこう福祉のまちづくり日光地区推進委員会	日光地域のうち中宮祠地区及び小来川地区を除く地区
にっこう福祉のまちづくり中宮祠地区推進委員会	日光地域の中宮祠地区
にっこう福祉のまちづくり小来川地区推進委員会	日光地域の小来川地区
にっこう福祉のまちづくり藤原地区推進委員会	藤原地域のうち三依地区を除く地区
にっこう福祉のまちづくり三依地区推進委員会	藤原地域の三依地区
にっこう福祉のまちづくり足尾地区推進委員会	足尾地域
にっこう福祉のまちづくり栗山地区推進委員会	栗山地域のうち湯西川地区を除く地区
にっこう福祉のまちづくり湯西川地区推進委員会	栗山地域の湯西川地区

５．日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

１．日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を行う。

（１）　計画の案を作成すること。

（２）　計画の案を作成するために必要な調査及び研究をすること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　権利擁護に関し学識経験を有する者

（２）　関係団体から推薦を受けた者

（３）　市の職員

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了する日までとする。

２　前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

４　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（オブザーバー）

第７条　第３条に規定する委員のほか、委員会にオブザーバーを置くことができる。

２　オブザーバーは、委員会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

３　オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門的な見地から委員会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

６．日光市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿

No.	氏　　名	選出団体	備　　考
1	荒　川　剛　栄	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	委員長
2	秋　澤　芳　美	日光市民生委員児童委員協議会連合会	副委員長
3	木　村　敏　明 （令和元・２年度）	宇都宮地方法務局日光支局	
	石　塚　辰　也 （令和３年度）		
4	溝　邉　岳　秋	栃木県弁護士会	
5	木　村　安　志 （令和元年度）	一般社団法人上都賀郡市医師会（北部医師団）	
	伊　藤　　勇 （令和２・３年度）		
6	本　間　友　章	日光市自治会連合会	
7	小　口　みほ子	栃木県社会福祉士会（一般社団法人栃木県社会 福祉会権利擁護センター・ぱあとなあとちぎ）	
8	星　　貴　子	日光市介護サービス事業者連絡協議会	
9	広　瀬　　浩	障がい者就労支援施設共同受注事務局だいち	
10	長　沼　克　嘉 （令和元・２年度）	㈱足利銀行今市支店	
	粂　川　千　穂 （令和３年度）		
11	星　野　正　浩 （令和元・２年度）	社会福祉法人　日光市社会福祉協議会	
	細　川　　努 （令和３年度）		
12	矢　嶋　尚　登 （令和元・２年度）	日光市健康福祉部長	
	斎　藤　雅　裕 （令和３年度）		
13	島　田　貴　士 （令和元・２年度）	宇都宮家庭裁判所	オブザーバー
	高　久　展　大 （令和３年度）		

第３期日光市地域福祉計画・日光市地域福祉活動計画

令和４年３月

発行：日光市・社会福祉法人 日光市社会福祉協議会
編集：日光市健康福祉部社会福祉課
〒321-1292　栃木県日光市今市本町１番地
Tel：0288（25）３０６４〔直通〕
Fax：0288（21）５１０５

社会福祉法人 日光市社会福祉協議会
〒321-２５２２　栃木県日光市鬼怒川温泉大原２番地６
Tel：0288（25）3070
Fax：0288（25）3075